平成20年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

吉田町議会

平成20年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)	
○町長あいさつ	4
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	
\bigcirc 議会閉会中の委員会活動報告 \cdots 1	
○中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の報告について2	
○議案第63号~議案第67号の一括上程、説明3	
○議案第66号の質疑、討論、採決3	
○散会の宣告····································	5
第 2 号 (12月16日) ○開議の宣告····································	6
○一般質問	
佐藤正司	
八 木 栄	
藤 田 和 寿	7
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2 号 (10月17日)	
第 3 号 (12月17日) ○開議の宣告····································	_
○ 用議の亘音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○一版頁問····································	
り	
一	

第 4 号 (12月19日)

○開議の宣告			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8 8	3
○第63号議案の質疑、	討論、	採決…		8 8	3
○第64号議案の質疑、	討論、	採決…		8 8	3
○第65号議案の質疑、	討論、	採決…		9 2	2
○第67号議案の質疑、	討論、	採決…		9 3	3
○日程の追加について・				9 4	1
○第68号議案の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決94	1
○吉田町選挙管理委員会	会の委員	及び補	前充員の)選挙について98	3
○発議案第5号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決99)
○発議案第6号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決101	L
○発議案第7号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決113	3
○発議案第8号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決125	5
○議員派遣について				1 3 1	L
○議会閉会中の委員会総	迷続調査	こについ	ヽて	1 3 1	L
○町長あいさつ			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 3 2	2
○議長あいさつ				1 3 3	3
○閉会の宣告					1

(12月5日:開会日)

開会 午前 9時00分

〇議長(吉永滿榮君) 本日ここに平成20年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員 各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長(吉永滿榮君) 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 議員の皆さん、おはようございます。

議員の皆さん、劉さん、字が廷芝というお名前を聞いたことがございますか。これは有名な中国の詩人でございますけれども、皆さんが知っている歌で、こんな歌があります。「年年歳歳花相似たり 歳歳年年人同じからず」。毎年咲く花は同じであるけれども、人は変わっていくと。議員も私も恒例でございますけれども、毎年咲く花は同じですけれども、議員さんは何も変わりません。あと9回、今回を入れて9回ですね。皆さんとお会いするわけでございますけれども、皆さんとまた相まみえ、丁丁発止という関係で討論をすると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

もう皆様も議会改革ということでいろいろなところでこういうのを言われますけれども、第29次地方制度調査会専門小委員会、10月の初旬に地方議会改革について進める事業を行いました。当然、皆さんはそれについてはいろいろお知りだと思いますけれども、そこが発するメッセージは、はっきり専門小委員会等で出ております。地方議会の充実ためには、全議員がまじめに議論する。これが第29次地方制度調査会専門小委員会が地方議会改革について出すメッセージのようであります。

先日、私のもとにTBS、これは全国放送ですが、「噂の東京マガジン」というところからインタビューに参りました。専門のことを離れてディレクターがこんなことを私に聞きました。地方議会の改革については、田村さんはどんなふうにお思いですかと。

四つのことができていれば改革というものは簡単ではないでしょうかとお話ししておきました。一つは、議員があらゆるものに対して明確に意思表示をすること。イエス、ノーを、いい、悪いをはっきり言うこと。次はその理由を述べること。三つ目は、有権者から求められた場合は意思表示とその理由について明確に説明すること。そういう点はいろいろなことが決まりますけれども、それぞれの議員がどのような発言をしたのか、それについてすべて議事録がオープンにされること、こういう点さえできれば、地方制度調査会という議会の改革についてはすべてうまくいくと、大仰な「議会改革」なんていう言葉を使わなくても、すべてそれで事が足りるでしょうと申し上げておきました。

ディレクターが最後に私に聞きましたが、おたくの議会はいかがでしょうかと聞いたものですから、ずばっと答えておきました。100年間は制度がもつということでしょう。 よろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長(吉永滿榮君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、6番、片山 武君、7番、永田智章君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長(吉永滿榮君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から12月19日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承を願います。

◎諸報告について

○議長(吉永滿榮君) 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

① 9 月18日木曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が、静岡市の県市町村センターで開催されました。

協議事項とし、1、平成19年度静岡県町村議会議長会事業報告について、2、平成19年度

静岡県町村議会議長会歳入歳出決算について、3、平成20年度定期総会開催要項(案)について、4、平成20年度自治功労表彰についての4議案について審議が行われ、いずれも承認されました。なお、表彰については、当町議会からの該当者はありませんでした。

②9月30日火曜日、「富士山静岡空港と地域開発を進める会」主催の記念講演会が島田市の歩歩路で開催されました。講師は、株式会社フジ・ドリームエアラインズ専務取締役須川恒次氏で、「地域航空会社から見た富士山静岡空港の利活用と可能性について」の講演でありました。富士山静岡空港の開港が間近に迫った中、大変参考になり、有意義な講演でありました。

③10月20日月曜日、静岡市において「平成20年度静岡県町村議会議長会総会」が開催されました。

初めに、議会自治功労者表彰があり、県内の町議会から9名の方が表彰されました。当町 議会からの表彰者はございませんでした。

続いて、審議事項に入り、平成20年度定期総会要望事項として、地方分権の推進を初めと する7項目の要望事項が承認されました。

そのほか、定期総会決議として、真の地方分権改革のさらなる推進を求め、7項目の要望 事項の速やかなる実現を求める決議案を採択し、閉会といたしました。

- ④11月8日土曜日、「スカイ・レジャー・ジャパン&エアポートフェスタ2008イン静岡」 が開催されました。当日は、天候の悪い中にもかかわらず多くの方が来場され、富士山静岡 空港への期待が高いものと感じられました。
- ⑤11月17日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会の主催による「第2回政策研修会」が 静岡市内で開催されました。

当日は2名の方から講演があり、初めに、静岡県副知事の花森憲一氏から「県政報告、県 民くらし満足度日本一の実現に向けて・国際化の流れと「地産」「地消」」と題して、県政 の基本理念の富国有徳・創知協働についての説明がありました。

続いて、静岡県コンベンション・アーツセンター・グランシップ館長の田村孝子氏による「地域で豊かに生きる」と題する講演がありました。人を育てるには、芸術は、心の食べ物とし、感動、知識や豊かな感性をはぐくむことが重要なことや、東京と地方との文化の格差の問題など、興味深く、大変有意義な講演でありました。

⑥11月15日水曜日、NHKホールにおいて、「第52回町村議会議長全国大会」が開催されました。

議長全国大会においては、「真の分権型社会の創造をめざして」のスローガンのもと、地方分権改革のさらなる推進と地方財政の充実強化を目指した宣言や特別決議、23項目にわたる要望事項を採択しました。

引き続き、特別講演として、お茶の水女子大学教授藤原正彦氏による「日本のこれから」と題しての講演があり、閉会いたしました。

⑦11月28日金曜日、地元5市3町議会による「富士山静岡空港の早期開港に向けて」の要望書を県知事に提出いたしました。

以上で議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてでありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配布させていただきましたので、御了承をお願いいたします。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配布させていただきました。御了承を願います。

なお、定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に 配布しておきましたので、御承認願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 平成20年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

さて、現在の社会情勢は、サブ・プライム・ローン問題に端を発した世界金融危機や株式、為替市場の大幅な変動などから混迷を極めており、企業においては大幅な減収減益を余儀なくされております。また、これらの社会情勢の激変は、当町の法人町民税などの税入見込みにも大きな影響を与え、平成21年度の歳入見込みは大幅な減少を見込まざるを得ない状況にあります。他方、歳出におきましても、少子高齢化による社会保障費などの経常経費の増加など、種々の増加要因が山積しております。したがいまして、これらの歳入歳出面の諸事情を勘案しながら、限られた財源の中で必要な事業を効率的に実施し、住民サービスの低下を招かないよう努めることが喫緊の課題であります。

それでは、当町の平成20年度事業進捗状況等につきまして御報告申し上げます。

最初に、「ちいさな理科館事業」について御報告申し上げます。

さきの行政報告会においても報告させていただきましたが、本年10月1日に設計業者が決定し、「ちいさな理科館」の設計業務を進めているところでございます。

設計に際しましては、建設委員の皆様から御意見等をちょうだいし、よりよいものを構築 していきたいと考えております。

また、「ちいさな理科館」の入り口に設置する看板についてでございますが、昭和25年に当時の吉田町の中学生が島田市大代に植林した学校林の樹木2本を活用し、東大総長、文部大臣を歴任され、現在、「科学技術振興財団理事長」という要職に就いておられる有馬朗人先生にその揮毫をお願いし、製作する予定であります。

さらに、有馬先生には「ちいさな理科館」の名誉館長への就任とオープニングセレモニーの一つである中学生を対象とした理科の実験をお願いし、快諾を得ております。

吉田町の将来を担う子供たちのため、引き続き教育環境の充実を図ってまいりますので、 御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、「図書館」について御報告申し上げます。

昨年10月から試行を続けております休館日と開館時間の変更につきましては、1年が経過し、開館日数は1年間で285日となり、試行前と比較しますと42日増加しました。開館日数の増加に伴い経常経費も増えておりますが、主なものは、日常の清掃業務委託費、光熱費で約91万円の増額となりました。

今後につきましては、引き続き試行を継続し、試行開始当初から要望があります平日の開館時間延長につきましては、来年3月の開始をめどに準備を進めてまいります。現在、週1日の開館時間の延長を検討しておりますが、これにより、会社帰りの人たちの図書館利用が可能となり、少しではありますが利便性の向上が図れるのではないかと考えておりますので、

御理解、御協力をお願いいたします。

次に、「健康づくり事業」につきまして御報告申し上げます。

腕の筋肉を積極的に使うストックウオーキングは、足腰に適度な負荷を与え、筋肉や骨を 安全に鍛えることができることから、生活習慣病や身体活動の低下の予防・改善が期待でき ます。当町では健康の保持増進を図る手段として、ストックウオーキングの推進を図ってい るところであります。

9月23日にはスポーツキャスターの荻原次晴氏に講演とストックウオーキングの実技指導をしていただき、214人の町民の皆様方に参加していただきました。その結果、ストックウオーキングへの関心が高まり、ストックウオーキング実践教室には、定員を上回る応募がありました。徐々にではありますが、町民の皆様方に浸透し、健康づくりの輪が広がっていることを実感しておりますが、今後、より一層の拡大を期待しているところであります。

続きまして、「小中学生医療費助成事業」の実施経過について御報告申し上げます。

疾病に際し、適切な療養を受けさせ、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るための医療費助成につきましては、平成19年度は小学校6年生まで、平成20年度はさらに中学校3年生までを対象に医療費の補助を行っているところであります。平成20年9月末現在の小学生の医療費補助は入院25件、通院3,118件、執行額は約1,053万円であり、昨年度事業開始からの6カ月間と比較すると件数で1.4倍、執行額は1.3倍の伸びを示しており、本制度が町民の皆様方に浸透したものと受けとめております。今年拡大した中学生の医療費の補助は、同じく9月末現在で入院9件、通院530件、執行額約223万3,000円という状況であります。今後の推移を見守るとともに、制度の周知を図っていきたいと考えております。

次に、小学校における「フッ素洗口事業」について御報告申し上げます。

長寿社会を迎え、健康で文化的な生活を過ごすためには、歯や口腔の健康は重要となっております。平成19年度学校歯科保健調査結果によりますと、町内小学生の1人当たりの虫歯経験歯数であるDMFT指数は0.8で、県下でも高い数値であります。このため、本年度よりフッ素洗口事業を計画し、本年11月より町内各小学校1年生を対象に実施しております。

実施内容としましては、児童1人当たり0.2%をフッ化ナトリウム水溶液10ccを週1回、音楽に合わせ1分間、「含みうがい」を行うというものでございます。

フッ素洗口は、永久歯の崩出時期に継続的に行うと効果があるとされており、歯の健康管理に役立つものと期待しております。

次に、道路整備について御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路榛南幹線でございますが、現在、住吉幹線から海岸幹線までの区間を県と町の事業区間に区分けし、整備を進めております。本年度につきましては、県、町とも用地取得を進めておりますが、地権者の皆様の御協力により、既に本年度取得用地の大半について契約を取り交わしております。

また、海岸幹線から坂口谷川を渡り牧之原市の150号との合流地点までの区間につきましては、県が事業主体となり着手しておりますが、本年度は既に隣地の境界立ち会いも終了し、 用地取得に入ると伺っております。

一方、2級河川湯日川にかかる橋梁につきましては、平成19年度から平成22年度までに下部工事を完成し、その後、上部工事に着手し、予定では平成25年度供用開始する計画と伺っております。

続きまして、東名川尻幹線でございますが、東名吉田インターチェンジから国道150号までの区間につきましては、県が事業主体となり事業を進めておりますが、このうち東名吉田インターチェンジから富士見幹線までの区間につきまして、10月6日の夜に供用開始いたしました。工事期間中、町民の皆様方には大変御迷惑をおかけしましたが、御理解、御協力いただきありがとうございました。今後は、富士見幹線から国道150号までの区間を早期に完成できるよう、引き続き県に要望してまいります。

また、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めておりますが、 今年度は、側溝及び路盤工事を計画し、既に工事着手しております。

その他、大幡川幹線及び中央幹線、生活道路でありますカネマン大井線、中瀬高畑4号線 及び日の出向原線につきましても、既に本年度の工事に着手しております。地元の皆様方に は、御不便をおかけしておりますが、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、「吉田町都市計画マスタープラン」について御報告申し上げます。

町では、都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランを策定するにあたり、町民の皆様方との協働により計画立案することを基本姿勢とし、平成17年度からまちづくり委員会による種々の検討に着手し、その後、パブリックコメント等を実施し、平成20年12月2日に吉田町都市計画審議会の承認をいただいたところでございます。

この都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設の計画など町民の皆様方の日常生活 に関わる都市計画の基本的方針をお示しするもので、平成37年を目標年次として吉田町の将 来像を実現しようとするものでございます。

今後は、この都市計画マスタープランに示される吉田町の将来像の実現に向け、また、都市づくりの目標であります「住みやすく活気のある 水・緑豊かなまち 吉田町」を目指して、さまざまな都市計画の施策を講じてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、「公共下水道事業」について御報告申し上げます。

現在の整備状況を申しますと、299ヘクタールの事業認可区域のうち、昨年度末までに 198.28ヘクタールの整備を完了し、整備率が66.3%に達しております。また、本年10月末時点で2,013戸の下水道への加入があり、1日当たりの平均で約1,715立方メートルの汚水を処理しております。

本年度の工事は、住吉地区では、吉田中学校の通学路である「町道東村上組2号線」、川 尻地区では、通称大道の名で親しまれる「町道山通り浜河原線」を中心に面整備を進め、管 延長にして約2.8キロメートル、いずれも開削工事で整備を進めております。

町といたしましても、安全で快適な生活環境を維持する上で、極めて重要な都市施設であります下水道事業を今後も継続的に進めるために、町民の皆様方の御理解と御協力をいただき、より一層の加入促進に努めてまいります。

次に、「上水道事業」について御報告申し上げます。

初めに、施設の整備でございますが、第6期拡張事業である除鉄除マンガン施設につきましては、除鉄除マンガン装置、送水ポンプ、非常用発電機の設置等を、第2浄水場の築造工事につきましては、管理棟の築造、送・配水ポンプ及び非常用発電機の設置等の工事を既に発注し、計画どおり進捗しております。

次に、第6期拡張事業の関連工事としまして、大幡住吉線導・配水管布設替工事をはじめ、

ほか3本を6月に、東名大井川線外1路線配水管布設工事(第1工区)を11月に発注しております。

また、配水管の新設工事としまして、中瀬下片岡線配水管布設工事を10月に、第8水源自 家発電施設設置工事を11月に発注しております。

続きまして、老朽管の布設替事業として、毎年計画的に実施しております石綿管布設替事業でございますが、日の出線外1路線配水管布設替工事(第1・第2工区)を5月に、古川川 尻線配水管布設替工事を12月に発注しております。

最後に、他事業に伴う水道管の布設及び布設替工事でございますが、御前崎土木事務所関連としまして2本発注済みであり、うち榛南幹線管理道配水管布設工事につきましては既に完了しております。そのほか、都市建設課関連としまして4本の事業を発注済みでございます。

今後も事業関係者と協議、調整を図り進めてまいりたいと考えております。今後につきましても、より安全でおいしい水の供給が行われるよう、計画的な水道施設の整備を推進しております。

次に、ごみ減量化のための「レジ袋使用量削減」につきまして御報告申し上げます。

レジ袋は1年間に国全体で約300億枚、当町においては約1,100万枚がごみとなっております。また、容器包装全体の量は、容積で家庭ごみの6割を超えております。

このような状況の中、ごみとして処理されるレジ袋を減量するため、国では平成18年6月に「容器包装リサイクル法」を改正して、小売業を営む事業者を対象とした「容器包装の使用の合理化のための取り組み」を義務化しました。この結果、全国各地で地方公共団体や事業者によるさまざまなレジ袋削減に向けた取り組みが進展しております。

町では、消費者代表・小売店代表・行政で組織する「吉田町マイバッグ100%推進協議会」を設置して、地球環境の保全、ごみ発生量・ごみ処理費用の削減を目指し、レジ袋使用量削減への取り組みを進めているところでございます。

取り組み内容としましては、推進協議会の開催、小売店を対象としたアンケート調査、吉田町女性団体連絡協議会と連携しての町内スーパーマーケットに対するレジ袋削減のPR活動のほか、マイバッグ推進ののぼり旗を作成し、マイバッグ推進協力店等での掲揚等があります。また、マイバッグ持参につきましては、広報等を通じ町民の皆様方に広く啓発活動を行っております。

今後、環境型社会を実現するためには、消費者・事業者・行政が一体となり、ごみの減量・ごみ排出抑制と地球温暖化防止に向けた取り組みが何よりも重要と考えておりますので、 町民の皆様方の御理解と御協力をお願いするところでございます。

続きまして、「集中改革プランの取り組み状況」について御報告申し上げます。

集中改革プランは、平成17年3月29日付総務省事務次官通知「地方公共団体における行政 改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」の助言を受けまして、平成17 年11月に策定しました「第3次・吉田町行政改革大綱」と「吉田町行政改革実施計画」等を 集約した形で、平成18年3月に策定したものであります。

平成19年度の取り組み状況の取りまとめにつきましては、ことし6月、事務局の企画課から各課に取り組み状況を照会し、8月7日に開かれた第19回・行財政構造改革推進本部会議において取りまとめ結果を報告いたしましたが、その後、町が出資、出えんする団体の情報

を追加し、改めて10月31日に開かれた第20回・行財政構造改革推進本部会議に諮って内容を検証いたしました。この取りまとめ作業は、集中改革プランの進捗状況を可視化することにより職員の問題意識を高める効果も期待できます。

また、これまで平成17年度、平成18年度、平成19年度と3回の取りまとめ作業を行ってまいりましたが、当初の目的を達成できたのか、検討事項はどのように判断されたのかなど、検証を経るごとに精度を上げる工夫をこらしております。「平成18年度の取り組み状況」と比較した「平成19年度の取り組み状況」の修正、追加は、過年度の言い回し修正などが18件、新たに追加された項目が58件でございました。

集中改革プランは、平成17年度から平成21年度末までの5年間を計画期間としており、平成19年度はプランの中間地点でありますが、おおむね順調に進捗していることを御報告いたします。町といたしましては、行財政改革なくして今後の行政運営はあり得ないとの認識のもと、より一層の改善・改革に努めてまいります。

最後に、「入札契約制度」について御報告申し上げます。

議員の皆様も御承知のとおり、入札契約制度の見直しは、昨年度から2年間で進めることとしており、1年目は建設工事の発注に係る入札制度と入札情報の公表に関する制度改正により、公正で透明感ある体制が構築されたところであります。2年目となる本年度は、さらに契約実施の過程や契約内容の公表などの細部にわたる事務処理について見直しを行いました。

取り組みの成果といたしましては、これまで多岐にわたって一つの要綱等で規定していた 内容を目的に合わせて細分化し、新たに、「吉田町指名競争入札実施要領」、「吉田町入札 参加者指名委員会設置要綱」、「吉田町随意契約実施要領」、「吉田町建設工事等の入札及 び契約等に関する情報公表要綱」の四つの要領や要綱を11月13日に制定いたしました。

特に、「吉田町随意契約実施要領」は、競争入札の方法によらない見積競争の方法である 随意契約の事務の実施手順や契約の過程とその公表まで、一連の手続について見直し、より 具体的な事務処理内容に改善しております。

また、「吉田町建設工事等の入札及び契約等に関する情報公表要綱」では、町が締結する 契約の過程やその契約の内容等の公表の基本原則を定め、公表の様式、方法まで細部につい て定めております。これらのほか、現在、制限付き一般競争入札に付する対象範囲について も検討を進めており、建設工事だけではなく建設工事に係る委託業務の一部を制限付き一般 競争入札の対象案件に加えることができるように改正を進めております。改正後の要綱等は、 いずれも平成21年1月1日に施行することとしております。

これまで手がけてまいりました入札、契約改革の取り組みにより、一連の事務が明らかな 基準に則ったより適正なものとなったばかりでなく、町民の皆様方が町の契約に関する事務 処理の内容を容易に監視できるようになり、より一層の透明性を実感していただけるものと なっております。

以上が、ただいま実施しております当局の行政運営の概況でございますが、今定例会におきましては、議会が、本年5月に設置されました中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の最終の検査結果が報告されると聞き及んでおりますので、長い時間を費やしている重要懸案事項の処理に向けて大きく前進できるものと強い期待を抱いております。

私、この後、最終報告が出ると聞いておりましたので、ちなみに、吉田町議会会議規則に

目を通させていただきました。第41条に、委員長報告等に対する質疑で、議員は委員長及び 少数意見を報告したのに対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案 の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。第42条、討論及び表決。議長 は、前条の質疑が終わったときは、討論に対し終結などし、表決に付すると書いてございま す。白熱した討論が行われることを期待するものでございます。

また、この議会の事務検査の一環として、地方自治法第98条第2項に基づく監査請求も行われましたが、この結果として、地方自治法第198条の3第1項に掲げる「公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」との監査委員の服務原則に反する、前代未聞とも言うべき不適切極まりない監査結果報告書が公表され、行政事務担当者の適正な事務処理の概念を揺さぶられるという由々しき悪影響が出ております。

今定例会では、監査請求を行った議会の責任として、この監査結果報告書の取り扱いにも 決着をつけていただくとともに、監査委員が監査結果報告を導き出すためにあえて用いたと 思われる「利害を調整する立場、あるいは利害を調整するため」の文言が何を意味するのか、 またこれを用いて何を意図したのか、議員の皆様におかれましては、公人が行った事件につ きましては常に説明責任が伴うことに思いを致され、議会として、監査委員に直接説明させ る機会を設けさせますように重ねてお願いするものであります。

議会も当局も、ともに、吉田町のため、吉田町民の幸せのために邁進すべき使命がございます。私は常に、吉田町が正論に裏づけされた良識で動くようになってほしいと願っております。ともに、よいことはよい、悪いことは悪いという、それについて言及する是非の文化が定着した住みよい吉田町づくりの実現に向けて、御協力賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

〇議長(吉永滿榮君) 御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長(吉永滿榮君) 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告をお願いします。

最初に、総務文教常任委員会委員長、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

〇総務文教常任委員会委員長(勝山徳子君) それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中 の調査活動について報告申し上げます。

10月9日、4階第2会議室におきまして、午前9時開議。出席は委員7名、当局から町民課長、担当職員1名の御出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、議会閉会中の調査案件であります生活環境対策のごみ 処理対策についても議題に上げ、委員会を開会いたしました。

8月26日にリサイクルセンター現地視察を実施し、委員の皆さんから、感想や気がついた 点、意見等を出していただきました。

委員。廃プラの分別ができていない現状で、分別を徹底する意識を高めることが大事と思う。

委員。炎天下で作業している職員を見て、労働条件の悪さを感じる。炎天下や雨が降っても分別作業ができる対策をしてほしい。廃プラの回収のとき、分別ができていないものは袋に黄色のシールを張り、回収せず残された袋を組長が持ち帰り処理をしているところもある。

委員。地域によっては分別のルールを守らないものが出たとき、地域の人に全員集まっていただき、分別ができていない人に持ち帰っていただく。その後、組長が分別の仕方のPR版を配布し、意識をみんなに持っていただくよう配慮をしている。町民にリサイクルセンターの現場を見ていただくことも、環境への意識を高めるのに必要と思う。

委員。分別がきちんとできるように、袋の色を変えてみたらどうか。

委員。町内分別の収集に差があると感じる。分別のできていない状況をもっとアピールすることが大事。ごみの出し方が悪いと注意をしてくれるおばあさんがいてくれて、とても助かっている。ステーションごとに推進委員のような人をお願いして指導に当たっていただいたらどうか。分別が完全でない実態を見させていただきました。職場としては、衛生管理の行き届いた環境の中で作業ができるように配慮が必要と思いました。

委員。ペットボトルのキャップが取っていない状況で回収され、職員がキャップを取る作業をしている。キャップを集めてワクチンにかえる運動をしているところもある。分別の意識や環境改善の意識を高めるためにも、キャップの回収方法を検討したらどうか。

委員。組に入っていない人が、分別の意識が徹底されていない状況である。リサイクルの 意識の徹底を出前講座等で行っていると思う。

委員。化粧品の中身が入ったものやケチャップが入ったものが廃プラとして出されている 現状を見て、各家庭での意識を高め、力を入れて変えていかないと、改善は足りないと思う。 分別の意識を高めるために、出前講座の推進だけでなく行政としての力強いリーダーシップ でごみの減量や分別の意識を変えていけるような政策が大事と思う。

委員より意見や課題等を出していただきました。今後、まとめの中で集約していきたいと 思います。

次に、我が町のごみ減量化対策事業に対し意見を求めました。

委員。マイバッグの奨励とレジ袋の有料化について、スケジュールや町としてどのような 対応をしているのか。

当局。ことしの5月に牧之原市から提案があり、レジ袋の有料化を榛南地域で取り組む方法で話が出て、事業所の意向調査や準備が必要で、当初は年度内12月にという計画がありました。牧之原市のほうで動きがあり、10月から実施したいとのことで、当町としては、意向調査をしている段階で、すぐ対応できる状況ではなかった。周知期間も大事と思い、マイバッグ運動としてはやぶさかではないが、有料化を即というと周知期間がありませんので、10月からの開始については無理と判断する。当町としましては、準備期間も大事と思い、9月25日に会合を開き組織を立ち上げ、有料化がすぐというわけではなく、マイバッグの推進につきましては、女性団体等行っていまして、のぼり等を店頭にお願いし、PRしていく予定です。

委員。アンケートの結果はどうか、教えてほしい。

当局。意向調査は小売店に行ったもので、9社にお願いした。回収率は半分程度の中で、既にポイント制とかエコバッグを無料で配布して取り組んでいる業者もある。店内の展示物や放送でPRし、レジのところで袋をもらうか伺い、チェックができますので、マイバッグ

の推進状況は把握できている。町内一斉にはまだまだできる状況ではない。有料化については、即できるかどうかわからないが、マイバッグ運動については協力は惜しまないとの御意見がございました。

委員。子供を巻き込んで環境問題に取り組む方法もある。分別の仕方やキャップの収集や 出前講座を各学校で行ってはどうか。

当局。教育委員会とも相談し、必要があれば出前講座に出向く考えも持っている。

次に、委員会付託について協議し、視察内容、視察先を検討、決定することを了承し、委員会を閉会いたしました。

続きまして、11月12、13日、総務文教常任委員会の視察を実施いたしました。視察先は、 岐阜県各務原市と愛知県日進市、岐阜県の最先端科学技術センターでございます。視察内容 は、環境施策、環境行動都市について、ごみ環境施策の取り組みについてでございます。視 察報告書は、定例会最終日に提出いたします。

続きまして、11月25日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして、午前9時開議。出席は委員7名と議長の計8名、当局から 総務課長、企画課長、町民課長の御出席をいただきました。

定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに当局から、12月議会に上程を予定されている議案について、各担当課より概要報告をいただきました。

報告事項が終了した後、暫時休憩をし、所管事務調査に入るため各課長様には御退席をいただきました。暫時休憩を閉じ、早速、議会閉会中の調査案件に入りました。

初めに、11月12、13日の視察研修の検証を行い、我が町の生活環境対策について進めてまいりたいと思います。委員の御意見を伺いました。

12日、各務原市役所にて環境政策、環境行動都市について研修いたしました。

委員。学校経営予算と子供環境施策として使える予算の配分をしている。小さいころから 環境について考える取り組みができる。公園や道路から出る剪定ごみ、緑ごみの処理ができ るセンターがあり、堆肥にして効率よく対応している。雨水の利用として、水の大切さとか 牛乳のエコカップのリサイクル活動が、市民を巻き込んで進められている。行政のリーダー シップや取りかかりがとてもよく進められていた。

委員。クリーンリサイクルの推進がよかった。燃やすより堆肥にして無料で配布し、環境を考えれば、絶対にぜひ取り組むべき課題と感じた。シルバー人材センターの活用や雇用の拡大にもなりメリットは多くあり、吉田町としてどう取り組めるか課題と思います。牛乳パックのリサイクルの推進も、さらなる推進が大事と思う。

委員。小・中学校の環境教育の実施が充実されていると感じる。節電、節水の取り組みの成果や、雨水の活用や牛乳パックのリサイクルの推進等活動をしている。市の取り組みとして、環境行動都市としての目標を持って取り組んでいて、温室効果ガスの削減や環境宣言や子供エコプランの徹底と支援を行っている。市民との橋渡しをうまく行っていると感じる。最先端技術体験センターを見させていただき、我が町でもちいさな理科館を考えておりますので、比較にはならないが、これから進めていく中で交流を深めていただき、運用していただければ、ちいさな理科館も活用すべきと思いました。

委員。緑ごみについては、堆肥化して樹木に利用したり市民に配布し、利活用が進んでい

る。15万人の環境宣言をし、市民の意識を高めて進めている。

委員。市としてISOを取り、各小学校でもISOを取り、環境の取り組みが非常に進んでいる。

11月13日には日進市役所にてごみ環境施策の取り組みについて研修いたしました。

委員。レジ袋の有料化の前にエコシールの実施をしてきて、マイバッグの推進を早くから取りかかっている。有料化への移行がうまく、市民へのPRも丁寧に説明を行ったり理解を求めてきた。太陽光発電の補助事業も導入して、環境に対して意識を市民に高めさせる効果があると思いました。拠点回収で分別を市民がきちんとしていると感じる。市役所の隣に中央環境センターエコドームを設置し、資源回収ステーションとして運営をして、分別にもきちんと指導しながら、高齢者の雇用の場ともなっているリサイクルショップもあり、小さな子供用のものが多くある。一時的な期間しか利用しない商品は、ここでの活用が多いようである。

委員。環境への取り組みが早いと感じることは、環境基本計画を平成15年度に行い、平成16年度には環境まちづくり基本条例を制定している。あわせて平成19年度には年次報告書を出し、その中で行政が示している中で、どこまで実行できているか成果を公表しています。 実践していることへの評価ができることだと思いました。

これは、代表の意見を答えていたきました。視察研修に対するここで検証を終わらせていただきました。

次に、ごみ処理対策のまとめについて討議をし、2月までにまとめ、3月議会に報告を出させていただくことに了承をいただきました。

議会閉会中の調査案件について、引き続き少子・高齢化対策と障害者福祉対策並びに生活環境対策についても、総務文教常任委員会の継続調査とすることをお諮りし、異議なしと認め、引き続き継続調査といたしました。

以上で委員会を閉会いたしました。

以上で総務文教常任委員会の議会閉会中の調査活動の報告を終わります。

○議長(吉永滿榮君) 委員長からの報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

[產業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(永田智章君) 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動に ついて御報告申し上げます。

平成20年10月3日、調査案件の新たなる産業の創出をテーマに、町内2カ所の委員会視察を実施しました。出席委員数は7名です。当局より産業課長ほか2名、事務局2名の計11名で参加いたしました。

最初の視察先は、吉田町商工会に伺いました。午後1時半より、吉田町商工会会議室において、松浦会長を初め高橋、大石副会長2名ほか、山本事務局長、大石、戸塚経営指導員の

出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。

山本事務局長より、商工会の組織面及び事業内容について説明をいただきました。説明によりますと、組織面においては、会員数807人で、県下50商工会中、第14位の規模を有し、組織率71%で、平成19年度新規会員加入数は36事業所で、県下第4位とのことで、新規加入業業種は、サービス業関係、主にエステ産業及び住宅関連サービス業が主な業種であるとのことでした。また、製造業の開業は非常に少ないとの説明でした。

主流事業は、経営一般、金融、税務、経営革新等の相談指導、講演会の開催、商工業に関する情報の収集及び提供、また記帳及び労働保険等の事務委託などの事業を行っているとの説明を聞きました。

経営活動の実績及び予定としては、1、小規模事業者に対する個別相談、内容としては、金融、税務、経営革新、労働、取引等の相談を随時行っている。2、経営革新セミナー等の講習会の開催。3、金融相談会の開催。4、エキスパートの派遣、県連合会地域力連携センター事業の活用。5、異業種交流事業の実施。6、施策普及事業(広報紙「ショーアップ」を毎月1日・15日発行)。7、吉田町商工会労働保険事務組合の運営。8、支部活動の実施。9、青年部・女性部の育成、男女共同参画事業の推進。10、小山城の楽市の開催等が経営活動の実績及び予定であるとの説明でした。

また、今後の課題及び展望としまして、1、平成20年度から5年間の行動計画「商工会経営戦略アクションプログラム」に沿って、組織運営・事業を改革し、機能強化を図る。2、会員加入促進に努め、組織を強化する。3、異業種交流活動を通して会員相互の取引を活発化する。4、各種のイベント等を通して交流人口の拡大・社会一般の福祉増進を図る。5、後継者対策として、青年部・女性部の育成を推進する。男女共同参画事業を推進する。以上、今後の課題及び展望であるとの説明を受けました。

その後、後継者不足について、また三位一体改革事業による補助金について、町内への大型店の出店予定等について質疑を行いました。

懇談会の席上、会長より、以前は町当局と産業4団体と年3~4回懇談会を開いていたが、 5年ほど前より途絶えている。懇談会は大変よいことであると考えておりますとのお言葉を いただきました。

また、セレモニーホールをぜひ使っていただきたいとの要望がございました。

以上で吉田町商工会視察を終了いたしました。

続きまして、吉田町漁業協同組合へと移動し、組合会議室において久米組合長の出席をいただき、午後3時半より視察を再開しました。

初めに、組合長より漁業の現状及び事業内容について説明を受けました。説明によりますと、原油の高騰でシラス漁も大変厳しい状態に置かれているとのことです。原油の高騰による補助金が出ることになったが、手続が大変であることと、吉田町漁業協同組合では、小舟も交えて10%の燃料の節約をしなければ補助金を受けられないとのことで、船主21名で話し合い、補助金の申請はしないこととしたそうです。ちなみに県内では6つの漁業組合が申請をしたとのことでした。

静岡県内において現在29組合の漁協があるが、これを近い将来4つの組合に合併する話が進んでいるとのことです。伊豆区、沼津地区、駿河区、浜名区と4つの組合で、吉田漁協は由比より御前崎までの駿河区に属するとのことですが、まだ合併の話が進んでいないとのこ

とでした。

現在、吉田町漁業協同組合の舟の総数は、小舟を含めて101隻あり、経営施設は4つ、 (消却施設・給油施設・製氷・冷蔵施設・舟を上げる施設)などがあり、事業としては、6 つの事業、(販売・共災・購売・指導・利用・生協)を行っており、漁獲は主にシラスであ り、95%を占めているということでした。

また、沿岸漁業の資源の増大を図るために、マダイやヒラメの放流も漁業者の協力を得て 行っているし、女性部によるシラスクラブの活動も行っているとの説明でした。

昨年の売り上げは7億3,000万円ほどあったが、ことしは9月末までで1億3,000万円ほど減の6億円ほどで、6月まではシラスがとれたが、7月は600万円ほどで、全くというほどとれなかった。9月は6,000万円ほど水揚げがあったとの説明をいただきました。その後、養殖について、出漁区域について、またシラスの水揚げ時の価格についてなどの質疑を行いました。

席上、組合長より台風の際、大幡川の川藻が大量に流れつくため、舟が出舟できなくてこまっている。町として何とかしてほしいとの要望がありました。又、漁港の中に、大幡川と 湯日川の河川が流れ込むので、川の土手の草を刈り取ったものを、川に流さないでください との御言葉がありました。

以上で視察を終了し、委員会を閉会としました。 (閉会は午後5時でした。)

続きまして、10月10日(金)の協議会の御報告を申し上げます。

臨時会終了後4階第1会議室において出席委員7名の出席をいただき、協議会を開会しま した。

本日の協議会では、委員会視察について協議を行いました。

委員会視察については、11月6日(木)、7日(金)に、愛知県田原市、滋賀県近江八幡市等に行く予定を決め、視察先の受け入れを打診するという事で協議を終了しました。

続きまして、10月15日の委員会の御報告を申し上げます。

吉田町役場4階第2会議室において、午前9時より出席委員数7名、当局より産業課長及び職員2名の出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。 新たなる産業の創出についての調査事項の協議を行いました。

はじめに、吉田町商工会と、吉田漁業組合を視察した、感想と意見を各委員より、お聞かせいただきました。

委員。漁協の説明を聞いて、シラスの単価が吉田漁協だけが安いのはなぜか、加工業者と 話し合いの場をもうけてはどうかと思った。

又、商工会の説明を聞いて、どの業種の方も、大型店の進出で厳しい状況におかれているなと思った。町内の大型店を視察してみては如何か?

又、町内に最近進出して来た、企業を視察してみてはどうか?

委員。産業四団体を視察してみて、どの業種も原油の高騰でかなり厳しいダメージを受けているなと感じた。異業種交流を積極的に行ったらどうか?

課長。平成15年より、行政を交じえて産業四団体との懇談会がもたれていたが平成17年より、商工会に事務局をおき、異業種交流会事業は年2回行われている。町内の大企業の視察や、大手企業との交流会を通じて新たなビジネス・チャンスもあるのではと考えています。

委員。現在、町内の大手企業に町内の方がパートも含めて、どれぐらい勤務しているのか?

課長。大手企業の中の富士フィルムでは従業員821人中、吉田町内の方は281人で34%、静岡日本ハムでは、389人中、町内の方は73人で19%、オカモトでは、618人中222人で36%、オクトマティリアルでは、314人中74名、旭テクノでは324人中111人、ソニーミュージックでは、473人中79名、が勤務しております。

委員。農振除外は以前より、ゆるくなっているのか?

課長。ゆるくなってはいないと思います。

個別案件での申請によって除外が出来る事があります。

委員。遊休農地の活用は?

課長。第1段階としては、市民農園として行っていきたいと思っています。

以上で協議を終了し産業課の皆様には、御退席をしていただき、引き続き、委員会視察について、協議を再開しました。

本年度の委員会視察について、委員の皆様より、御意見、御要望をお聞きしました。

委員。新たな産業を決めてからより、先進地に行ったら、こういうものがあったから、我 が町でも、やっていこうよ、という事で視察したら如何か?

委員。吉田インターチェンジ周辺の開発を視野に入れて、現実性のある所へ視察に行った らどうか?

委員。地下水を利用した町を視察してはどうか?

水はビジネスになるので、その辺の所を考えて、視察してはどうか?

委員。産業廃棄物のリサイクルを行っている田原町へ視察してはどうか?

等、色々な意見が出されました。

ここで本年度の委員会視察に行くかどうかお諮りしました所、全員が視察に行くという事で、異議がなく、委員会視察に行くという事で決定しました。時期的には、11月初旬~中旬で、場所は、次の委員会までに、各委員が、それぞれ、視察先と、目的、視察する内容等を提出していただく様にお願いをし、視察についての協議を終了しました。

続いて、都市建設課長ほか職員2名の出席をいただき、報告事項であります、「吉田町都市計画マスタープランの策定について」を議題とし都市建設課長より、説明を受けました。

以上で、本日の委員会を閉会いたしました。閉会時間は、12時08分でした。

続きまして、10月28日の委員会の御報告を申し上げます。

4階第2会議室において午前9時より出席委員数7名で、定足数に達しているのを確認し、 委員会を開会しました。

本日の委員会は委員会視察についての協議をお願いしました。

委員会視察については、10日(金)の協議会において、11月6日、7日に愛知県田原市、滋賀県近江八幡市等に計画しましたが、視察先の受け入れ等の問題もあり、少し変更をしまして、初日に滋賀県近江八幡市の「産官学民連携で環境共生型コミュニティのモデル実現」の「小舟木エコ村」、2日目に彦根市の「彦根城開城祭イベントを終えて」の城下町「彦根市」、そして、長浜市の「長浜ドームで行われる琵琶湖環境ビジネスメッセ2008」における新たな環境ビジネスモデルの調査を行うように計画いたしました。

協議の結果、お諮りしました所、全員異議がなく、計画通り11月6日、7日の一泊2日、 視察先については、近江八幡市の「産官学民連携で環境共生型コミュニティのモデル実現」 の「小舟木エコ村」、「彦根城開城祭イベントを終えて」の城下町「彦根市」、長浜市の「長 浜ドームで行われる琵琶湖環境ビジネスメッセ2008」における新たな環境ビジネスモデルの 調査を行うことに決定しました。

以上で、この日の委員会を閉会としました。

11月6日~7日と、産業建設常任委員会の委員会視察を実施いたしました。視察先は(近 江八幡市、……2008)にまいりました。

11月6日~7日の委員会視察報告書は、議会最終日の19日に配布させていただきます。 続きまして、11月20日の委員会の報告を申し上げます。

吉田町役場4階第2会議室において、午前9時より出席委員数7名全員で定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。

本日の委員会は、11月6日(木)7日(金)と行った委員会視察についての検証を行い、 その後、我が町の「新たなる産業の創出について」協議を行いました。

委員の皆様より委員会視察の感想と意見をお聞きしました。

委員。彦根市の地域通貨「彦」については、地域住民にボランティア精神が芽生えること、 さらには登録された市民団体へ寄付された「彦」は換金できる事により、市民団体の事業が スムーズに遂行できる。結果として地域住民の活性化に効果が大であると思う。

この事業を吉田町で行った場合の年間一般経費(人件費除く)は、人口比計算で約90万円、 投資効果は大であると想定される。

我が町への導入を検討する余地は充分にあるものと考える。

委員。近江八幡市「小舟木エコ村」については、産官学民の連携をもとに、住宅造成の始まっている現地を目のあたりにして環境にやさしい創意工夫がいたるところになされており、これらの住宅建築のモデル的な取り組みだと思います。「エコ」というキーワードのもと産官学民の四者による、プロジェクトが成し得た結果であると思います。完成後の姿を見たいのは、私だけではないと思います。

委員。「琵琶湖環境ビジネスメッセ2008」については、多くの環境ビジネスが紹介されていた。環境に負荷を与えない最先端の新技術を導入した企業の取り組みや商品の展示や産官 学連携地元商工会や市民団体の取り組みなど多くを見学することができ参考になった。

そのほかにも多くの感想や意見が出されました。

委員会視察の検証を終了し、次に今後のスケジュールについて協議を行い、次回の委員会では、新たなる産業の創出に関連した、町内の企業の視察を行うという事に決定し、本日の委員会を終了しました。(閉会は10時40分でした。)

続きまして11月26日(水)の委員会の報告を申し上げます。

11月26日(水)午前9時より吉田町役場4階第2会議室において、出席委員7名と、当局より、総務課長補佐及び企画課長の御出席をいただき、定足数に達しているのを確認し、委員会を開会いたしました。

はじめに、第4回吉田町議会定例会に上程を予定されている議案、人事案件2件、平成20年度補正予算1件、各担当課長及び課長補佐より報告をいただきました。(選挙管理委員及び補充員の選挙について)報告事項が終了した後、暫時休憩とし、各担当課長ならびに課長補佐には御退席いただき、休憩を閉じ議会閉会中の調査案件に入りました。

本日の調査案件であります。

((株)トゥスリー・リサイクル) に現地視察を行いました。

この会社は、建物の解体工事により出て来る建築廃材のリサイクルをする会社です。現在機械の試運転中でした。

静岡市にある親会社である(株)ツー・スリーで解体したものを、自社の車で搬入し、(株)トゥスリー・リサイクルで分別する会社でした。

社員の安全面や、健康面にも配慮された、優良な企業と思われました。

視察後、4階第2会議室において、本日の視察の検証を行い、委員会を終了しました。 閉会は、12時でした。

以上で産業委員会の議会閉会中の調査活動についての報告を終ります。

休憩 午前10時17分

再開 午前11時34分

○議長(吉永滿榮君) それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま4の1の別室におきまして議会運営委員会を開催しました。議会運営委員会では、 吉田町議会会議規則第42条についてお諮りしました。第42条は、議長は、前条41条の質疑が 終わったときには討論に付し、その終結の後、表決に付するとなっておりますが、議会運営 委員会の皆さん方で協議した結果では、今回の委員会報告については調査案件であるため、 各市町の議会の判断で決することとして、第42条の討論及び表決をしないことに決定しまし たので、報告をいたします。

◎中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の報告について

○議長(吉永滿榮君) それでは引き続き、日程第5、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の報告について、委員長から報告願います。

これは、去る5月15日、平成20年第1回臨時会において、地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条の規定により、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、検査したものであります。本日は、特別委員会の最終報告を行うものであります。

中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会委員長、5番、藤田和寿君。

[中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会委員長 藤田和寿君登壇]

〇中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会委員長(藤田和寿君) ただいまより中山三星建 材株式会社工場跡地の買収事務と利用に関する事務の調査の最終報告を行います。

お手元のほうの最終報告書を配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。 なお、本日の最終報告は、朗読をもって報告にかえさせていただきますので、よろしくお 願いいたします。

はじめに。

中山三星建材(株)工場跡地(以下「跡地」という。)は、平成14年第2回臨時会の議決を得

て町の財産となりました。その後、町は跡地利用検討委員会で協議された4項目の答申を受け、平成17年3月15日に企業誘致に方向決定を行いました。

そして売却に向け準備し、平成19年8月から売却先の公募が開始されて現在に至っております。

町の買収事務検証は、今後予定される当該土地の売却議案の審議の参考とその経過を町民の皆様方に把握していただくことを目的で報告いたしました。その中で、取得に関する事務書類、取得目的、取得意思決定手続などに問題があったことを指摘しています。多目的広場用地としての公有財産取得は過去の議決事項でありますが、不適切な買収事務が明らかになった今、議会としてこれを調査し、事実確認を行い、6年間も未活用で町の懸案事項となっている当該土地の利用を早期実現するために、議会としての見解を明らかにしていかなければなりません。

吉田町議会では、平成20年2月29日、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会より提出された同検証結果報告書を受け、5月15日、地方自治法第101条第3項に基づき議員発議で召集された平成20年第1回臨時会において、同法第98条第1項による事務検査を決議いたしました。同法第110条及び委員会条例第4条の規定により、委員8名で構成する中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会(以下「委員会」という。)を設置しました。

委員会は、跡地買収に関する件と跡地の利用に関する件を検査事項とし、現在利用が進んでいない当該町有地の活用を図り、まちづくりの推進を目的として調査を行ってまいりました。

具体的には、委員会の調査概要や調査結果としてこの報告書に記載したとおりでございますが、事務検査という限られた権限での調査であります。したがいまして、委員会として事実確認した事柄と確認できなかった事項が混在しております。この調査結果事項を踏まえ、委員会として協議し検討しました。

跡地買収に関する件と跡地利用に関する件について、意見を付して最終報告といたします。 調査概要といたしまして、まず、既存事務書類の検査。中山三星建材(株)工場跡地買収事 務検証委員会つづりを検査いたしました。

また、議案・議事録など議会関係書類の調査を行いました。さらに、委員会といたしまして、委員会が求めた買収及び利用に関する報告書類の検査を行いました。これは、議長名で町長あてに請求いたしました吉議第35号によるものです。主に、事務手続の規定関係について、当局で提出された書類を確認。取得してから現在までの利用事務について、当局作成報告書を確認。

聴取。

関係各課の事務調査。総務課、契約管理課、町民課、産業課。

買収事務検証委員会。最終結果報告並びにあらましの説明と確認。監査結果報告書に対する事務的見地の質問書の説明と質疑。利害を調整する立場、行政財産判断、建物買取費、契約印紙、公有財産取得議案、瑕疵担保責任などの説明と確認。取得後の町有地利用に関する事務の説明と確認。「優良企業の誘致を行う」政策変更について質疑。

参考人意見聴取(中村前町長・村田前助役・大村元総務課長)。取得動機に公共性があったかについて意見聴取。取得目的が行政運営上の発案であったかについての意見聴取。内部意思決定手続きは適正であったかについて意見聴取。

続きまして、問い合わせも行いました。弁護士(2名)に相談。中山三星建材(株)工場跡地の取得議決した議員に意見拝聴。全国町村議会議長会事務局に問い合わせ。

以上の今までの調査概要に基づきまして、調査経緯について報告いたします。

第1回委員会、平成20年5月23日。日程及び今後の進め方について。

第2回委員会。塚本契約管理課長及び塚本統括に出席をいただき、吉議第35号5月27日付の議長あて名で町長に求めました、中山三星建材(株)工場跡町有地関係書類並びに報告書の請求を行いました。事務引継ぎに関する規定。本事案の引き継ぎ書類。町長諮問に対する答申の扱い規定。過去2回の跡地利用検討委員会の答申後行われた事務について。取得から現在までの事務。売買契約を結ぶに至るまでの内部外部協議のすべての書類。覚書の撤回と返却関連書類。覚書及び決裁文書、仮契約書、起債申請書と契約書、中山三星建材(株)の願い書。その後、担当課に対し質疑を行いました。

第3回委員会、6月5日。説明者、鈴木副町長、久保田総務課長、塚本契約管理課長、塚 本統括。提出書類、吉議第35号請求書類でございます。それについて質疑を行いました。

第4回委員会、6月10日、第5回委員会、6月13日、第6回委員会、6月18日、第7回委員会、6月24日におきましては、協議事項といたしまして、取得動機や目的について調査を行いました。主に取得目的と議決した過程について調査。第1点は、時系列の流れの中、議会がかかわった事柄を中心に行う。第2点は、前町長が取得した理由について時系列に調査を行う。

第8回委員会、7月4日に行いました。正副委員長で弁護士に確認した問い合わせ事項について説明を行いました。その後、協議事項、取得目的と議決過程について。中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会関係つづりにつきまして、また検証委員会の議事録等につきまして、秘密会にて資料の閲覧を行いました。その後、現地視察。工場跡地とPCB保管庫を契約管理課長、統括の同行のもと、現地視察を行いました。

第1回委員協議会、非公式会議でございます。7月8日。中山三星建材(株)工場跡地買収 事務監査に関する当局質問書の取り扱いと監査結果報告書について協議を行いました。

第9回委員会、7月17日。秘密会にて事務の検閲を行いました。検閲後、秘密会を閉会し、 当事者及び関係者に対する問い合わせ事項をまとめました。

第2回協議会、第10回委員会。当該土地の取得議決にかかわった議員に意見拝聴をすることを決定。発送日は7月28日、議長名で発送、提出期日は8月17日とする。記名無記名は自由、公表時は無記名にする。中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の紹介、検証結果報告書、監査報告書を同封する。意見拝聴内容。平成14年7月25日に議決された跡地買収の考えについて。また、賛成の方は、利用目的について。検証結果報告書と監査結果報告書に対する意見。その他でございます。その後、参考人質疑の内容について整理を行いました。

第3回協議会、7月31日、第11回委員会、8月5日、第12回委員会、8月11日。参考人聴取について、細部にわたり検討を行いました。

第13回委員会、8月18日、第14回委員会、8月22日。

跡地買収に関する意見拝聴の回答について、議決にかかわった議員16名に送付した結果、6名の方から回答をいただきました。

賛成者の意見抜粋でございます。町民の要望の多い総合運動公園や多目的広場にするため、 賛成。当時与えられた権限で賛成しましたので、議事録等を熟読し判断してください。「も ともと町有地で買い戻したい」「この場に至っては、町が買わざるを得ない」という雰囲気の中、将来的な土地利用の可能性を託し賛成いたしました。

反対者の意見抜粋です。公共下水道を初め年々増加の公債費や厳しい財政の中、一貫性のない事業計画に対し貴重な工業地域の変減は、町財政の健全化上好ましくなく反対いたしました。購入の目的がないこと、資金計画など計画性がないこと、次世代を担う子供たちへという熱い思いを感じなかったことの理由で反対。反対した理由は、討論で述べたとおりであります。

その他の意見抜粋です。議決権の行使に当たっては、今後とも住民の立場を貫くようにお願いします。町民に安心・安全と生活が暮らしやすい町を目指し、一刻も早く明るい正常な町の発展を期待いたします。町有財産の利活用、監査委員の件など対話や協調を心配しています。これは町民代表の議会に大きな責任があります。議会が積極的でない。同様な問題が再発するのは時間の問題かもしれません。納得がいくまで特別委員会で検査してください。

その後、参考人へ質疑内容の準備を行いました。

質問1としまして、事務手続について、書類の存在。それに対する再質問、引き継ぎなど。

質問2、議案決裁文書について。再質問、議案書の間違い。

質問3、取得のきっかけについて、打診は。再質問、他参考人の理解。

質問4、民民売買について。再質問、民への取得意思表示。

質問5、町の取得回答。再質問、議会との相談。

質問6、取得断念。再質問、三星より依頼。

質問7、海洋レジャー開発について。再質問、町との関係。

質問8、町のマリーナ構想について。再質問、だれの考えか。

質問9、覚書について。再質問、相談相手。

質問10、行政財産についてでございます。

第4回協議会、8月27日。特別委員会中間報告の決定、定例会最終日9月24日に発表。

第15回委員会、8月27日1時半から3時40分まで、役場4階第2会議室におきまして参考人聴取を行いました。参考人、中村芳樹氏、村田佳隆氏、大村聡史氏でございます。非公開委員会といたしました。参考人聴取の内容は、中間報告書に記載してございますので、3、参考人意見聴取の結果を御参考ください。

第5回協議会、9月2日、第6回協議会、9月5日。参考人聴取内容の整理と委員会中間報告について。

第16回委員会、9月10日。説明者、久保田総務課長、大石町民課長、田村産業課長、塚本契約管理課長、ほか担当課職員が説明者で見えていただきました。総務課におきましては文書管理、町民課、産業課につきましては、大井川地域地下水利用対策協議会について聴取を行いました。契約管理課におきましては、一団の土地についての解釈について説明をいただきました。その後、監査結果報告書に対する事務的見地の質問書の説明と質疑を、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会委員長であります田村町長、事務局長の塚本契約管理課長に説明者として出席をいただき、利害を調整する立場、行政財産判断、建物買い取り費、契約印紙、公有財産取得議案、瑕疵担保責任などについて説明と質疑を行いました。

第17回委員会、9月11日、第7回協議会、9月12日。説明者、塚本契約管理課長。監査委員の職務権限について質疑を行いました。

第18回委員会、9月16日、第8回協議会、9月18日。委員会中間報告について。

第9回協議会、10月10日。中間報告の検証。最終報告に向けての監査報告結果について。 第19回委員会、10月15日。説明者、田村産業課長、八木補佐、大石統括。企業誘致につい て。その後、塚本契約管理課長、塚本統括に見えていただき、取得経費、解体経費、固定資 産税、普通財産の管理要領について質疑を行いました。

第10回協議会、10月24日。最終報告について各委員の意見報告及び協議を行いました。

第11回協議会、10月30日。行政財産の取得要件について各委員の意見をまとめていただき、報告いただきました。その後、協議を行いました。その後、また最終報告について協議を行った。

第20回委員会、11月10日。第11回協議会決定事項の確認。第11回協議会の中で、参考人聴取を前回行ったんですが、それでは事実確認が不十分であるという御意見があり、再度参考人聴取を行うか、また新たに参考人を聴取するかについて協議を行いました。決をとり、賛成多数で参考人聴取を行わないということで決定いたしましたので、第20回委員会でそのことを再度確認し、議事録等に残してございます。最終報告について。行政財産の取得要件、売却の是非について協議を行いました。

第21回委員会、11月11日。当該町有地の利活用について、最終報告について協議を行いました。

第22回委員会、11月18日、第23回委員会、11月21日、第24回委員会、11月26日。最終報告 案につき協議を行いました。第24回委員会で最終報告案について協議を行い、案としての一 つのまとまったものを作成いたしました。

第25回委員会、11月27日。説明者、買収事務検証委員会。出席者、田村町長、鈴木副町長、 久保田総務課長、塚本契約管理課長、藤田企画課長、柳原下水道課長、以上が検証委員会委 員のメンバーの方々です。それに事務局の塚本統括に出席をいただき、取得後の町有地利用 に関する事務の調査、優良企業を誘致するとの判断の調査、最終報告に向けての意見聴取を 行いました。

第26回委員会、12月1日。説明者、買収事務検証委員会。出席者、田村町長、鈴木副町長、塚本契約管理課長、藤田企画課長、柳原下水道課長、塚本統括。最終報告に向けての意見聴取、11時10分まで行いました。その後、委員会協議、最終報告のまとめについて協議を行いました。

第12回協議会、12月2日、第27回委員会、12月3日、第13回協議会、12月4日。第27回委員会におきまして最終報告を決定し、表決をしました。その過程で、あらましにありますその1からその5につきまして、扱いをどうするかということで過去にも委員会の中でも協議を行ったわけでありますが、やはり我々の委員会での調査目的である主目的をこの今回の最終報告に落とすというようなことで決をとりまして、損害の有無についての部分と損害の補てんについての部分は、我々委員会の調査項目ではないということで、それについては報告をやめるといったことで決をとった結果、賛成多数で可決いたし、本日の報告となっている次第でございます。

第13回協議会、昨日ですが、最終的な更正を行いまして、再度、全委員に諮ったところ、 全員異議なしということで本日の最終報告に至っておりますことを改めて報告させていただ きます。 続きまして、調査結果でございます。

買収に関する事務。

3-1-1としまして、記録事項です。

平成12年8月31日に中山三星建材(株)工場閉鎖及び売却表明から、平成13年9月25日の跡地利用に関する検討委員会を設置までの期間、いつ、だれが、どこで、どのように買収事務を行ったか、以下の記録がないためわからない。

- 一つ、当局が作成した当該土地売買に関する中山三星建材(株)やその他の企業との交渉記録を見出すことができなかった。
- 一つ、庁内の当該土地の取得を協議した記録や検討書類を見出すことができなかったので、 当初の取得目的などは不明のままである。
- 一つ、平成12年12月20日に、議長や一部の議会運営委員と相談したとされるが、当局の資料の中に、そのときの記録はなかった。また、議会にもそのときの記録は無く、そのときの相談内容を明らかにすることができなかったばかりか、議会がどのように関与したかについても解き明かすことができなかった。
- 二つ目、平成13年9月28日覚書締結から、翌年5月16日に覚書破棄、そして平成14年7月25日に取得議案可決に至るまで、公文書の作成・管理が、文書取扱規程に基づき適正に行われておらず、決定過程で作成されることになっている文書を見出すことができなかった。
- 「三星建材(株)跡地購入に関するつづり」の有無について検証委員会が実施した庁内調査では、当時関係した職員の回答が分かれた。また、参考人の記録でも、作成したかどうかはっきりしなかったために、文書つづりが存在したかどうか判明しなかった。

買収手続関係。

取得が決定される段階で、庁内で組織的に検討されたか。

土地や物件を行政財産として買い入れる場合の標準的な手順、取得する財産の利用に関する計画の策定、予算措置、売買交渉の過程において、組織的に検討された資料の存在を確認することができなかった。

二つ目、買収に係る一連の事務処理が、事務分掌や決裁などに関する諸規定に従うことなく処理されていた。

取得手続の中で、庁内意思決定プロセスが諸規定どおり進められておらず、取得目的についても明確にされなかった。その結果、担当部署が特定されないまま総務課が買収事務を進めたが、その不適切な対応が仮契約の内容と異なる不適当な議案を議会に上程することにつながったと判断した。

補償的な解体費や建物買い取り費など、庁内で検討された資料がなく、どのような手順で 決定されたか調査できなかった。

土壌調査や瑕疵担保責任条項など、買収交渉において協議され契約に盛り込むべき事項がなかった。本来、吉田町文書取扱規程に準じた文書処理が行われ、必要な部署に回議され、合議されていれば、事務の流れの中で指摘され、追加された事柄であったと考えられる。

事実関係。

中山三星建材(株)の交渉記録と参考人の発言とで異なる部分については、事実確認ができなかった。

平成13年2月13日、一括売買に向けて大筋合意していた名証2部上場企業が、購入を見合

わせた理由は、「吉田町長から町が取得すると聞き行政との競合を避けるため」と、中山三 星建材(株)の交渉記録に記載されていたが、参考人からは、「そのような発言はしていな い」と否定された。しかし、どちらが事実であるかの確認はできなかった。

平成13年7月31日、海洋レジャー開発を目指す企業と中山三星建材(株)は、買収条件で大筋合意とされたことを中山三星建材(株)は認めている。「町とまとまった条件の骨子は、この開発会社の提示条件とほぼ同じ内容である」と、検証結果報告書で報告されているが、参考人意見聴取の中で参考人は、海洋レジャー開発を目指す企業との関係は否定された。しかし、事実確認はできなかった。

平成13年9月25日町が設置した「中山三星建材(株)跡地利用に関する検討委員会」で、利用目的が海洋レジャー開発を目指す企業と同じ、マリーナ、大規模集客施設、フィッシャーランドなどに活用できないか検討調査をした資料が残っている。しかし、参考人は「私の考え方の根底に全くありませんでした。課長会に業者が提示に来ました」と発言されました。このため、マリーナ構想についての事実関係を把握することはできなかった。ただし、参考人が述べた「課長会」とは、通常の課長会議と異なる課長会で、任意の会で議事録等は残さず、課長の参加は自由であったことから内容については不明で、組織的に検討されたとはいえない。

なお、現行の課長会は単なる任意の親睦会であることも確認した。

②定例会町長答弁と参考人発言が違っていた。

平成14年3月議会では、「跡地に日量1,000トンの水を使う企業が進出すると聞いて、海の汚染と漁業への悪影響を心配し、買収を決意した」や「民民売買が漁協の反対等で進まず不調となり、平成12年12月27日に町との交渉申し入れがあった」と答弁されていた。しかし、参考人発言は「日量500トンの取水しか許可をもらっていない。この企業が水産会社なので足りないではないかと聞いた。このことが破談になったのではないかと推測される」であり、同じ事柄に関する同一人の発言ながら、食い違いが生じていた。

取得要件関係。

庁舎内意思決定。

取得目的を庁内で検討した事務手続や記録は、跡地利用に関する検討委員会の開催資料、 課長会議録、事業起債計画書、議会答弁が残っている。しかし、いつ、だれが、どのように、 何のために取得することを決定したか判断できるものはなかった。

起債申請時。

総合運動公園整備の目的で、東海財務局や静岡県に起債を申請。事業起債計画書には、「緑のあるまちづくりを目指し海岸部の整備を計画的に推進していく中で、当該地の位置は大変重要であり、取得し整備する」と記載して、公共用地先行取得事業を進める内容とした。そして、この申請は、総合計画の「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」構想に属するものであるとされていたが、総合運動公園整備を進める理由は明確な形でうたわれていない。

平成14年第1回臨時会における取得予算案。

「起債目的は総合運動公園整備であるが、利用目的は検討委員会などを設置して今後決定したい」と答弁した。取得要件は取得後決定する旨を説明したことから、議会は、利用目的が決まっていないことを知り得る状況の中で議決したことがわかった。

「検討委員会で再度工業を誘地すべきだとなれば、当然それも選択肢の中に入れる」と答

弁した。再度売却なども想定の中にあり、公共用財産として利用しないことがあり得るとの 説明を受けた。この時点で、行政財産としての取得要件を欠く内容であることは把握できる 状況であったが、議会は原案どおり議決したことがわかった。

続きまして、議案手続関係です。

平成14年第2回臨時会における取得議案。

県に申請の事業起債計画や第1回臨時会の目的「総合運動公園整備」から、「多目的広場 用地」に変わった理由や手続を確認するための資料がなく、経緯を把握することができなか った。

当臨時会の10日前に締結した仮契約書内容と上程議案内容に相違点(総額、所有相手先、面積、物件解体費)があり、不適当な議案が上程されたが、どうして不適当な議案が上程されたのか参考人からも十分な説明を得られなかった。

議決事件の場合、議案内容を担保するために仮契約を締結しなければならないことが標準的な事務処理となっており、この場合も、仮契約を締結している。しかしながら、仮契約の内容と異なる内容の議案を作成しており、仮契約を行う趣旨を十分に理解していなかったものと判断した。

当時の処理者の一団の土地、補償費、買収価格などの考えに誤りがあったが、吉田町文書取扱規程に準じた手順に沿わなかったことから、回議や合議の手続の中で、その誤りが修正される機会がなかった。この一連の事務処理を適当とは認めがたい。

続きまして、取得後の町有地利用に関する事務です。

取得から企業誘致決定までの流れ。

現町長就任後1年2カ月間(跡地利用検討委員会設置まで)の利活用事務について。

当該町有地に係る利活用について協議された記録や資料を確認することができずわからなかった。

平成16年7月7日に新たな跡地利用検討委員会を設置する伺いが起案されるまでは、前任 者時代の跡地利用検討委員会の答申の取り扱いを検討した記録や資料を確認することができ ず、わからなかった。

当該町有地に関する議員の一般質問について報告します。

平成15年6月定例会。質問、跡地の町民のための最善利活用策を伺う。答弁、これまでの 経緯を踏まえ議会の皆さんと御相談させていただき、有効を図るべく検討していきます。

平成15年9月定例会。質問、住民の福祉文化の拠点として跡地を利活用してほしいが、今後の利活用について、その後どう取り組まれているのか。答弁、費用対効果等も踏まえ当面は現状のまま、その後は代替地や企業誘致も視野に入れて、一般会計に影響をできるだけ軽減しながら、住民福祉に還元できるように配慮することも一つの方法ではないかと考えています。今後は、住民の皆様の御意見を十分に伺いながら、さらなる検討を重ねていく考えです。

平成15年12月定例会。質問、三星跡地は早期結論を。答弁、活用は、検討委員会を立ち上 げ早期に結論を出す方向でおります。

平成16年12月定例会。質問、今後の利活用は。答弁、本年再度、跡地検討委員会を発足させ、御意見、御提言をいただきました。その報告は、前回の検討結果を踏まえ4項目に集約されたものです。今後は、報告を踏まえ活用方策を決定したいと考えております。

平成17年3月定例会。質問、跡地、その後の具体的利活用策は。答弁、この町有地については、2度の検討委員会で提案いただき、町の将来に資するための利活用を検討してきました。しかし、今後、この土地への多額な投資は、新たな財政負担となることから、優良企業を誘致する方向で検討を進めたいと考えています。

優良企業を誘致するとの判断について。

現町長の判断に至る経緯と検討資料について。二つの跡地利用検討委員会からの答申、財政運営上の資料、都市計画に関する資料、総合計画等々の資料をもとに、町の経営を総合的に考えて優良企業を誘致すると判断した。このような答弁をいただきました。

質問としまして、現町長は、行政の継続性をどのように検討したか。お答えとしまして、 目的のない土地を取得するという「やってはならないこと」を行った異常な状態を正常に戻 すことが行政の継続性であると考えている。

委員会で質問した、行政財産から普通財産にいつ変更決定したのか。お答えとしまして、 利用目的が定まっていない当該町有地の財産上の分類は、取得時点での行政財産に仕分けさ れたが、売却の方針を決定した時点で明確に普通財産に仕分けされ、適正な管理に戻された。 続きまして、吉田町財務規則(公有財産)に沿った措置について、調査結果です。

平成17年2月28日、企画課で中山三星建材(株)工場跡地について打ち合わせ会を開催するまで。

取得してから同日まで、総務課財産管理係で台帳や現地を管理していたほか、跡地利用委員会の事務局を担当していた企画課以外は、利活用に係る具体的な役割が与えられていなかった。

企業誘致を図る決定から現在までの事務について。

平成17年5月18日から売却に向けて現地現況調査を適正に行っている。PCBや土壌など 調査事務、さらに用途地域変更等の検討事務を行い、課題対策を行っている。

平成19年3月20日、建物の所有権移転登記を完了後、平成19年度中、売却の所信表明を行い、契約管理課や産業課を中心に売却に向け検討事務を行っている。

平成19年7月27日、中山三星建材(株)工場跡地売却先選定審査委員会を設置し、8月1日から売却情報の発信と公募を開始。適正な事務を行っている。

平成20年3月14日、PCBを含む絶縁油入り変圧器を他の町有地に保管倉庫を設置して移設を行い、適正な事務を行っている。

以上のことから、平成17年2月28日の企画課打ち合わせ会以降の事務は、一件書類として 事務書類等整備されており、事務の進捗状況を確認できる適正な事務が行われている。

以上の調査結果を踏まえ、我々特別委員会といたしまして意見を付させていただきます。 意見。一つ、中山三星建材(株)工場跡地買収について。

結論。「行政財産を取得する要件は満たしていなかった。」

理由。取得を審議する議案には、総合運動公園用地や多目的広場用地と記載し、公共用財産として利用することを決定した行政財産の取得形態を整えているが、議案審議において当時の町長が「検討委員会の検討結果によっては売却もあり得る」との趣旨の発言があり、行政財産としての取得要件を欠いていたと判断する。

補足資料といたしまして、一つ、地方自治法第238条の3「公有財産は、これを行政財産 と普通財産とに分類する」。同じく地方自治法第238条4「行政財産とは、普通地方公共団 体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう」。三つ目、静岡県に提出した事業起債計画書の目的には、「公共用地先行取得」と記載し、許可されている。 以上の資料でございます。

二つ目の意見。売却することについて。

結論。「売却は差し支えない。」

理由。当該町有地は、工業地域の用途が設定されている中にある土地である。また、公有 財産上の分類も、現在は普通財産に仕分けされており、目下、当局では、企業誘致を図るべ き土地と位置づけて企業誘致活動を行っているところであり、広く町民の理解を得られるよ うな形なら売却が望ましい。

三つ目の意見です。当局に求めること。

一つ、公有財産の取得は、税金を原資として行われるものであり、無目的に行われるようなことがあってはならない。今後公有財産を取得する場合には、町民が納得できる明確な計画を立案して、適正な事務処理のもとで行うように徹底すること。

二つ、議会に対して議案を上程する場合には、いつの場合でも、適正な事務処理経過を踏まえた適正な議案を提出し、真摯な態度で説明すること。

三つ、行政の事務事業を執行するに当たっては、公文書の作成並びに管理が吉田町文書取 扱規程に基づき適正に行われるよう事務処理体制の整備を徹底し、財産を取得する場合には、 交渉記録、会議録、打ち合わせメモなどの記録が必ず残されるようにすること。

四つ目、行政を担う町職員の一人一人が日ごろから職場改善に努め、また、行政のプロとして自覚し、専門性を高めるための不断の努力をより一層行い、法令遵守を念頭に置いて吉田町の健全な発展に献身的に寄与すること。

以上でございますが、最後に、おわりに。

当委員会の設置目的は、跡地買収に関する事務検査と跡地利用に関する事務検査であり、その結果については記載のとおりです。その結果を踏まえ、行政事務全般について当局に対し意見として付しました。

しかし、委員会設置の主目的は現在利用が進んでいない当該町有地の活用であり、まちづくりの推進のための委員会活動でした。

未利用である当該土地を早期に活用するためには、過去の議決を踏まえた新たな判断が必要と考え、取得議案議決当時の議会審議状況まで踏み込んだ調査を行い、その経緯について振り返りました。

今回の調査で、当該町有地は行政財産を取得する要件を満たしていなかったと判断いたしましたが、行政財産として当該町有地を取得することを過去に議決したことは紛れもない事実であります。

また、議決とはその時々の議会の責任において行われた尊重すべき議会の原則であると再 認識し、議会の議決の重みというものを改めて痛感した次第です。

今後予想される当該町有地の利活用策について、今回の調査結果を踏まえ真摯な態度で臨むことを改めて決意し、最終報告といたします。

以上、最終報告です。

本年5月にスタートしました中山三星建材株式会社工場跡町有地特別委員会は、昨日までの委員会でもって終了し、本定例会12月議会で本日最終報告を行うことで終了することとい

たします。

以上、最終報告といたします。

〇議長(吉永滿榮君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

ただいま報告書は4階議会事務局にございますので、必要な方はお帰りの際、お持ち帰りください。

中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会は、本日の最終報告をもって終了することになりました。

それでは、時間も経過しておりますので、ここで暫時休憩として昼食にしたいと思います。 再開は13時30分、1時半と決定いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時25分

○議長(吉永滿榮君) それでは、予定時刻よりちょっと早いですけれども、全員がそろいましたので、暫時休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。

◎議案第63号~議案第67号の一括上程、説明

〇議長(吉永滿榮君) 日程第6、議案上程を行います。

第63号議案から第67号議案まで一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 平成20年第4回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について2件、人事 案件について2件の合計5件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第63号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関連する人事院規則が本年10月1日交付され、同日から施行されたことに伴いまして、条例の文言中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改

めようとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第64号議案は、平成20年度吉田町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成20年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,537万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ93億6,337万2,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第65号議案は、平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてで ございます。

本議案は、平成20年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ367万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億4,777万9,000円とする補正 予算をお認めいただこうとするものでございます。

第66号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職であります藁科浩子委員が本年12月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き同委員を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、本議案につきましては、任期満了日が迫りますことから、本日の議決をお願いする ものでございます。

第67号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります吉永優子委員が平成21年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町片岡2527番地の1、吉永優子さんを人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

以上が、上程いたします5議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から 御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

総務課長、久保田晴己君、そして企画課長、藤田光夫君、そして町民課長、大石修司君の順でお願いいたします。

総務課長、お願いします。

[総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇]

〇総務課長兼防災監(久保田晴己君) 総務課でございます。私のほうから、第63号議案、第66号議案、第67号議案の計3議案について御説明申し上げます。

初めに、第63号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。本議案は、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関連する人事院規則が本年10月1日に公布、施行されたことに伴いまして、条例の文言中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めようとする内容の条例改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律

(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございますが、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、平成20年10月1日から適用するとしたものでございます。

以上が、第63号議案の吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現職でもあります藁科浩子委員が本年の12月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き藁科浩子さんを教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

藁科さんの住所につきましては、吉田町神戸1801番地、氏名、藁科浩子、生年月日は昭和 21年11月4日、現在62歳でございます。

藁科さんは、教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、教育委員会委員として引き続き町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

なお、藁科さんは現在、吉田町教育委員会教育委員として平成16年12月15日から1期在職 していただいております。本議案につきましては、任期満了期日が迫っていますことから、 本日の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第67号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております吉永優子委員が平成21年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましても、吉永優子さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

吉永さんの住所は、吉田町片岡2527番地の1、氏名は吉永優子、生年月日は昭和25年6月 9日で現在58歳でございます。

なお、吉永さんは現在、人権擁護委員として平成18年7月1日から1期在職していただい ております。

以上が総務課からの3議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお 願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 引き続いて、企画課長。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

〇企画課長(藤田光夫君) 企画課でございます。

第64号議案 平成20年度吉田町一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。 別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,537万1,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,337万2,000円とするものでございます。 また、この款、項、区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページから2ページに掲げてございます第1表歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正内容を事項別明細書によって説明させていただきます。

5ページからの歳入ごらんください。

1 款町税は3,502万4,000円の減額です。これは、個人町民税、現年課税分の増額が7,276万3,000円と、固定資産税の償却資産現年課税分の減額が1億778万7,000円となります。この償却資産の減額は、大規模事業所の税額更正申告書の提出によるもので、内容は、揮発性有機化合物の排出抑制施設については、課税標準を価格の6分の1とする特例措置が平成17年度から適用されていましたが、この対象としていなかったため、今回この税額更正の申告書が提出されました。申告書の提出を受け現地調査を行い、これを確認しましたので更正し、減額補正をするものです。なお、過年度分の還付につきましては、多額となるため分割しての還付をお願いしているところでございます。

次に、6ページ、8款地方特例交付金の254万5,000円の増額は、道路特定財源の暫定税率 失効期間中の減収を補てんするための臨時交付金で、新たに項区分を設けました。内訳は、 自動車取得税減収補てん臨時交付金が206万7,000円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金 が47万8,000円で、暫定税率失効期間は、ことしの4月分となります。

次に、7ページ、13款国庫支出金424万9,000円の増額と、8ページ、14款県支出金127万9,000円の増額は、児童手当費と合併浄化槽設置費補助金の増加によるものです。

次に、9ページ、19款諸収入158万円の増額は、雑入で県営事業の広域農道整備に係る空港の啓発看板の撤去に伴う補償費20万5,000円と、過年度補助金の返戻金137万5,000円となります。この返戻金は、平成15年度に丸榛吉田うなぎ漁業協同組合が補助事業により整備した加工場の急速冷凍設備事業の実績報告書提出後において、事業費に係る消費税相当額の取り扱いに誤りがあったことから、今回、組合から消費税仕入れ控除額のうち補助金相当額を返還していただくものです。

次に、歳出でございますが、10ページ、1款議会費の30万円の増額は、職員人件費の補正 となります。

11ページ、2款総務費2,534万4,000円の増額でございますが、1項の総務管理費では、職員人件費が3,191万5,000円の増額で、勧奨退職予定者に係る退職手当の特別負担金3,144万5,000円が含まれています。また、広域施設組合の一般管理費負担金591万5,000円の減額や、12ページの町制施行60周年記念事業費14万1,000円は、懸垂幕作成費用を計上しました。人事管理費の20万円の増額は、県から派遣されている職員の人件費負担金です。

2項徴税費99万7,000円の減額は、職員人件費です。

14ページ、3款民生費の6,593万1,000円の減額は、職員人件費の補正のほか、転入児童等の増加による児童手当費372万円の増額と、さゆり保育園建設費6,900万円の減額となります。16ページ、4款衛生費は590万3,000円の増額補正となります。職員人件費の256万6,000円の減額は、保健師1名が12月末をもって退職することによるものです。広域施設組合の負担金は、火葬場運営費が94万円の減額、し尿処理費が97万8,000円の減額、ごみ処理費は燃料等の高騰により687万4,000円の増額となります。環境衛生費は、住宅建築の増加により合併浄化槽設置補助金514万2,000円の増額を計上し、母子保健衛生費の10万円の増額は、保健師1名の減員に伴うスタッフの充実費用を計上しました。老人保健事業費の交付金等返還金は、

19年度保健事業の実績により国庫負担金の超過分を返還するものです。後期高齢者医療広域連合負担金188万円の減額は、事務費負担金の減額によるものです。

19ページの6款農林水産業費は、168万円の増額補正となります。1項農業費の10万円の減額は、職員人件費の補正です。3項水産業費の178万円の増額は、職員人件費の補正のほか、水産振興費の過年度補助金の返戻金128万円は、歳入で説明しましたとおり、平成15年度に国庫補助事業の内水面総合振興対策事業により整備した丸榛吉田うなぎ漁業協同組合加工場の急速冷凍設備整備について、事業費に係る消費税仕入れ控除税額のうち国・県補助金相当額を返還するもので、この財源は、9ページの雑入、過年度補助返戻金を充当するものです。

20ページの7款商工費50万円の増額、21ページの8款土木費56万4,000円の増額は、職員 人件費を補正するものです。

23ページ、9款消防費334万2,000円の増額補正は、広域施設組合消防費負担金で、職員人件費分の増額となります。

24ページ、10款教育費は、292万7,000円の増額補正です。1項教育総務費は、職員人件費の30万円の減額。ちいさな理科館事業費16万5,000円の増額は、学校林の木材を利用した看板を制作するため、杉の木2本の伐採費用を計上しました。4項社会教育費は、職員人件費の補正のほか、図書館管理費97万2,000円の増額は、職員1名の退職に伴う臨時職員賃金の計上と電気料の補正となります。5項保健体育費は、214万4,000円の増額補正で、職員人件費20万円と広域施設組合の共同調理場負担金194万4,000円を増額計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ2,537万1,000円の全額補正予算案でございます。よろしく御審議 くださるようお願いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 続いて、町民課長。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。町民課からは、第65号議案についてお認め をいただこうとするものでございます。

それでは、第65号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,777万9,000円にするものでございます。

補正予算書の1ページで説明をさせていただきますけれども、事項別明細につきましては 4ページ以降となります。

歳入につきましては、1款国民健康保険税に367万6,000円の増額を行うものであります。 歳出につきましては、1款総務費に口腔療養費支給処理システムの変更に伴いますソフト の購入のためのもので、78万8,000円を増額し、2款保険給付費は、葬祭費の伸びを勘案し て35万円を増額するものであります。さらに、8款保健事業費は、特定健康診査の見通しが ついたことに伴いまして229万5,000円の増額、11款諸支出金は、一般被保険者に係る保険税 の還付金で、主に資格の変更等の遡及によるものでございまして、24万3,000円の増額であ ります。

以上が、第65号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ

いてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) 担当課長から説明が終わりました。

ただいま説明がありました第63号議案、第64号議案、第65号議案、第67号議案の4議案につきましては、全員協議会で協議し、議会最終日に御審議いただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第7、第66号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これより第66号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) なし。

それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

〇議長(吉永滿榮君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

次回は12月12日金曜日午前9時から全員協議会であります。よろしくお願いをいたします。 本日はこれにて散会とします。

散会 午後 1時50分

(12月16日:一般質問)

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 改めて、おはようございます。

本日は、定例会第12日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定 足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分であります。 関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇佐藤正司君

〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤正司君。

[1番 佐藤正司君登壇]

〇1番(佐藤正司君) おはようございます。佐藤です。

町の保育行政について一般質問します。

だれもが安心して子供を預け、働き続けることを保障する保育園は多様化するニーズにこたえ、これまで乳幼児保育、土曜日・日曜日保育、一時保育、延長保育、障害児保育など進められてきました。国は、人口が減少していく中で、今後、労働力人口が減ることを予想し、働き手の確保という面からも、子供を産んだ女性の働く機会を増やすために育児休業制度の整備や保育園の充実で待機児を解消するとしています。

田村町長が子育て支援を重点政策に掲げ、子供の医療費の無料化、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの新設をしてきました。こうしたさまざまな施策を行っている点は大いに評価できることであります。しかし、今回の突然降ってわいたような保育園の再編計画について、このまま進めてよいのか疑問を持つものです。計画では、来年度からあやめ保育園の新入園児の募集をやめ、早ければ23年度にはさくら保育園に統合するとしていますが、これは本当に子育て支援と言えるのか、また、子供たちにとって最善の策なのか。

昭和27年にさくら保育園が、昭和30年にわかば保育園、昭和36年にさゆり保育園、昭和44年にすみれ保育園、昭和45年にあやめ保育園が開園して、現在5カ園で町立保育園を運営しています。11月1日の現状では、五つの保育園に541人の子供が通っています。うち3歳未満児は、ゼロ歳児が12人、1歳児が69人、2歳児が76人です。町の分析のとおり、今後、3歳未満児の保育園入所希望が増えるものとは思われます。最近の経済状況がこうした傾向に

さらに拍車をかけ、子供を保育園に預けて働きに出たい若い夫婦が町の予想以上に増えていくのではないか。町では待機児はいないと言っていますが、いろいろな方に話を伺うと、これまでにも潜在的なニーズがかなりあったのではないかと思われます。つまり入園の問い合わせに対し、あきがないということで申請書の提出をあきらめた例や、他市町の保育園に入所している例が多数あるのではないかと思われます。

そこでお聞きします。1点目に、保育園の再編計画ですが、21年度から23年度にかけてあ やめ保育園をさくら保育園に統合し、他の園の定員を増やすことであやめ保育園の子供たち を吸収していくとしていますが、町の予想を超えて保育要求が増えるという社会的な状況が 生まれている今、入園希望者に対してすべて対応できているのかお聞きします。

計画では今後170人という大きな定員を抱える保育園が生まれることになりますが、ゼロ 歳児を含めた保育園の定員規模はどのくらいが望ましいと考えていますか。

国は待機児童を減らすことを重点の一つに掲げています。当町では、待機児とはどういう ケースを指しているのかお聞きします。

次に、21年度からあやめ保育園では新入園児を入れないとしていますが、在園児の兄弟が 入園したいという希望を出したとき、どのように対応されますか、お聞きします。

次に、計画の中で「保育所を集約することにより保育士の再配置による慢性的な保育士不足を解消するとともに、今後さらに増加することが予想される3歳未満児の保育要望にも対応することが可能となります」と書かれています。計画の中で正規保育士の割合は増やすのでしょうか。また、慢性的な保育士不足と言っていますが、臨時職員という不利な条件を解消し、正規職員を増やすことにより保育士が確保できると考えますが、いかがですか。

2点目に、子育て支援という観点から幾つかお聞きします。

町では生後10カ月からの保育になっていますが、他市では4カ月や6カ月からの保育を実施しています。それと、育児休業のとれない親は困っています。子育て支援のためにも、もっと早い時期から保育の実施をする必要があるのではないでしょうか。

また以前にも一般質問しましたが、3歳未満児で下の子が生まれると、親が育児休業に入ると保育に欠けないということで退園することになりますが、子供の状況や親の希望で続けることを選べるよう柔軟に対応すべきと考えます。再度お聞きします。

以上を質問します。

○議長(吉永滿榮君) 答弁をお願いします。町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 町の保育行政につきまして、初めに「保育所の再編計画について」お答えいたします。

御存じのように、平成21年4月から「改定保育所・保育指針」が施行されますが、この指針における基本理念として「子どもの最善の利益を考慮すること」などがうたわれております。これは、子どもが人間として尊重され、人権や権利が重んじられるよう考慮すること、また、保護者や保育者の利益が先行することなく、自己主張する能力がまだ十分でない子供の利益が損なわれることがないよう考慮することが重要であるからです。そして、この理念のもと、保育所の今日的な役割を明確にして、地域の特性を発揮しつつ、指針に基づいて保育を豊かに展開していかなければなりません。このようなことを踏まえ、本計画においては、子どもは「町全体の保育所で保育する」という発想のもと、町内保育所における人的、施設

的な資源を最大限に活用して、予測される保育の対象児童を町内の四つの保育所で保育しようとするものであります。

現在、園長会において、本年10月末までに各保育園に提出された保育申込書に基づき、来年度の入園児の調整等を行っておりますが、現時点における各保育園の入園児見込み数は、あやめ保育園41人、さくら保育園104人、さゆり保育園137人、すみれ保育園90人、わかば保育園137人の合計509人となっております。ほぼこの人数で固まるものと思われますが、さくら保育園を除く四つの保育園では定員内の人数となっております。また、各保育園における保育士の配置につきましても、歳児ごとに定められた配置基準に基づいた職員数を配置するよう、保育園ごとの必要配置保育士数の算定を行っております。

さて、保育園の定員規模でありますが、本計画で示しました過去3カ年の平均増加率から 求めた平成21年度の園児数513人に対し、21年度の申し込み数は509人とほぼ同数となってい ることから、この増加率により平成23年度の園児数を推計いたしますと530人前後となりま す。従いまして、現在ある保育園の運営状況から判断した場合、あやめ保育園を除く各園の 定員規模は150人程度がよいのではなかろうかと受けとめております。

次に、待機児童についてでありますが、待機児童とは「入所申込書が提出され、入所要件を満たしているが入所していないもの」と定義されています。従いまして、入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望するなど、保護者の私的な理由により入所していない場合は待機児童とは言えません。また、産休や育休明けの入所を希望し、事前に入所申込書を提出する入所予約の場合も待機とはなりません。

一般的な事例としましては、保護者の転入等により途中入所を希望する歳児を受け入れる と保育士の数が不足する場合がございます。この場合、保育士の配置基準を満たす保育士数 が確保されるまでの間は待機していただくことがあります。

また、21年度以降のあやめ保育園につきましては、基本的には現在の在園児を主体とした保育を計画しております。従いまして、あやめ保育園在園児の弟妹等の入園希望につきましては、21年度の入所希望保育園は第1希望から第3希望まで伺っておりますので、保護者等の希望、勤務形態、送迎等のもろもろの事情を勘案して対応してまいります。あやめ保育園は23年度までは継続して運営していく計画ですので、全面的に入園できないとするものではございません。

次に、保育士の採用と臨時保育士の任用に関する御質問につきましてお答えいたします。 昨年6月の議会定例会におきましても議員にお答えしましたように、吉田町の定員管理計 画におきましては、保育士のみを特化して増員し、他の職種の職員を減員するということで はなく、町全体の職員配置のバランスを考慮した計画とする必要がございますので、全体と しましても正規職員の採用は退職者の欠員補充の範囲にとどまらざるを得ないのではないか と考えております。また、児童福祉の関係では、保育士以外に児童館の児童厚生員や放課後 児童クラブの指導員などの臨時職員もおりますので、全体をとらえた中で対応しなければな りません。

なお、本計画では、あやめ保育園の段階的な縮小・再編を図ることによりまして、あやめ 保育園における保育士の配置人員も削減できますので、削減できる数の保育士を他の保育園 に配置転換することによりまして、今より以上に3歳未満児の保育や障害児保育への御要望 におこたえできるのではないかと考えております。 続いて、2点目の「子育て支援の観点からの生後6カ月保育の実施と育休中の3歳未満児の保育の継続について」お答えします。

この御質問につきましても、前回もお答えしましたように、保育所保育における園児の低年化は親子の絆を希薄にする一因ともなり、家庭における保育との違いもございますので、余り好ましくないのではないかと考えております。また、保護者の育児休暇中における3歳未満児の保育の実施につきましても、乳幼児期のお子様の成長にとりまして家庭での保育は非常に重要であり、最優先されるべきことと考えております。

ただ、児童福祉の観点から引き続き入所が必要であると考えられる場合には継続入所も考慮しなければなりませんが、初めに申し上げましたように、保護者の利益が先行していないかを常に考慮して「子どもの最善の利益を考慮する」との基本理念に基づいた対応を心がけてまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) それでは、再質問します。

来年の4月から改定される指針ということで、子どもにとって最善の策というのは当然だと思います。私も吉田町の現状を先ほど言いましたけれども、再質問では、最初に3歳未満児の保育ニーズに対してちょっと具体的にお伺いします。

11月1日現在のゼロ歳児の入所の現状ですけれども、さくら保育園に6人、それからわかば保育園に6人入所しています。6人というのは保育士2人で足りるわけです。7人目にすると保育士がもう1人必要ということであるわけですが、わかばの場合を見ていても6人から7人になかなかならないんです。何でなのか理由がわからないものですから聞きますけれども、これから年度末になっていくわけで保育士を集めるのも大変だと思いますけれども、これから年度末に向けて、育児休業が明けて入所を希望している数、それから1歳児、2歳児も合わせて具体的にはどのくらいいるんでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 今年度入所したいという数はちょっと把握できておりませんが、今回の申し込みにおきまして、過日、入所・入園希望者の面接を行いまして、最終的にそこで来年度のゼロ、1歳の数が決まると思いますが、現在把握している申し込み者は、さくらが6人、これはゼロ歳児です。それから、わかばが3人。なお、さくらの6人につきましては、4月に3人、5月に1人、6月に2人と、6月までの産休明け、育休明けの方が一応入所の申し込み、先ほどちょっと答弁ありました予約的なものになりますが、今回、今年度からそういった事前におわかりになっている方は入所の予定表を出してもらっておりますので、そのように一応6月までの御希望の把握はしてございます。
- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 私は来年の4月以降のことを聞いているんじゃなくて、今現在から3月までの年度末のことを聞いているんです。

入所の申請受け付けが今2カ月前からになっているわけでしょう。それでは担当課のほうで保育士確保の予定がなかなか立てられないと思うんです、2カ月前では。だからもっと前から入園希望を把握しておく必要があるのではないかということは前にも言いましたけれども、私そういう意味で言っているんです。課長は4月時点のことを言うけれども、4月時点では確かに、今年度は505人からスタートして今541人、11月1日現在で541人まで増えたわ

けでしょう。私はもっと増えるんではないかと聞いているんです。

特に3歳未満児は途中入園の可能性があるわけでしょう。特にゼロ歳児は育休が明けるわけじゃないですか。育休が明けるというのは、4月、5月、6月、7月、8月までに育休が明けて、入れる親は安心して申し込めると思うんだけれども、年度末に、だから今から、11月以後育休が明けて職場復帰したいというお母さんがいた場合、大体職場復帰するには、会社のほうから例えば2月1日から来てくださいと言われるわけでしょう。2月1日から入れたいといって、保育園のほうであいていないからそれはだめだと言われたら職場復帰困るじゃないですか。やめなきゃならないという場合もあるわけでしょう。すごくそこら辺がお母さんは不安なわけです。だからそこのところ、年度末までには申し込みはないんですか。

- ○議長(吉永滿榮君) それについていかがですか。社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** ないという、絶対ありませんということはないですね。 [「今現在はない」の声あり]
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 今現在は聞いておりません。そのような場合を想定して、先ほど申し上げましたように今回申し込みの入所予定ということで6月までに復帰される方を 把握しておくという形をとっております。

なお、緊急的といいますか、きょう来て2月からと言われて職員を新たに探すというのが 果たしていいかどうか。また、佐藤議員非常に御存じだと思いますが、そういった場合には 4月から対応になると思いますけれども、それまでの間、民間の認可保育所、無認可保育所 等、我々が運営補助を出しているそういった機関もございますので、そちらを御紹介してそ の間をつないでいただくという形の対応をせざるを得ないと、そう考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 吉田は五つの保育園があって500人以上の子を預かっていて、こういう町は、全部公立でやっているというのは確かに少ないと思うし、すごく整備されているとは思います。先ほど言ったように、子どもにとって最善ということでいくと、途中から申し込んでも入れないというようなことが本当に最善なのかどうか、ちょっと私疑問ですけれどもね。

今、課長がほかのところを紹介していると言いましたけれども、実際ほかの市町に何人、 今通っているか、認可も含めて、認可外も含めてわかったら言ってください。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 御質問の件は、いわゆる広域入所の件と……。
- [「認可外の」の声あり]
 〇社会福祉課長(八木大作君) それと近隣の認可外、または民間ですね。

広域入所ですね、勤務とか、例えば里帰りで出産するとかの場合に広域入所という措置が一つあります。それは今、島田市のほうへ10月現在で6人、また逆に受け入れている面もございまして、他の市町、焼津市から2人受け入れていると。

認可外、または民間ですね。島田市のほうへ1人、たけのこという保育園です。それから お隣の牧之原市、これは月の当初によって人数が変わるんですが、6人くらいというふうに、 これは未満児です、ゼロ、1、2、そのように把握しています。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 今言ったところで、私が聞いたところとはちょっと落ちている部分が

あると思うんです。それは、大井川町にいちご保育園というのがあるんです。課長がつかんでいないのは、多様な保育の推進事業の申請をしていないわけです。それは申請されているからそこまでつかんでいると思うんだけれども、大井川町に10人行っているんです、吉田から。その理由も一部聞くと、吉田の保育園に入れないから行っているというようなことのようです。だからママハートも、こちらからお願いしているのか本人の希望なのかわかりませんけれども、今確かに560人の定員に541人ということで定員割れということはあるかもしれないけれども、やっぱり保育要求はあるんではないですか。

そういう要求がある。もっと私言えば、さっき言ったけれども、10カ月からと言っているけれども、それを焼津なんかは首が据わればというような形でもっと早くから、6カ月くらいからやっているんです。町でも多分そういう要求もあるはずです。そういう要求も入れればもっといるし、それからさっき3歳未満児の2子、3子目が生まれたときは母親が見るほうがいいんだよということで退園をということでさせていますけれども、でも、また4月から復帰するわけです、3歳以上になれば。そうすれば何カ月間保育園を休むということで、子どもにとって本当にそれが最善なのかどうか、それも私考えるべきだと思います。だから、希望があればやっぱり受け入れてもいいと。そういう方は何人いますかね。今年度何人ぐらい出ましたか、そういう方。

〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。

〇社会福祉課長(八木大作君) 何人出たか、私は正確には把握してございません。

先ほど未満児の対応ということで、議員、非常に御存じだと思うんですが、ママハートの事例で18年度の実績の数字がゼロ、1、2、3、年間通じて131人ということです。19年度になりますと、これは66人というふうに数字的に減ってきている。ママハートは、もうこれは保育園とか、そういったところへ入所できてその数が減ってきているんではないかというふうに報告されています。ですので、そういったところから町内のほうへゼロ、1、2が入ってきているという現実は当然ございます。

私もわかば等に行って、よくゼロ歳、1歳の子どもさんを見るんです。やっぱり小さいからかわいいですね。それが、保育士が保育する、保育というのと育児、そこをやっぱり子どもにとって何がいいのか。例えば朝7時半から夕方6時半まで保育所でそのお子さんが保育される。まだ自分では食べられないし、家庭へ帰っていってまた何時間かすると眠って、朝起きればまた保育所。保育所で保育士とかかわっている時間というのは非常に長い。親子で触れ合う時間が非常に少ない。

私が以前、榛原地区の保育所連合会があるんですが、川根本町から牧之原市までの保育園、民間――私立含めた、その中の研修の中で非常にぞくっとした話は、子どもが帰って、朝来ると、ただいまと帰ってくる。子どもの本拠地が保育園になっていて家庭が欠落してしまっている。これが果たしてその子の最善の利益であろうかと。

今回の保育所の再編の中でも、やはり未満児の保育というのは将来的に町にとって障害児保育と同じように保育士の確保とかいろいろなことで運営に対して影響があるというのは認識しております。そういった中で再編をしまして、保育士を、いわゆる保育士の資源、マンパワーと施設的な資源、これを活用しないと、今までと同じような形で加配、または人員増減していったら果たしてそれでいいものかどうか、そういう議論から、まずは再編を考えていく。次にやはり課題として残るのは、未満児の対応をどうするかということです。

これは大きく考えますと、議員がよくおっしゃるような、すべてが育休を法定どおりとれていない状況にありますよということが一つあると思います。国のほうでも今度、育児手当ですか、月3,000円の3万6,000円、それが果たしていいのかどうかとか、また、中小企業の保育士の推進のための予算等も出しておると思います。そういった、町がどうかとかということではなくして、地域または社会全体がそういったものにならないと、こういった形、ただ我々は受け入れる、受け入れる側、そういう対応だけしていけばいいということではなくて、社会全体がそういった子どもを大切にするというんですか、私は子どもにとっては、やっぱりある程度自分で歩いて自分で食べられるくらいまでは母親が見てあげられるという社会にならないと、いろいろな面で、教育は百年の計と言いますけれども保育はその前の段階ですので、そこをやはり愛情というんですか、子どもが一番必要とするのは母親ではないかなと思います。私は保育所で、わかばで保育士さんが赤ちゃんというか3歳児を背負っていろいろな仕事をやるわけです。すると、何かおぶっているのが違和感が非常にあるというのが現実であります。

ちょっと長くなりましたが、そういったふうに感じております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 基本的なそこの考え方はいろいろあると思うので、一つの考え方としてお聞きします。

私、この吉田町の保育行政をもっと制度を拡充していくべきだと思っているわけで、先ほど言ったように、ここ2年くらい前ですか、申請を2カ月前からにしてしまったということ、その制度はやっぱり運営していく上で難しい面を抱えちゃうと思うので、私はもとに戻して、もっと早い時期から受け付けだけはしておくと。入れるか入れないかはその時点になってみなければあきがあるかどうかわからないわけで、そのときに断られるようなことでは困るわけだけれども、焼津市だって島田だって藤枝だってもっと早くから受け付けはしていますよ。2カ月前からでなきゃ申請書を受け取らないということは、これは保育士を確保する上でも年間計画を立てる上でも、やっぱりこれはもうそういうのはもとに戻すべきだと私は思います。これはぜひそういうことは検討してください。

質問を変えます。

保育士のことだけれども、今年度3月で退職される方は何人か。また、来年度4月から新 規採用されるのかどうか、何人くらい。そこはどういう体制をとる予定ですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 私が聞いております範囲では、定年退職者が1名、新規採用 者内定者が1名、そのように聞いております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) わかりました。

それから、先ほどの答弁の中で、定員はどのくらいが適正だと思うかということに対して 150人ぐらいという答弁だったわけですけれども、今度再編されると170人の保育園が生まれるわけです。これはさゆりでしたよね、たしか。さゆりを建設する時点ではたしか150人の 規模での計画だったと私、記憶しているんですけれども、それを変えるわけですね。

- 〇議長(吉永滿榮君) 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(八木大作君)** 棟だけの定員が150人と。170人というのは、施設、各部屋の

大きさの算定においては現実的に170人のキャパがあると、使用能力があるということです。ただ、170人あるから170人の定員にしてそこに170人ということではなくて、あくまでも全体の申込者数に対してどう配置するかと。極論を言いますと、待機を出さないためには、15%ですか、定数を考慮されているということがあります。ただ、考慮されていても、部屋の大きさがそのキャパがないとまずいということで、基本的にさゆりについては150人で施設申請、申請というんですか届けをしまして最大170人まで対応できると。これは計画値ですので、例えばほかのところとの調整でそれが必要ない場合、今年度そうですね、130何がしということでありますればそれが必要ない場合もある。

現在、私ちょっと聞いた、記憶がはっきりしないですが、さゆり、定数というのは変えて 対応できるみたいですね。ですので、当然審査がありますけれども、部屋の容量がそれを確 保できている容量であれば170人ということも不可能ではないという中で計画値を出してお ります。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 私も保育の専門家ではないからわかりませんけれども、やっぱり乳児を含めて、子供の集団って小さければ小さいほどいいんではないかと思っています。年齢に応じた適正規模というのはあると思うので、ただ170人は大き過ぎるかなという感想を言っておきます。

それから、ちょっと町長にお聞きします。

私、保育所費と人件費との関係、14年度と19年度の決算書で比較してみたんですけれども、保育所費自体は4億2、3,000万円で変わっていないわけです。ただ、その中身が、正規職員の人件費が14年度当時は1億5,000万円ぐらいあったんです。平成19年度となると1億2,900万円ぐらい。2,000万円ぐらい落ちた。かわりに臨時職員の賃金が14年度は5,600万円、19年度は8,100万円。これは明らかに正規職員が減っているのかなと見られるわけです。これは平成16年に国が公立保育所の運営費国庫負担金を廃止して一般財源化した、それからさっき町長が言った定員管理の適正化計画、こういった影響があるということでしょうか。

じゃ、財政問題なもんで、企画課長のほうでわかりやすく説明してくれますか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) この保育関係の保育所の運営の経費の関係でございますが、確かに15年以前は、町が運営する保育所につきましては児童福祉法の規定によりまして国庫負担、それから県費負担、たしか国庫が2分の1、県費が4分の1という国庫からの負担がございました。それが約1億円程度ございまして、そういうことで、16年度から例の三位一体改革という形で構造改革、この中で国庫負担が対象外とされまして、これが一般財源化されるということになりまして、16年度からその国庫負担がなくなりました。そのかわりとして、議員も御存じのとおり、国税の所得税から例の地方譲与税という形で16年、17年、18年という形で暫定的に支給がされております。町のほうに譲与されたということでございまして、その後19年度に例の税制改正がございまして、所得税から個人町民税へ配分が変わったという形で税源移譲が完了したという形になっております。そういうことで国庫負担はなくなったんですが、税制改正においてその分は入ってきていると。当然一般財源化ということですので保育所経費だけというわけではございませんが、流れはそういう形になっております。

なお、もう一つ地方交付税制度というものがあるんですが、税源移譲に伴いまして地方の

格差が拡大しないように地方交付税の普通交付税のほうで措置するという形になっているわけですが、実態は議員御存じのとおり、地方交付税というのは基準財政収入額から基準財政需要額を差し引きしまして、プラス・マイナス・三角だったら交付税が措置されるという形になりますが、当町の場合は不交付団体でございますので、そこら辺の実際の金額は入っていないという状況になっております。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) ただいま企画課長のほうから財政的な面の御説明をさせていただきました。私のほうからは、わかる範囲で人員的な面をちょっと御報告させていただきたいと思います。

人員的な面は、御承知のように、定員管理計画によりまして平成17年から5年間、21年度までの減員で、職員の全体数224名から213名、11人の減、率として4.91%の減を目標に掲げているわけでございます。その影響がもろに保育士のほうに行っているかということではありません。全体を眺めた推移の中で、行政需要、全体のバランスをとってやっているわけで、特に保育士の補充につきましては、先ほど言いましたように1人退職すれば1人補充するという目標を最低限持っておりますので、そこにしわ寄せが行っているということではないかと思います。ちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんので御説明できませんが、そういうような考え方で実施しております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 今、企画課長のほうの説明をもっと簡単に言えば、14年と19年を比較すれば、国庫負担金が約7,000万円でしたよね、たしか。県のほうから3,000万円ぐらい、約1億円ぐらいが保育所費として出ていたわけで、保育園運営に使われていたお金が実質的には16年度からほぼなくなったということでいいわけですよね。

そういう中で、町が1億円保育園に使っていたお金が使えなくなったということなもので、どういうことになったのかといえば、僕の推測だけれども、結局、正規職員を減らして臨時職員を増やして人件費を減らしたのかなという推測もするし、その後、さくら、わかば、今度さゆりと保育園も建てかえているわけで、町長よく保育園を運営していらっしゃると思います。ただそういう中で、今回、5園を一つ減らして4園にして保育行政を運営していきたいというところへ行くのは、私は疑問があります。

そこで、時間もあれですから、この統廃合の問題もうちょっとお聞きします。

ここへ来るまで、こういう結論が出るまでがなかなか議会も、私も見えなかったし、町民にもまだ見えていないと思うんです。ほぼまだ、これもう進めていますけれども、町民ほとんど知らないんじゃないですかね。広報されていないですものね。保育園申し込みに行く人は、保育園の入園申込書にそういうのは書いてありますからわかっているけれども、それに縁のない人は全然知らないのではないかと思います。私も全協、9月だか10月の全協で聞いたときは物すごく唐突だなと。何で決めて何で即実行なのという感想を持ちました。当局が議会のほうへ説明に来たときに、もうその日の夜にでもあやめ保育園の保護者の保護者会に説明しなくちゃならないからどうしても議会に説明させてくれというような印象だったんですよ。こういう進め方で、こういう町の大事な施策を決めていくのにこういうやり方でいいのかなという疑問を私は持っています。

それで、聞きます。こういうことが最終的に決定されたのはいつなんですか。いつごろなんでしょう。改革プランで検討されていたのは私も知っています。だけど、こういうふうに決定してこう進めようとなったのはいつごろの時点だったのか。

- ○議長(吉永滿榮君) それについて、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) まず、そもそも発端といいますか、町の保育所の運営をどうしようかという問題を提起されたのはさゆり保育園を建設するという一つの契機であります。さゆり保育園を建設、さくら、わかば、さゆりと来て、じゃ、その後どうするのということを私どもも考えねばならない。ただ今ある保育園を新しくしていくだけが施策なのか。じゃ、どうあるべきかという中で、さゆり保育園を建設していく中で一つ示したのが段階的な定員再編ということを私のほうから提案してあります。それをその後いろいろな統計等をとりました中で、これで行けるのではないかと。23年度までの段階的な、これ一気にやるというわけではないんですね。段階的にやっていけば再編ができるだろうということで、計画について当然町長まで説明をしまして、今回、保護者会のほうからもそういったお話がありましたものですから、それとちょうどかち合ったということもございまして、議会へもとよりこういった計画で進めていきますよということの御報告をさせていただくということでやらせていただきました。

一つの契機というのは保育園の建設ということです。先ほどから出ておりますように、保育所の建設費に対する国庫補助、または交付金等はございません。そういった中で保育所建設を進めていく。保育所の中の課題も、先ほど言いましたように未満児または障害児運営の加配とかいろいろな要件があるわけで、じゃ、その財源的なものを含めてどうやって運営していったらよかろうかという、民営化とかいろいろな話がありますが、まず今現在あるものを見直さないと、そぎ落とすべきところはそぎ落とす、そういったことでやらないと、これは町民の方全体の納税者という考え方に立てば、ほかにもいろいろなニーズはあるわけです。ほかにもいろいろあると思います。保育もしかりですが、障害者福祉もしかりですが、高齢者しかり、道路の建設、いろいろなニーズがある。その中で、やはり町長が保育、障害者ということを出されているわけですが、そのままずるずる、ずるずるという言い方はおかしいんですが、従来どおりの手法でいったのでは、これは当然先が見えてくる、私はそう感じましたものですから、断行していく必要がある。

民営化というのは私はちょっと先の話であるというふうに感じておりますので、町民の方が町の保育所で保育されるということが一番のサービスと考えておりますので、民営化というのは直ちにはできないと。財政的にはそのほうがいいのかもしれませんが、今ある中をきれいにそぎ落とす部分はそぎ落とし、合理化できることは合理化し、資源を有効に使っていくと。マンパワーも有効に使っていくと。それをやった以降そういった話も当然出てくるかもしれません。

ですので、よくこういう言葉があると思うんですが、「まだはもうなり」と。まだいいだろうではない、もうここまで来ているということの中で、私は現在できることが必要ということで進めてまいったわけでございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 今の説明だと納得できない部分があるわけですけれども、私、町民課のほうで出生数の推移も出してもらいましたけれども、過去30年、平成19年度からさかのぼ

って過去30年間の出生数の、波はあっても平均的には吉田町293人です。平成16、17年度ぐらいは260人ぐらいだったんだけれども、また19年度でも300人超えているし18年度も320人くらいだったと思うんだけれども、20年度も約290人ぐらいというふうに予想されているようですけれども、子供の出生数自体も変わっていないし、吉田町人口も3万人を超えるということで増えているわけで、先ほど来保育園に対するニーズはあるわけです。そういう中で今回、保育園を一つ減らすという結論に行くのは、私はそれよりも現状を維持しながらもっと保育内容を充実していってほしいというのが私、町民の願いではないかと思います。

先ほど課長の判断というか決断で町長に報告したというような話だったけれども、私、もし保育園を一つ減らすということを最終的に結論を出す日がいつか来るかもしれません。でも私、今ではなくてもいいと思うんです。もっと日本の人口が本当に落ちていって、吉田町の人口も今より2割、3割減って子供の数も減って、これはやはり五つの保育園を四つにする必要があるなというような結論が出たときでいいんではないかと私は思うんです。

それと私気になっているのは、今年度何月の時点かわかりませんけれども結論を出して、 住民や保護者に十分な説明もないまま即来年の4月から実行されているわけでしょう。ここ の手法はちょっと納得できません。もしそういう必要があるのなら、私はもっと時間をかけ て、いいじゃないですか1年でも2年でもかけたって。もっと徹底して住民の意見も聞くべ きではないですかね。私はそう思いますけれども、ちょっとやり方が性急過ぎると思います けれども、どうでしょうか。

- ○議長(吉永滿榮君) これについて、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(八木大作君) 町長のお考えをそのまま私が言うことはできません。私の考えを申し上げると、あくまでも23年度までにということで進めてまいっております。ですので、23年度までは計画の中ではあやめ保育園は存続しているわけです。そういう段階的なというふうに御理解願いたいと思います。

スタートをいつするかというのは、やはり今回のさゆり保育園の建設、21年度からあやめ 保育園が統合廃止されるという時期と合わせて皆さんに保育ということについてもお考え願 いたいということもございますので、そのように考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 私は、やはりこの保育園の統廃合は、もっと時間をかけて町民にちゃんと説明して進めてやっていくべきだと考えております。一方では進んでいるわけで、これをとめてというのはなかなか難しいのかもしれませんけれども、私はぜひ再検討をする余地はあるのではないかということを述べて終わります。
- ○議長(吉永滿榮君) 以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

O議長(吉永滿榮君) 続きまして、10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

〇10番(八木 栄君) 10番、八木 栄でございます。

私は、平成20年第4回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、

消防・救急体制について町長にお尋ねをいたします。

最初に、消防団の体制と団員確保について質問します。

11月16日、消防協会榛原支部消防操法大会が当町において開かれました。榛原支部も合併により、川根本町、牧之原市、吉田町の1市2町となってしまいました。どの出場チームもそれぞれ訓練の成果を発揮し、すばらしい操法を見せてくれました。閉会式には激しい雨が降ってきましたが、各団員はじっと立っており、さすがだなと感じました。

この大会の参加団員を調べたところ、牧之原市220名、川根本町138名、吉田町113名でありました。また、それぞれの団員数は、牧之原市、条例定数610名に対して606名、これは平成20年10月1日現在の人数でございます。川根本町、条例定数440名に対して427名、これは平成20年4月1日現在と思われます。吉田町、条例定数210名に対して166名、平成20年6月1日現在となっています。牧之原市は、平成18年9月1日の時点では条例定数700名に対して実員数678名であったが、団員数を減らしたようです。女性団員、学生団員ともにゼロであります。

近隣の消防団についても調べてみました。これは平成18年9月1日現在の数字です。

御前崎市、条例定数416、実員数406名、そのうち女性団員20名、学生ゼロ。菊川市、条例定数364、実員数358名、そのうち女性団員、学生ともにゼロ。島田市、条例定数700、実員数639名、女性団員、学生ともにゼロ。藤枝市、条例定数450、実員数438名、そのうち女性団員17名、学生ゼロ。焼津市、条例定数350、実員数329名、そのうち女性団員10名、学生ゼロ。そのほか、静岡市、条例定数1,700、実員数1,442名、そのうち女性団員12名、大学生3名。沼津市、条例定数999、実員数910名、そのうち女性団員18名、大学生1名となっています。

また、吉田町では消防団OBと女性による機能別消防団が結成されております。機能別消防団を調べてみますと、機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことでした。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団員を補完する役割を期待されています。

なお、通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと呼んでいるようです。

機能別消防団員の類型には幾つかあります。例えば、1、機能別消防団員、2、消防団危機管理アドバイザー、3、指導者団員、4、OB団員、5、大規模災害団員、6、勤務地団員、7、情報収集団員、8、予防広報団員、9、大規模災害対応団員、10、水上消防団員、11、林野火災対応団員というように分類されているようです。吉田町の機能別消防団はというと、女性は予防広報団員、ラッパ隊等に属し、男性はOB団員に属するものと思います。最近では、全国的に会社員、自営業者、学生、主婦を含めた女性など、さまざまな職種から男女を問わず幅広い年齢層の人が消防団員として活躍しているようです。

以上のことから、次のように質問いたします。

- 1、吉田町の消防団員の条例定数210名の根拠について。
- 2、機能別消防団の発足から本日までの実績は。また、その位置づけ、待遇はどのように なっているのか。
- 3、魅力ある消防団の確立と活動しやすい環境整備のためにどのような施策を実施しているのか。

- 4、社会人でなく町内在住の大学生、または専門学校生の入団は可能か。
- 5、地域との結びつきを深める点から女性団員の入団を促進しているようですが、現在2 名の女性団員を増員させるためにどのようなことを実施していますか。
- 6、消防署の早期消火活動によって各分団の消火活動が減っています。これはよいことでありますが、火災現場における消火活動に向けた実戦的な訓練や消防署との合同訓練・協議等どのようになっているのでしょうか。

7、町内各分団の消防団員数は、第1分団46名、第2分団31名、第3分団17名、第4分団34名で、第3分団が団員数が少ないわけですが、第2分団においては県営住宅の近くということで、半鐘の音やサイレンがうるさいなどと苦情を受けていると聞いています。このようなことから、小学校の学区のように第2分団と第3分団とを合併させることについてはどのように考えられますか。

次に、救命について質問します。

消防団員の中には普通救命講習を受けている団員も少なくないと思います。私たち議員の中でも受講者がおります。この講習では、当然AED(自動体外式除細動器)を使った心肺蘇生についても実習します。心停止後、除細動を行うまでの時間が1分おくれるごとに救命率は10%も低下し、5分が経過すると救命率は50%にまで下がります。ところが、救急車が現場に到着するまでには数分間の時間がかかります。そのため、救急車が到着するまでに近くにあるAEDを使用してそばにいる人が一刻も早い除細動を行うことが必要になります。

自宅や職場、公共の場や道路上などの病院以外で発生する突然心停止の発生件数は年間2万から3万件と言われています。交通事故での年間死亡者数が約9,000人であるから、比べればこの数がいかに多いかがわかります。現在、町内においてAEDは何カ所に設置してあるのでしょうか。また、その場所はどこになるのでしょうか。そして、それをどのようにして町民に周知しているのでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いします。

〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 答弁に先立ちまして、去る11月16日に当町の高島グラウンドにおいて 開催されました榛原支部消防操法大会には、小雨降る中、吉田町消防団員の出場選手へ議員 各位の多大なる御声援を賜りましたこと厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、消防・救急体制についてお答えします。

最初に、町の消防団員の定数条例定数210名の数の根拠についてお答えします。

吉田町消防団の定数の変遷を申し上げますと、昭和14年4月、吉田村警防団として定数363名で発足いたしました。その後、昭和22年9月の吉田村消防団設置条例制定を受けまして、条例定数を13名減の350名としております。同様に、昭和23年10月にはさらに50名減の300名に改正しております。昭和24年7月の単独町制施行とともにその名称も吉田町消防団と改め、さらに昭和39年7月には96名減の204名となりましたが、昭和59年6月の改正において6名増の210名とされました。この210名が現在に至る条例定数であり、現在の団員数は166名で44名不足しておりますが、各分団におきましては消防団員に日々心血を注いでいただいているところでございます。

消防力の整備充足に係る通達につきましては、古くは昭和27年3月18日に勧告されました

消防団の設備及び運営基準に始まり、同基準を合理化すべく昭和36年8月1日に告示されました消防力の基準を踏まえ、制定以来、社会環境の変化等に応じた消防用資機材及び消防技術の向上を勘案した上で逐次改正されてまいりました。しかしながら、基準制定後40年を経過し、都市基盤構造の変化、救急出動件数の大幅な増加を初めとする消防需要の変化、地方分権の波など、近年の消防を取り巻く諸情勢に著しい変化が生じたため、消防活動の実態を反映し、かつ市町村が必要とする消防力の算定について自主的に判断できるよう、平成12年1月20日の消防庁告示第1号をもってその全部が改正をされました。さらには、今後の市町村の消防行政においては、地方行財政を取り巻く厳しい社会情勢の中で、警防、予防、救急、救助等の各分野における充実強化を図るとともに、これまでにない新たな災害事象を視野に入れ、想定し得る災害に十分対応できる体制を整備する必要性が生じたため、これからの時代に即応した基本的理念や新たな視点を反映させた基準とするため平成17年に一部が改正され、名称も消防力の整備指針に改められた経緯がございます。

その消防力の整備指針におきまして、消防団における人員の総数は、消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに規定する数と大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区の可住地面積を0.06平方キロメートルで除して得た数に1.1を乗じ、地震、風水害、その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を合算した数とするとされております。

この指針を踏まえ、当町では、通常の火災に対応するために必要な団員数といたしまして 消防ポンプ自動車1台につきまして5人、小型動力ポンプ1台につき4人として算定してお り、消防団各詰所に配備されている資機材数の実情と照らし合わせますと、消防ポンプ自動 車5台に各5人を乗じた25人と小型動力ポンプ8台に各4人を乗じた32人という人数を算出 しております。また、大規模災害等に対応するために必要な団員数といたしまして、避難所 として指定されている学校施設や地域住民を避難誘導する場合を想定し、小学校区内の田ん ぼ、畑及び宅地などを総計した可住地面積を団員1人が徒歩により1時間で避難誘導できる 面積0.09平方キロメートルで除した数に避難誘導可能な団員を確保する指数1.1を乗じて算 定しております。

避難誘導を担当できる面積である0.09平方キロメートルの算出根拠につきましては、消防団員が1時間で管轄内の1世帯ごとに対し災害の発生を呼びかけ、避難を促した後に再びもとの場所に戻ることを想定すると、時速3キロメートル程度の速度で20分間歩行し、残りの時間を呼びかけ等に使った場合、移動できる距離は歩行距離で約1,000メートルとなりますが、地域による道路事情が異なるため2割の幅を持たせ、1,000メートルから1,200メートルの歩行距離で積算をしております。これを面積に置きかえますと、消防団員1人は1辺250メートルから300メートルの方形の地域を回ることができることとなります。したがいまして、この方形面積が0.09平方キロメートルとなるわけでございます。

よって、町の総面積20.84平方キロメートルのうち可住地面積約12.72平方キロメートルを 避難誘導可能面積の約0.09平方キロメートルで除した数141人に1.1を乗じた155人が大規模 災害等に対応するために必要な団員数として算出しております。したがいまして、消防ポン プ自動車要員25人、小型動力ポンプ要員32人に加え、この大規模災害要員155人を合算した 人数212人を根拠として210人の定数を定めております。

次に、機能別消防団の発足から本日(11月26日)までの実績は、また、その位置づけ、待

遇はどのようになっているかについてお答えします。

昨今における消防団員の減少は全国的な問題であり、昭和29年には全国で200万人いた消防団員が平成20年には89万人を割るという厳しい状況下にございます。当町におきましてもその減少幅は顕著であり、条例定数を確保していた平成5年を境に定数割れへと転じ、平成16年には過去最低の138名にまで落ち込みました。

この減少傾向に歯どめをかけるべく総務省消防庁は平成15年から各種検討会を開催し、団員確保の対応策を全国市町村に提言しております。中でも、平成17年1月に通知されました「消防団員の活動環境整備のあり方について」におきまして、地域住民が消防団に参加しやすい環境をつくるための消防団組織・制度の多様化策として、特定の活動にのみ参加する機能別団員と特定の活動、役割のみを実施する機能別分団制度が初めて提示されました。

消防庁の通知後、愛媛県松山市の郵政職員による機能別分団ファイヤーポストマンチームを皮切りに、全国でも機能別分団、機能別団員が産声を上げ、これらの先進事例が紹介され始めたことを受け、吉田町消防団でも平成18年3月の消防団本部の正副団長及び専任本部長から成る三役会におきまして機能別団員の導入について協議されました。この協議では、今後の方向性として、条例改正することなく、現段階で比較的対応が容易だと思われる機能別団員には消防団OB団員を充て、予防広報団員には女性を登用することとし、両者を包括する機能別分団を創設することが提案され、3月の消防団本部事前協議会におきまして機能別団員導入検討会の設置を承認いたしました。導入検討会の構成員は団長以下副団長3名、専任本部長1名、現役分団長4名、ラッパ隊長1名の計10名とされ、平成18年5月7日から9月5日までの計5回にわたり所属部門とそれぞれの視点から課題を整理した上で機能別団員の導入を柱とする吉田町消防団の体制強化策を検討していただきました。

その結果、機能別分団を本部直轄分団とし、報酬、手当、被服、公務災害補償については 基本団員と同列に扱うものの、在職期間中の階級は団員に固定することや、災害時及び団長 もしくは居住地分団長の要請に伴う訓練並びに出初め式への出動とすることなどを明示した 内規が定められました。その後、機能別団員入団式開催の日は前期、後期の節目であります 10月1日とする目標を掲げ、機能別団員につきましては、各分団に対し優良退職団員5名の 勧誘を、予防広報団員につきましては、事務局に対し役場職員の勧誘を一任し、目標期日で ある平成18年10月1日にOB団員20名と女性団員2名の計22名に対し機能別団員の辞令交付 を行ったところまでが発足までの経緯でございます。

発足後の出動実績でございますが、平成18年10月1日から平成20年11月26日までの約2年2カ月の間におきまして、OB団員につきましては火災出動16件延べ38人、風水害出動1件1人、式典出動4件延べ58人であり、女性団員につきましては式典出動8件延べ12人、広報出動2件延べ2人、夜警巡視出動3件延べ4名となっております。

また、この機能別団員制度の導入と地域行事における広報活動の強化策が認められ、平成19年3月には、消防団等地域活動表彰として全国消防団24団体の1団として消防庁長官より表彰状を賜りましたことは喜びにたえません。今後も地域住民の安心・安全の確保のため、消防技能及び消防思想啓発のスペシャリストである機能別団員の活躍がますます期待されるところでございますが、多種多様な形態の団員を受け入れる消防団側では、消防団の根幹である基本団員の士気や活動意欲の低下、チームワークの乱れ等が生じないように、今後のサポート体制を含めた万全の配慮が必要であると考えております。

次に、魅力ある消防団の確立と活動しやすい環境整備のためにどのような施策を実施しているかについてお答えします。

魅力ある消防団の確立と活動しやすい環境整備につきましては、第4次吉田町総合計画基本計画第2章第1節に記載されておりますとおり、地域に根づいた消防力の源となる消防団員確保に向けた最重要課題であると考えております。

魅力ある消防団としましては、外面的には町民に親しまれる消防団であること、また、内面的には活動しがいがある消防団であること、この2点が重要な要素であると考えられます。

町民に親しまれる消防団活動としましては、出初め式において消防ポンプ自動車の体験乗車や啓発チラシの配布を行ってまいりましたが、平成17年度からは、当町の産業三大イベントの一つであります小山城まつりに消防団ブースを出店することにより、御来場される町内外のお客様との触れ合いの中で吉田町消防団の活動PRと防火思想の啓発を行っているところでございます。加えて、本年の第22回小山城まつりからは、新たに「訓練用の水消火器による模擬消火体験」及び「子ども用消防被服の試着と記念写真撮影」を実施いたしました。実際に経験するのは初めてであろうと思われる消化器のピンを外してレバーを握る手順を消防団員から興味深げに教わる子どもの姿、また、子ども用のはっぴやシルバー防火衣を身にまとい勇猛果敢なポーズを決める子どもたちに、その姿を見守る御家族の温かい笑顔を目の当たりに見ますと、吉田町消防団の魅力を十分にアピールできたのではないかと受けとめております。

同様に小山城まつりにおきましては、消防団員の身分処遇改善のための情報収集の一環として消防団に関するアンケート調査を実施しました。消防団活動や消防団員の認知度、また、消防団員の報酬、出動手当に対する意識等につきまして、現在、調査結果をまとめているところであります。

また、町民に親しまれる消防団を目指して、本年度における消防団関係の回覧文書や大会次第等に全国消防イメージキャラクター「消太(しょうた)」を積極的にイラストとして使用することにより、従来の消防団が持つ近寄りがたいイメージからの脱却を図っております。この全国消防イメージキャラクター「消太」でございますが、より一層親しまれる消防団目指して、消防・防災に係るさまざまな広報活動に使用することを目的に、自治体消防制度60周年を記念して作成された消防共通のイメージキャラクターであります。漫画家の松本零士氏を委員長とする審査委員会で決定されたその愛くるしいキャラクターを紙面の各所にちりばめることによりさらに町民に親しまれる消防団となるべく、ひいては消防団への興味向上による新規入団者の獲得につながるよう、今後もさまざまな消防広報活動の中で使用していく予定でございます。

次に、活動しがいのある消防団であるためには、その根底となる活動しやすい環境整備の促進が求められるところであり、吉田町消防団が現在抱えております消防施設の老朽化やサラリーマン団員の増加による出動率の低下等の諸問題を解決すべく、時代に対応した新たなる方策を検討しているところでございます。

活動しやすい環境整備という点において既に実施している施策としては、さきに申し上げました機能別団員制度の導入が一つの好事例であり、特定の活動において持ち得る特技をいかんなく発揮していただきますよう、これまで以上に活躍を期待するところでございます。

また、平成18年度からは、静岡県建設部によりシステム化されております静岡県土木総合

防災情報、通称サイボスレーダーの携帯電話サイトを消防団員へ普及させることにより、雨量、水位情報、天気予報、気象情報、地震・津波情報をリアルタイムに収集することが可能になりました。同様に、吉田榛原消防署の通信指令隊との連携により、団員所有の携帯電話に向けた災害情報メール送信を実施しており、今までは火災情報案内電話と同報無線及び各分団役員に貸与されている受令機のみでしか覚知することができなかった火災情報をより瞬時に、より確実に収集することが可能になりました。

反面、産業形態の大きな変化に伴う全国的なサラリーマン団員の増加は当町においても例外ではなく、本年12月1日におきまして団員166名中131名が使用者であり、その率は78.9%に及びます。また、勤務地につきましても、団員166名中、38.8%に当たる64名が町外勤務であり、さきに申し上げました携帯電話機能の充実を図れども、平日の昼間における火災、風水害に対しては必然的に出動率の低下を招いているのが現状でございます。

今後も増加することが予想されるサラリーマン団員の活動に対しては、その勤務先である 企業の御理解、御協力が不可欠であり、当町におきましては従前から町長と消防団長の連名 により各事業所へ協力を依頼してまいりましたが、今後も事業所とのさらなる協力体制の構 築を図るべく、消防庁より推進されている消防団協力事業所表示制度の導入に向けて検討を しているところでございます。

本制度は、所属する従業員が相当数入団している事業所や、消防団に入団しやすい環境づくり、または消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境づくりに取り組んでいる事業所及び事業所等が所有する防災力の提供等の協力を掲げている事業所に対し、そのあかしとして協力事業所表示証を交付し、協力事業所が地域社会に貢献していることを社会的に評価する。このことによりまして協力事業所の信頼性が向上するとともに、消防団と事業所等との連携・協力体制が一層強化されることになりまして、地域における消防・防災体制の充実強化が図られることを目的としております。

県内におきましても、伊東市、三島市、旧大井川町、長泉町、浜松市、富士宮市におきまして表示証の交付事例が報告されております。また、長野県においては、消防団協力事業所表示制度が契機となり、元防災担当大臣である村井知事の決断のもと、消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例が県議会に提案され、平成19年3月12日に全会一致で可決・成立しております。当町におきましても、このような先進事例を参考にしながら、町の実情に見合った消防団協力事業所表示制度が創設できますよう検討してまいる所存でございます。

次に、社会人ではなく町内在住の大学生または専門学校生の入団は可能かについてお答えします。

消防団の任用につきましては、吉田町消防団の団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例第3条におきまして「消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て、任用する」とあり、次の各号として、1、当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者、2、年齢18歳以上の者、3、志操堅固で、かつ身体強健な者として規定されております。ほかの市町におきましては条例における入団年齢資格が20歳以上となっている消防団もあり、18歳から19歳までの学生の入団が制限されてしまっているケースもあるようですが、当町につきましては入団年齢資格18歳以上とされており、また、職業の分類による縛りもないため、大学生または専門学生の入団

は可能でございます。

先ほど機能別分団の一例として、松山市内4大学の学生による大学生防災サポーターや銚子市の千葉科学大学生による学生消防隊等の報告事例があり、東京海洋大学の実験実習場はございますが大学キャンパスや専門学校を有さない当町といたしましては、それら学生消防団の活躍に対し羨望のまなざしを向けるばかりでございます。

しかしながら、大学生等の消防団への参加促進につきましては消防庁から全国市町村に通達されている努力課題でありますので、議員の皆様におかれましても、町内在住で県内大学等に通われる学生さんを御存じでございましたら、ぜひともお声をかけていただくなり地元の消防団に紹介していただければうれしく思います。その結果、吉田町消防団に町内在住の学生消防団員が誕生してくれることを切に願うところでございます。

次に、地域との結びつきを深める点から女性団員の入団を促進しているようですが、現在 2名の女性消防団員を増員させるためにどのようなことを実施していますかについてお答え します。

女性消防団員につきましては、消防庁より総団員数の1割以上は女性団員とすること、及び新たに女性団員を確保することを契機に条例定数の増加を図ることとして、全国水準で約10万人の女性消防団員の確保が全国市町村に求められているところであります。

当町の消防団員条例定数210名に対する1割として計算しますと女性団員の必要枠は21名となり、現時点では19名の欠員、なおかつ条例定数の増加が求められている状況にございますが、まずは昭和14年の吉田村警防団からの長い歴史にだれもがなし得なかった女性消防団員という新たなページを刻んでくれた2名の団員の勇気と意欲に敬意を表するところであります。

女性消防団員の募集につきましては、団員による戸別訪問、町当局による知人へのかけ声はもとより、「広報よしだ」、回覧文書等紙面での呼びかけ、インターネットの町ホームページによる呼びかけ、及び小山城まつりの際、御来場された女性のお客様に対して直接口頭で入団を促しております。また、これまでは官公庁のみに掲示を依頼していた消防団員募集ポスターにつきまして、本年度からは自営業で店舗経営をしている消防団OBの方々の御協力を仰ぎ、女性消防団員がモデルとなった消防団員募集ポスターを店舗に掲示していただいております。

このように各方面にわたり女性消防団員の募集を試みていますが、2名の団員が入団した 以降の増員にはつながっておりません。ひとり暮らしのお年寄りへの訪問防火指導や救命指 導、住宅用火災警報器の設置促進等、地域に即した今後の活動を行うために必要となる活動 組織の編成まで至っていないのが現状でございます。当面は、現在活動する2名の女性団員 の負担を減らすべく、これまで以上に募集活動を強化しながら、女性団員が活動しやすい活 動拠点環境整備の充実に向けたなお一層の検討を進めてまいります。

次に、消防署の早期消火活動によって分団の消火活動が減っています。火災現場における 消火活動に向けた実戦的な訓練や消防署との合同訓練・協議等どうなっているかについてお 答えします。

当町の常備消防体制につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合に委託をしており、当町に吉田榛原消防署が設置されておりますことは皆様御承知のことでございます。119番通報となる火災報の入電とともに吉田榛原消防署では消防隊が現場へ出動し、それとあわせて、

消防団の出動を要する火災であると判断した場合は、通信司令室から消防無線と携帯電話メールによる一斉指令が消防団員に送信されます。南北5キロメートル、東西4キロメートルの当町のほぼ中心部に消防署が配置されておりますので、当然のことながら現地到着及び消防水利の確保、放水につきましては消防署が早期対応を果たしております。そのため、吉田町消防団は後方支援や交通整理といった局面でその任務を遂行するケースが多いのが現状であります。

議員御指摘の団員の消火活動の減少は団員の経験不足につながり、結果として火災現場における混乱や不測の事故等を招きかねません。そのため、吉田町消防団では秋の火災予防週間における模擬火災訓練におきまして、これまでの前例踏襲型の訓練を見直し、初めてシナリオのない実戦的な模擬火災訓練を実施してまいりました。各分団には想定火災場所を非公開とし、加えて消防水利を確保しにくい現場設定を施したため、各分団は、現場での消火計画の立案、命令伝達、送水・放水、鎮火までの一連の動きについて緊張感を十分に持続したまま訓練することができました。その後の反省会において活発な意見交換がありましたことは言うに及ばず、改めて実戦的な消火訓練の重要性を団員一同が再認識したところでございます。

消防署との合同訓練につきましては、文化財防火デーにおける防火訓練として、2年に1度ではありますが長距離中継による放水訓練を実施しており、現場における指揮命令系統の一元化を目指し、消防署との連携強化を図っているところであります。毎年1月26日の文化財防火デーにつきましては、昭和24年に法隆寺金堂、壁画が焼損した日であり、この日を中心として、文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、全国的に文化財防火活動を展開することで国民一般の文化財保護思想の高揚を図っており、来年の1月18日日曜日に神戸の長源寺において合同訓練を予定しております。

消防署と当町及び旧榛原町と合同で開催しておりました消防連絡協議会でありますが、平成17年度の大雨洪水警報発令による協議会の当日中止を最後に休止状態にございます。しかしながら、防災訓練に際する訓練計画の合同協議に始まり、秋の火災予防運動期間中における防火パレードの合同実施、消防水利の設置・管理状況に関する意見交換等、吉田町消防団と吉田榛原消防署との連携は現時点では良好に保たれているものと判断しております。これに終わることなく、今後も消防団と消防署の連携を密にすることにより、相互扶助の精神のもと、総合的な消防体制の確立を目指してまいります。

次に、第2分団、第3分団の団員数が少ないのが気にかかりますが、学区のように合併することについてはどのように考えられますかについてお答えします。

平成20年12月1日現在における吉田町消防団の分団構成員は、分団員総数128名のうち、住吉第1分団が46名、構成比35.9%、川尻第2分団が31名の24.2%、片岡第3分団、17名の13.3%、北区第4分団が34名の26.6%となっております。また、各地区の第1分団当たりの世帯数を見ますと、住吉は75世帯、川尻は66世帯、片岡は103世帯、北区は63世帯で、とりわけ片岡第3分団における団員数の少なさと人口カバー率の低さが危惧されるところであります。

分団の合併につきましては、残存する吉田町消防団の沿革史をひもときますと、吉田町消防団においては過去に1度、現在の北区第4分団に係る神戸旧第4分団と大幡旧第5分団の地区合併をしている経緯がございます。過去の出動記録によりますと、昭和35年4月21日に

発生しました住吉地内のぼやに際し、第1から第5分団の出動人員が記述されておりますが、翌年昭和36年2月13日に発生しました片岡地内の建物火災以降は第5分団の出動人員が記載されていないため、昭和35年度中に神戸旧第4分団と大幡旧第5分団が合併し、現在の北区第4分団として新たに発足したものと推察されます。当時の旧第5分団関係者に話を聞きますと、この合併につきましては団員数の減少云々という問題に起因するものではなく、当時北区で配備していた旧第5分団の消防車両が故障したことを皮切りに新しい車両を配備する必要性を検討した結果、旧第4分団との合併話が進んでいったとのことでございます。

分団の統廃合につきましては早急に答えが導き出されるものではなく、今後の団員数の推移を分析しつつ、所属団員や自治会、自主防災会等の意見を聴取しながら慎重に検討を進めるべきものだと考えております。

しかしながら、消防団員につきましては災害時に備えた地元自主防災会との密なる連携が求められるため、現時点での考えとしては、自主防災会の合併が伴わない分団の合併は考えておりません。第3分団が配置されている片岡区ですが、最近は新興住宅地の開発等も盛んであり、区内の世帯数も急速に伸びつつあります。人口の流入があればそれだけ新規の消防団員の可能性も広がるわけでありますから、今後も消防団員の必要性を訴えつつ入団への御理解を求め、1人でも多くの団員の確保を図っていく所存でございます。

次に、消防団員によっては普通救命講習を受けたりしており、AEDの使い方も習いますが、現在、町内においてAEDは何カ所に設置してあるのでしょうか。また、その場所はどこになるのでしょうか。また、それをどのように町民に周知しているのでしょうかについてお答えします。

通常、AEDと呼ばれております自動体外式除細動器につきましては、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す装置であり、従来はAEDを含めた除細動器の使用が医療行為に当たっていたため、使用できるのは医師や救命救急士、航空機の乗務員に限られておりました。しかし、緊急な救命処置が求められる時代背景と呼応し、平成16年7月1日付の厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」をもって、講習を受けた一般市民であればAEDを使用しても医師法違反に当たらないようになりました。

心肺停止者の救命のためには、早期の通報、早期の心肺蘇生、早期の除細動、早期の病院搬送から成る救命の連鎖をスムーズに行うことが重要であり、地域住民の生命・財産を守るべき吉田町消防団員としてもその救命の連鎖の一翼の一端を担うべく、平成17年から吉田榛原消防署におけるAEDを用いた普通救命講習を受講しており、退団した団員も含めまして現在までに延べ7回で85名の団員が受講を済ませております。

町内公共施設等におけるAEDの設置につきましては、各施設管理者の判断で設置のいかんを決めているところでありますが、現在のところ、総務課の管轄では役場庁舎ロビー、役場総務課に各1台、健康づくり課の管轄では保健センターに1台、学校教育課の管轄では町内3小学校、吉田中学校に各1台、社会教育課の管轄では総合体育館、中央公民館、図書館に各1台、県の管轄におきましては吉田公園に1台、吉田高校2台と町内の12カ所計13台の設置を確認しております。

なお、町民への周知につきましては、施設利用者のためにそれぞれの施設の確認しやすい 場所にAED設置のマークを表示しております。 これで議員の御質問に対してはお答えしているわけでございますけれども、議員にお願いがございます。このようにたくさんの質問をされますと、結果としてもうあのような残り時間になりまして、先ほどの佐藤議員のように細かくピンポイントでいろいろな質問をして、いろいろな皆さんの御質問に答える時間が消えてしまいますので、ぜひとも質問はピンポイントでできるようにやっていただければ、私も読むのに疲れますので、今後よろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 質問が大変多岐にわたっているということで、答弁も長くなりました。 一問一答方式ということでございますが、再質問のほうは調整をしていただきたいと思います。

10番、八木 栄君。

〇10番(八木 栄君) 長い答弁をありがとうございました。欲張りなもので、質問がちょっと多過ぎたかなと反省をしております。

再質問ですが、一つだけ、救命についてですけれども、住吉小学校の西側にある企業ですけれども、名前を挙げてしまいますとミクニパーテックという会社がありますけれども、ここは正門にAED設置という看板が出ているわけです。企業がこのような形でAEDを設置していますよということを正面から見えるところにあるということは、その近くで事故とか何かあった場合すぐそこにとりに行けるということで、大変何かあった場合には便利というか有意義なわけです。

このような企業と町との連携を持って、それで町内でのAEDの範囲を広げていくということで、町内にも大企業から中小企業いろいろありますけれども、それに対してそういうことを進めていけばみんなのためになるんじゃないか、こう考えるものですから、それについて町としてはどのように考えて、これは難しくないことだと思いますので、どのように考えていってくれますかということと、あと、AEDは常日ごろメンテナンスが必要だと思いますから、それについてもどのような形でメンテナンスをしているのかお伺いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) ミクニさんの御事例を出して議員さん発言されたわけでありますが、町内でAEDを設置している事業所の確認はしておりませんので、一度そのような、どういう事業所が設置しているのか、その辺も確認してみたいと思います。

ただ、各事業所のそれぞれの目的に沿って、職員のため、対外的のためなのか、その辺の趣旨も各事業所の目的があろうかと思いますので、一概に玄関先に表示するというのも結論づけたことはできかねると思いますので、その辺は、第一にそういうような事業所がどの程度あるのか、そういうことも含めましてちょっと調べさせていただきたい、そのように思っております。

AEDの定期的な点検の関係でありますが、それぞれ各部署において一括して総務課でやっているわけではありませんので、各管理者のもとでそれぞれ適正な点検整備をしているということであります。

- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** ありがとうございました。

よく災害マップとかというのも町ではつくっているものですから、そういうものに企業が、 今後調査をしていただきまして、こういう企業のところにこういうものがあるよということ がはっきりわかって、それを、災害マップですから、マップ的に町内にこういうところにありますよという印をしていただいて、それを各戸に配るとか、また広報に載せるとかしてくれればそれなりに周知できて、ちょっとでもそれを覚えていれば何かあったときに大変有意義になると思うものですから、そういうことについてはどのように考えられますか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 現在、町内に公共として取りつけているのは固定的なAEDの関係と、役場でも玄関の入った左側にAEDのボックスがありますので、白いボックスで皆さんに目立つように表示しているわけです。もう1カ所は、総務課のほうで移動できる、いわゆる携帯で持ち運びができる関係でしておりますので、表示の点には、固定的にはここにAEDがありますよというような表現はよろしいかと思うんですけれども、移動的な面というのは、それぞれ随所に移動しますが、どこそこに保管はあるというようなことは表示できるかと思います。どういうような方法が一番周知できるのか、その辺も検討課題と、そのように考えております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木議員。
- ○10番(八木 栄君) 先ほど公共施設においては町内12カ所で13台ということでお話を伺ったものですから、とりあえずはその公共施設にあるものだけでもどこに、そこを番たび使っている人がそこへ行けばあるというのははっきりわかっていますけれども、そういう人ばかりが急に何か起こるかというのはわからないものですから、そういうことが急に何かあってもいいように、せめて公共施設の場所にどこにどういうものがあるよ、それだけでも何らかの形でお示しをするというか知らせるということで、お願いをいたしまして私の一般質問を終了します。
- ○議長(吉永滿榮君) 以上で、10番、八木 栄君の一般質問は終わりました。 ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は11時10分といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長(吉永滿榮君) 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 藤 田 和 寿 君

- ○議長(吉永滿榮君) 引き続き一般質問を行います。 5 番、藤田和寿君。
 - [5番 藤田和寿君登壇]
- **〇5番(藤田和寿君**) 5番、藤田和寿。
 - 一般質問通告書に挙げたわが町の財政見通しについて一般質問を行います。

まず、昨今の報道を見て明らかなように、経済環境は日に日に悪くなる一方です。この私の出した一般質問の通告は先月の11月27日に提出させていただきましたので、その時点より

日に日に悪化が加速している現状であると考えております。

平成20年度一般会計当初予算で自主財源が78%で賄っている我が町は大手製造業に税源を依存しており、影響の有無を心配しております。また、過日の防災訓練やさまざまな地域の集まりなどで伺う話を紹介しますと、「10月中旬ごろから残業や休日出勤がばったりとなくなり、手取りが減って困ったな」、「原油高騰がやっと終わって燃料が下がったと思ったら、暮れだというのに運ぶものがない。今年はおかしい、荷がない」、また、地域の壮年会の忘年会では通常お祭りの話題で盛り上がるわけでございますが、通常の話題には余りならない、仕事の話などを伺っております。また聞くところによりますと、工場に仕事がなく、100人単位で県内の違う工場に指示異動をされた方もいらっしゃるということをお伺いしております。通常の景気変動では、東京など都市部と違い、地方では大体半年おくれで現象があらわれるものと私も事業を経営している立場で実感しております。しかし、今回の世界的な景気変動はニュースと同時進行で影響が出ております。

そこで、お話を伺う中で必ず聞かれることが「吉田町はどうなんでしょうね。どうですか」、そのような疑問が多数投げかけられております。新聞紙上では、世界のトヨタのおひざ元であります豊田市などにおいては法人税額が来年度当初100分の1以下というようなニュースもお伺いしております。自動車産業及びIT産業、さまざまなデジタル家電産業、日に日に暗いニュースが流れているわけでございます。

我が吉田町においても、近年における工業誘致、製造業誘致で盛んな税収を得ていたわけでございますが、少し流れが変わってきたかなと考えております。この辺のところは日々ニュースで流れておりますので、今さら言うことではございませんので割愛させてもらいますが、その辺を踏まえまして今回の一般質問とさせていただきました。質問を出した当日よりも大分経済環境が変わっておりますので多少ぼけている点もございます。また、今、町では来年度、平成21年度当初予算に向けてヒアリングの最中で、なかなかお答えが難しい面もあるかと存じ上げますが、やはり開かれた行政、現実の把握を皆様方にしていただく意味からあえてこの時期に一般質問をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

それでは、通告文を読みます。

- 1、アメリカやEU発の金融危機を契機に、様相が一変した経済。景気が急激に冷え込む中、わが町においても平成20年度以降は税収の落ち込みが避けられない情勢と考えます。現状と今後の財政見通しは。
- 2、現在、来年度当初予算の編成作業が始まったと伺った。昨年度とは経済情勢が変化し、 難しい舵取りと考えるが、義務的経費や投資的経費などを含め編成方針を伺います。
- 3、町民本位の観点から、厳格な方針で実施計画事業などの見直しが必要と考えるが、見直しの基準は。

最後でありますが、4、実質公債費比率が都市計画税収の地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込み額になったことなどから、21.1%から16.2%に大幅に改善しました。平成18年度策定の公債費負担適正化計画の地方債発行に係る方針や実質公債費比率の適正管理のための方策など、計画に変更があるか。また、具体的に進捗状況と今後はを以上お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) それでは、答弁をお願いします。町長、田村典彦君。

「町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 「わが町の財政見通しは」の御質問のうち、1点目の「アメリカやE U発の金融危機を契機に、様相が一変した経済。景気が急激に冷え込む中、わが町において も、平成20年度以降は税収の落ち込みが避けられない情勢と考える。現状と今後の財政見通 しは」についてお答えします。

平成19年に顕在化しました米国のサブプライム・ローン問題は欧州に飛び火し、世界経済を揺るがす状況となりました。金融機関の損失が拡大し、大手金融機関の救済や経営破たんが相次いでおり、日本経済も多大な影響を受けております。内閣府が公表しました11月の月例経済報告における「わが国経済の基調判断」におきましても、「景気は弱まっている。さらに世界経済が一段と減速する中で下押し圧力が急速に高まっている。」「先行きについては、原油価格等の下落による一定の効果が期待されるものの、世界的な金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、雇用情勢などを含め景気の状況がさらに厳しいものになるリスクが存在することに留意する必要がある」とされ、さらに景気が悪化することが予測され、改善の兆しが見えない状況でございます。また、財務省が発表いたしました10月末の累計税収実績は、対前年同月比で法人税がマイナス35.2%と大幅な減少となっており、全体ではマイナス5.0%となっております。

県内の経済状況に目を向けてみますと、金融危機による株価の急落や円高の進行が企業の経営環境を直撃し、業績悪化傾向が一段と強まり、雇用情勢の悪化などによる消費意欲の減退など、深刻な状況にあるとの報道がなされております。

以上、このような日本経済や県内経済の状況を踏まえて、当町の町税の現状と今後の見込みにつきまして御説明申し上げます。

今年度の税収につきましては、当初予算で対前年比1.3%増の60億1,488万8,000円を計上いたしました。9月補正におきまして9,395万8,000円の増額をいたしましたが、今回の12月補正では、個人町民税の増額があったものの、固定資産税は現年課税分の減額や償却資産の税額構成による減額が生じたため3,502万4,000円の減額となり、予算総額では60億7,382万2,000円となりました。全国的に減収が見込まれているようでございますが、当町では平成20年度当初予算に計上した額につきましては確保できる見込みでございます。

次に、今後の見通しについて税目ごとに御説明いたします。

固定資産税、都市計画税でございますが、土地につきましては地価の下げどまり感はありますものの、近年、上昇傾向にありました工業地等の下落が懸念される中、全体としては現状維持であると見込まれます。家屋につきましては、在来家屋分につきましては平成21年度に評価替えされるため減額となる見込みですが、新築戸数の増加に伴う新規家屋分の増額は例年並みと見込んでおります。償却資産につきましては、社会経済情勢の先行きの不透明感から企業の設備投資意欲は慎重な動きとなっており、新たな設備投資が期待できないことから20%から30%程度の減額を見込んでおります。

次に町民税でございますが、平成21年度の個人町民税につきましては、平成20年分所得に対する課税でありますので現状維持が見込めますが、平成22年度以降は、現在進んでいる雇用情勢の悪化等により、残業時間の減少、派遣社員の削減など、失業者の増加により減収になることが見込まれます。法人町民税につきましては、新聞報道などによる県内上場企業の本年9月の中間決算を見ますと、ほとんどが減収減益となっており、町内企業も同様の状況にあると思われますので、平成20年度の決算状況いかんによりましては来年度の大幅な減収は

避けられず、その上に本年度における予定納税分の返還も視野に入れておかなければならない状況にございます。

たばこ税につきましては、厚生労働省が発表する「最新たばこ情報」における成人喫煙率が年々減少傾向にあることから、来年度以降は減収となることが見込まれます。

次に、軽自動車税でございますが、現状維持で推移するものと見込まれております。

このように税目ごとの今後の見込みについて御説明させていただきましたが、税収総額は、 議員御指摘のとおり、来年度以降減少することは避けられない状況でございます。また、 年々減少している交付金や交付税につきましても右肩下がりの現象が続くものと思われます。

このような歳入状況のもと、歳出面におきましても少子高齢化による社会保障費などの経常経費の増大などが見込まれ、厳しい財政状況が続くものと思われますが、身の丈に合った財政運営を基本とし、歳入に見合う歳出規模とするため歳出全般にわたり経費の削減を始めとする見直しを行うとともに、財源の重点配分を行うなど、メリハリをつけた予算編成を行うことにより健全財政の維持に努めてまいります。

2点目の、「現在、来年度当初予算の編成作業が始まったと伺った。昨年度とは経済情勢が変化し、難しい舵取りと考えるが、義務的経費や投資的経費などを含め編成方針は」についてお答えします。

1点目の御質問でお答えしましたように、当町の今後の財政見通しにつきましては決して明るいものではございません。歳入面を見ますと、町税収入の厳しい状況に加え、道路特定財源の一般財源化を含め、税制の抜本改革や地方交付税の動向が多大な影響を及ぼすものと懸念されます。他方、歳出面につきましては、少子高齢化の進展等を背景に、社会保障関係費の増大や行政サービスの多様化、地方分権による財政需要の増加など、支出の増加傾向に歯止めがかからず、当町の財政運営は今後も構造的に厳しい状況が続くものと受けとめております。

以上のような状況下におきまして、当町の平成21年度における一般財源額は70億円程度と 見込んでおりますが、さきに御説明しましたように、さらなる景気の後退、経済の減速が見 込まれることもあり、来年度の町税をはじめとする財源につきましてはより一層厳しい状況 になることが予想されます。

歳入につきましては、平成21年度予算編成要領において、「厳しい財政状況を勘案し、過少に予算計上していたものは決算ベースに改めるとともに、より一層の増収努力を図り、新規財源の確保に積極的に努めること」としております。また、歳出につきましても、義務的経費、一部事務組合や特別会計への繰出金などの特定経費や主要事業経費を除いた一般財源は前年度の7.0%減の枠配分を行い、予算編成に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の「義務的経費や投資的経費も含め、予算編成方針は」でありますが、基本方針の中に、予算編成に当たりましては、行財政構造改革推進方針やゼロベース検証、行政改革大綱、集中改革プラン、総合計画を十分に踏まえ、さらには枠配分予算の趣旨を理解の上、編成するよう指示をしております。また、経常的経費、投資的経費ともにその必要性と効果を見直し、優先順位の厳しい選択を行って施策の重点化を図ること。さらには、見積もりに当たりましてはコスト意識を持ち、先例にとらわれることなく積極的に事業の見直しを進めることなどを指示しております。

しかし、扶助費などの義務的経費につきましては容易に削減・圧縮することができない経

費であり、厳しい財政状況下におきましても維持しなくてはならないものでございますので、 枠配分につきましては、実施計画等を参考の上、来年度の見込み額に近い数字を精査し、配 分しております。

また、投資的経費は、前年度の一般財源額をベースに7%を削減した厳しい財源の中、歳 入の確保を積極的に努めるため、各種補助制度につきましても幅広い視点で検討し、国・県 補助事業を優先すること。さらに単独事業につきましては、原課において事業ごとに必要性、 緊急性及び投資効果を十分に検討し、優先順位を考え、予算編成することを指示しておりま す。

平成21年度は厳しい予算編成が予想されますが、原課には、事業の継続性や必要性を精査し、時代の要請や目的の達成度を再考するとともに、既成概念にとらわれることなく新規事業を展開すること。また、常によりよいサービスを提供することを目標に効率的な事業執行を心がけ、経常経費を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できますよう予算編成に取り組むよう通知しております。

3点目の、「町民本意の観点から、厳格な方針で実施計画事業などの見直しが必要と考えるが、見直しの基準は」についてお答えします。

これからの行政運営は、総合計画、財政、行政改革の三つがよりかみ合って動くことが大切なことでありますが、現在進めている町独自の行政評価システムの構築過程において、総合計画、財政、行政改革が効率的、効果的に連動するよう試行錯誤を繰り返しているところでございます。

具体的に御説明いたしますと、当町では、議員の皆様にはなじみのない作業でございますが、職員が予算要求を行う際、予算科目上の事業単位で予算要求書を作成し、これをもとに財政担当と原課担当者とのヒアリング、その後の町長ヒアリングを経て事業を予算化しております。平成19年度における平成20年度当初予算編成作業において、この予算要求書の情報をもとに新たな内部資料を作成することとしました。予算科目上の事業を細分化し、個別の事務事業単位ごとに目的、内容、予算といった項目で組み立てられた「予算要求書附表」を作成することであります。これは平成20年度から段階的に実施を予定している事務事業評価のための準備作業でもあります。この「予算要求書附表」における目的欄は、対象と意図の項目を設定し、対象につきましては、個別の事務事業によって働きかける人、モノを、また意図につきましては、その対象をどのような状態にしたいのかを明記するものでございます。

当町が提供するサービスは市場メカニズムにより是非を判断されることはほとんどなく、これまではサービスの対象やそのニーズについて認識が薄くなっていたり、日々の業務を実施すること自体が目的となっていた可能性がありました。職員は業務を実施するに当たりまして、議員の皆様方と違いまして、議員の皆様のように地域住民からの経緯等について説明をしてもらいたいという要求があっても断固拒絶して知らぬ顔の半兵衛を決め込むこともできませんし、また、利害を調整する権限などといった法律のどこにも書かれていない権限を持ち出して住民をたぶらかすわけにもまいりません。また、職員がそのようなことをすれば、場合によっては住民から訴追され、損害賠償を求められるばかりか、吉田町の行政の信頼は地に落ち、末代まで語り継がれる恥ともなりますので、常日ごろから法律の勝手な解釈などをしないように常に戒めております。ましてや当の職員は、同僚の職員などがかばうなどして事件の隠ぺいに手をかすなどといったことは金輪際してはならないことであり、当然のこ

とながら注意し、上司は叱責し、事の次第によりましては私が直接説明し、謝罪することになり、私の進退問題になることも覚悟しなければならないケースもあるものと考えます。

そのような次第で、職員は、さまざまな事業につきましては地域住民と常に意見を交換しながら進めていくのが実情の知恵でございますので、職員が業務を進める場合、サービスの対象と目的を常に意識して進めていくことが殊のほか重要でございます。

したがいまして、まず、実施目的、だれが事業の対象、受益者で、その対象をどのようにしたいかを明確にし、事業の成果を認識できるような仕組みにすることが実施計画、予算、事務事業評価すべてに共通する基本でございます。これまで、実施計画には主要な支出が計上されるにとどまっておりましたが、本年度から予算要求書を予算要求書附表で仕分けた個別の事務事業を実施計画に体系づけることにより、計画における予算内容をより明確にいたしました。数年のうちには事務事業評価を軌道に乗せ、妥当性、有効性、効率性の検証を行うとともに、さらに将来的には多様な角度から複数の事務事業を相対的に比較し、総合計画で重点施策に選定された施策並びに重点基本事業に結びつきのあるものを選択していきたいと考えております。

ただし、これら検討課題を実現するためには、通常業務に加え、新しいシステムへの移行のための作業など、職員の負担や試行錯誤の上での制度設計などさまざまな問題を考慮しつつ、現在のシステムを緩やかに成果志向型に変換していく必要があります。これまでのその時々の情勢や地域ニーズといったものを考慮し、全体のバランスを見ながら優先順位を決め、最少の経費で最大の効果を上げるように努力するとともに、できることから確実に取り組んでいたスタイルから、事務事業評価と連動していくことにより、よりわかりやすいスタイルへ、すべては基本構想に掲げられた将来都市像を実現するために努力してまいりたいと考えております。

4点目の、「実質公債費比率が都市計画税収の地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 見込額になったことなどから、21.1%から16.2%に大幅に改善した。平成18年度策定の公債 費負担適正化計画の地方債発行に係る方針や実質公債費比率の適正管理のための方策など、 計画に変更があるか。また、具体的に進捗状況と今後は」についてお答えします。

平成18年4月から地方債許可制度が協議制度に移行いたしました。この地方債協議制度におきましては、地方債の信用維持等の観点から、財政状況が悪化している地方公共団体に対しまして早期是正のための措置を講ずることとされ、この判断基準として新たに導入された指標が実質公債費比率でございます。実質公債費比率が18%以上になると許可団体となり、地方債の借り入れに知事の許可が必要となります。この許可団体は、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、自主的に公債費負担適正化計画を策定することになっております。

当町の実質公債費比率は、平成18年度に公表した数値が21.6%、平成19年度に公表した数値が21.1%で許可団体となり、公債費負担適正化計画を策定いたしました。この計画は、償還期間が満了していない地方債、及び今後発行予定の地方債等に係る実質公債費負担の現状と見込みを踏まえつつ、今後の地方債発行等に係る方針、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策、これに基づく実質公債費比率の見通し等について定めております。

議員御質問の「平成18年度策定の公債費負担適正化計画の、地方債に係る方針や実質公債

費比率の適正管理のための方策など、計画に変更があるか。また、具体的に進捗状況と今後は」でございますが、最初に進捗状況を御説明いたします。

議員各位には平成19年6月に公債費負担適正化計画を配布させていただいておりますが、 当然お読みになっていると思いますが、この計画の「公債費負担適正化計画に基づく実質公 債費負担の将来推計」におきまして実質公債費比率が平成18年度に公表した21.6%から18% 未満になるのは平成26年度でございました。

ちなみに、同様の算定方法により本年度を試算いたしますと19.0%となり、平成18年度に公表した21.6%を2.6ポイント下回ることになります。そして、平成22年度には17%台になるという試算結果が出ております。この試算結果を平成18年度の当初計画の数値と比較いたしますと、早期に改善されることを御理解いただけるものと思います。これは地方債の借入れの抑制や繰上償還に努めたことによるものであります。

具体的に申し上げますと、当町における平成10年度の地方債残高は普通会計において約70 億円でありましたが、平成17年度には約109億円と大きく増加しております。この中には当 然ながら中山三星の負債も入っております。これは、これまで町が道路や公園などの社会資 本整備を積極的に進め、その財源を地方債に求めたことによるものでございます。

公債費負担適正化計画には、地方債の発行をその年度の元金償還額を下回る額とすることや普通会計での地方債発行額を3億円程度とする方針、繰上償還などの方策が定められております。この計画に基づき、繰上償還を平成18年度には4,211万6,000円、平成19年度には4,810万円実施するとともに、借入額を大幅に抑制いたしました。その結果、平成19年度末における普通会計の地方債残高は100億円を下回ることができました。

また、下水道事業では、平成19年度末における地方債残高は72億円を超しておりますが、 公営企業金融公庫からの借入金、また1億5,300万円が公的資金保証金免除繰上償還の対象 となりましたので、本年9月に借換えを実行し償還利子の軽減を図るとともに、平成20年度 からの新たな交付金対象事業費を2分の1にしたことによりまして借入額を償還元金以内に 納めることができました。町では、このような対策により実質公債費比率の改善を図ってま いりました。

なお、本年度から実質公債費比率の算定方法が変更され、都市計画税が特定財源として公債費に充当することが可能になりましたので、議員御指摘のとおり、平成20年度に公表した実質公債費比率は16.2%となり、大幅に改善されております。この結果、当町は許可団体から協議団体に移行し、公債費負担適正化計画を策定する必要もなくなりました。しかし、平成19年6月に交布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」におきましては、実質公債費比率を含めた4つの財政指標が「健全化判断比率」となっており、これらの指標が一定率以上になると財政健全化計画等の作成が義務づけられます。健全化判断比率を悪化させないためにも、地方債発行等に関する方針や実質公債費比率の適正管理の方策は必要なことであり、今後も継続して実施し、財政の健全化を図ってまいります。

- O議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君、再質問をお願いします。
- ○5番(藤田和寿君) ありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

今の答弁、平成21年度は税収減ではあるが、経済変動が大幅に変わったのが11月末ぐらいからですので12月前の収入等で平成21年度はいいと思いますが、22年度以降は厳しいという

お話がございました。

そこで、今、当初予算、ヒアリング等で枠の部分で一般財源の中で7%減という7という数字が出ているわけでございますが、そこの根拠というんですか、我が町は車産業の町でもありませんし大分県みたいなキャノンの町でもございませんが、平成17年度でございますが、経済活動別市町村内総生産額は1,520億9,700万円であります。そのうち製造業が58.4%の887億8,200万円であるということで、約6割ぐらいの製造業の総生産になっているわけでございます。また、平成20年度当初予算編成におきましては自主財源比率が78%で、そのうち町税が70.5%という非常に恵まれた町であるわけですからなおさら影響が大きいんではないかと素人考えでございますがあるわけで、7%とした根拠をお教え願いたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。

〇企画課長(藤田光夫君) 枠配分について最初にちょっと申し上げたいと思います。

昨年は71億8,900万円程度の枠配分を行いました。今回の21年度の枠配分につきましては69億8,200万円くらいという形で各課へ配分をさせていただきました。

7%という数字でございますが、これは、義務的経費と主要事業の整備をこれからやっていかなきゃならないということで、この二つを合わせますと約93%になりますから、その差額の7%を減額しているということでございます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) わかりました。

ただいま出ました義務的経費でございますが、人件費、扶助費、公債費などが義務的経費ということでなっていると思います。その辺の試算は、やはり10年以上の推計が今後必要であると。来年度だけではなく、今後とも必要な義務的経費でございますので、その辺の推計が大変必要な要素だと思います。

平成10年度の割合は、義務的経費が24.5%でございました。昨年度決算では34.9%、本年度当初予算では34%でございます。経常経費全体でも62億356万円で72.8%を占めているわけであります。歳出総額が減少を予想される中で、この経費割合を削るということは非常に難しい要素であると考えております。今の企画課長の答弁にもございましたが、義務的経費及び主要施策は減らせないよと、それであと残りを7%減でやるというお話がありましたが、総枠が減った中で、本年度当初ではございますが34%でありますので、この割合は必ず増えていくと考えるわけでございます。

そのような中で義務的経費をどのような割合で考え直すか、この辺のところが政策の判断 基準ということが出てくると思いますが、来年度は本年度より多少ダウンでいくかもしれま せんが、今後におきますダウンを想定して、やはりここは大きな、町長が首長になったとき にゼロベースでもう一度見直したように、やはり今現在出ている実施計画の総額でいきます と、平成21年度、これが平成20年2月の実施計画書でございますが、平成21年度総事業費が 103億600万円、そのうち何が増えているかといいますと一般財源が平成20年度約10億円増で ございます。また、平成22年度総事業費はさらに増える、これはあくまでも計画でございま すが、総事業費が107億9,600万円、一般財源でいきますと20年度から12億円の増収というよ うな計画で総合計画に基づく実施計画がされているわけでございます。そういった中で、や はり義務的経費もある程度の検討の余地を考えるわけでございますが、方針の中でそれはあ る程度守るべきだということで考えられたことだとは思いますが、過去におきます集中改革 プラン等で枠配分予算、附表方式ということで、今、先進地であります我が町にとりまして も、やはり枠だけでなく総合的なフレームの中でこの予算を考えていかなきゃならないと考 えるわけでございますが、義務的経費につきましてどのようなお考えであるか、町長、お願 いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **○企画課長(藤田光夫君)** まず、実施計画の話が出たものですから、その点についてちょっとお話をさせていただきますが、その実施計画、昨年のものよりも当然ローリングをしていかなければならないというふうに考えております。

それから、財源のことなんですが、特に義務的経費として大きなものにつきましては、例えば広域とか病院とか、それから特別会計への繰出金、そういうもので約26億7,000万円くらい消えてしまいます。それから先ほど出ました扶助費、それから公債費、それから人件費を含めますと23億円余りという形になりまして、トータルしますと50億円超えてしまうということになります。そうしますと、先ほど枠配分という話があったんですが、この中で72%くらい占めてしまうという形になります。その残りを投資的経費に回すということになりますので、当然投資的経費は減らすことになるわけですが、この義務的経費につきましても当然精査をして今回の当初予算の査定の中では十分力を入れて査定をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) 今お話をいただきました投資的経費でございますが、過去10年さかのぼってみますと、平成10年の34億5,500万円の総支出総額からの37.5%を頭に、平成14年の35%の36億400万円まで高い推移でございましたが、平成15年からは大分ダウンしているわけでございます。それまでは社会資本整備を行ってきたわけでございますが、平成15年以降は高くても21.1%、15%前後で推移してきたものであります。本年度当初では14.4%で12億2,800万円であります。今後も総合計画を根拠として、場当たり的な思いつきの施策を排除した財政運営を求めます。

また、今後予定されている事業といたしまして、実施計画におきますと主な事業でございます。それを減らせということではございませんので誤解のないようにお願いしたいんですが、教育情報化推進事業で6,900万円、主にパソコン等の導入ですね。また、平成21年から22年度におきまして中央小グラウンド拡張2億3,000万円、ちいさな理科館建設事業8,300万円、中学校の屋外プール改築工事5,800万円、これが21年、22年度で計画上ですが予定されています。また、住吉小グラウンドナイターが6,600万円、総合体育館の雨漏り工事が1億5,200万円、学習ホールの改築及び中央公民館の解体が2億4,000万円、土地改良区事業が12億6,200万円、榛南幹線整備が1億円などというような形で推移されているわけでございます。その辺のところをある程度の優先順位を持って図るというような先ほどの町長の答弁があったわけでございますが、やはりここは広く町民の皆様方の需要を満たすべく検討が必要ではないかなと考えるわけであります。

そうした中、集中改革プランに基づいた行政改革機構の推進本部が庁舎内にあるわけでご ざいますが、残念ながら今は庁舎内の職員のみでの会議となっております。ここはある程度 の成果を出していくものでありますので、やはり広く民間からもその会議に参入をし、開か れた町としてその成果というものを検討していただくものが今後の町の財政運営においては 大変必要ではないかと考えるわけでございますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員に一言お願いしたいんですけれども、先ほど議員が場当たり的などうのこうのと。私は場当たり的なことはやったことはございませんので、あえてそのような発言は控えていただきたいと思っています。

それから、これまた注文でございますけれども、行政に対して非常に「開かれた」という言葉を使うんですけれども、議会のほうももっともっと開かれて、これからの地方分権の時代においては一番大事なのは議会でございますので、議会がより開かれて町民のもとにおりていく、これが一番必要なことであると思いますので、またひとつよろしくお願いいたします。

議員の御質問でございますけれども、現在、うちの中において置かれております行財政改革推進本部であるとか、そういう中において財政等のことをやっておりますけれども、議員はその中に民間等を入れるということでございますけれども、その必要性については私が判断するところでございますし、現在、中において十分な成果を上げておると思っておりますので、その必要についてはいま少し留保させてもらいたいと思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 今発言をしたことについての訂正ということでありましたが、私は、 平成14年度までは高い推移で行ってきたと、その点を踏まえまして場当たり的な政策は排除 してほしいということでありますので、15年度以降は15%前後でございますので、それにつ いて言っているわけではございませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

行政改革の必要性は、三位一体改革等の関連もございますが、やはり広く知恵を結集して、 庁舎内での専門的な知識よりも民間の知識も導入していただきたいなといった意味での提案 でございますので、また検討をお願いしたいと思います。

先ほどでございますが、地方債の残高でございますが、過去10年さかのぼるのは、どの指標においてもデータというものがあるものですから大変楽な、私にもできるような楽な作業でございますが、今後の税収等さまざまな要素を吟味するには、やはり情報、過日の福祉大会で町長「スピードがね」という御発言もあったんですが、やはり200人の職員を大きく動かし、100億円近いお金を動かす一つの大きな、町にとっては大きな、強いて言うと存在というんですか、そういったもののかじ取りということで、大幅な修正、かじ取りは非常に難しいかと思いますが、やはりフレキシブルな対応をとるべきだと思います。地財法の4の2に長期的なもののことでうたっております。これは当該年度においてとっぴな事業を行うと来年度、その事項以降の財政の予算どきにおいて負担を強いるからよくないよということで、やはり総合計画にのっとった予算措置を行うべきではないかという文章だと私なりに理解しているわけでございますが、平成22年度以降にその大幅な減収を予想される今、先ほど言いました事業においても優先順位を改めて、その主要施策においてはこれはかならずやるんだといったことも必要かもしれませんが、やはり周りを見渡して、困っている方々も助ける、また弱い人たちを助け、町の運営を行うからには、その辺においては後年度にそれをずらすとかといったようなことが必要だと思います。

その辺の一番いい例としては、さきの行政報告のほうにありました町長のちいさな理科館

の関係でございますが、学校林ということで、学校林の杉を切り出して看板をつくって有馬 先生のほうに名前を書いてもらって名誉館長でやるということでこの事業は大変動いている わけでございますが、その看板をある施設のほうに持っていってやるということも一つの考 え方としてはあると思いますので、この事業についてはいろいろな面で町民も期待しており ますし、さまざまな分野で出ておりますので、町の姿勢を示すには非常にPRになる要素で はないかなと考えております。

これは一つの例でありますので、それについてどうのこうのではございませんが、そのようなことがやはり、アドバルーン的な、吉田町、今まで「広報よしだ」等で町長いろいろなことのお話をされているわけでございますが、その中に財政的に豊かであると、さまざまな施策によって今は裕福であるということであったんですが、情勢が大幅に変わってきて、これは現政権が悪いとか、世界じゅうのことですから、吉田町ばかりではありません。世界じゅうのことでありますので、それをどうのこうの言うわけではございませんが、その変化に対してどのように対応していくかということをやはり町民に示すためにはモデル的なものが必要ではないかなと考えるわけでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 私は常々、町長からのメッセージにもございますし、また、議員の皆様、また町民の皆様にもお話ししていることでございますけれども、やはり一番大事なことは財政規律を確保しながら、その中において機動的、弾力的にできることをやっていくということが一番大事なことではなかろうかと思います。

やはり町民の皆さんから見て町の財布が破産状態に近い場合、幾ら何をやってもこれはもう心配になるだけでございますので、財政規律の堅持だけは、これは何としてもしなければならないと。やはり国は平成17年度の問題につきましてあのような形でなし崩し的にやっていくということは、当町において完全に退避することはできませんけれども、なかなか難しいと思います。やはり町自体においては財政規律を確保しながら、その中において機動的、弾力的に事業を進めていくということが一番大事なことではないか、私はそう思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- **〇5番(藤田和寿君)** やはり基本がしっかりぶれないということで、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

来年度以降、厳しい話ばかりして申しわけないんですが、やはりないものはどこかから補てんしなきゃならないということであります。そういった制度も用意しているわけでありますが、本年度は財政調整基金から1億7,000万円繰り入れしまして、昨年度末残高が10億2,400万円でございますので、単純に引きますと8億5,400万円になります。財政調整基金は地方自治法の第241条に基づく基金や地財法第4条の4、積立金処分の中に詳しく書いてあるわけで、予期しない収入の減少——今回のような経済変動ですね——や不時の支出増加、災害の発生に備えるためであると理解しており、そのための基金であると認識しております。財源不足、災害、緊急な経費、財産取得の経費、繰上償還に充てられるといったことであります。また、臨時財政対策債、一般財源の不足に対処するための投資的経費、道路、公園など社会資本の整備に係る経費以外の経費にも充てられると地方財政法5条の特例として発行が許される地方債などがあるわけでございますが、今8億5,000万円の財政調整基金、本年

度決算をやればまた多少増えてくるとは考えているわけでございますが、その財調の基金及 び臨時財政対策債等、今後、これは監督官庁というんですか、県とかそういうところの許可 が必要だとは思うんですが、協議が必要かとは思うんですが、その点についてどのようなお 考えで今後邁進していくかお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長、田村君。
- ○町長(田村典彦君) 私は、私の部下である職員に常々、また議員の皆様にも恐らくお話ししたことがあると思いますし、また町民の皆様にももしかしたら話をしたことがある事柄だとは思うんですけれども、何はともあれ財調20億円積みたいというふうなことで職員に申し聞かせてまいりました。ようやく15億円の話、大体この達成が可能となった段階で、議員が先ほどから義務的経費で言っておりますけれども、単純なことで、うちが榛原総合病院に法定で繰り出す分は3億5,000万円でございます。それに財政支援分の大体1億5,000万円弱、それから今度の借金踏み倒しに絡んで起きた例の3億4,000万円でございますか、そういうのを合わせて、いわば今まで当然考えてこなくてもよかったようなものが現実に榛原総合病院の負担分として、何とか支えるために5億円近い法定負担分以上のものを出さなきゃならないと。そういうものがいわば義務的経費に占める割合というのが非常に多くなってまいります。

そういうことを考えると、単純なことでございますが、やはりその辺は私にとっても非常に痛いものでございまして、それを完全に一般財源の中で処理してしまえとなると非常に難しい問題がございますので、財調に手をつけざるを得ないというふうなことでございます。

ただ、この3億4,000万円分の新しい負担については、これは実際うちのお金ではございますけれども3億4,000万円分は使えないというお金になりますので、非常に痛いと思っております。こういうふうなものは、今後どんな形で榛原総合病院が推移するかもしれませんけれども、やはり地域住民の安全・安心のためには何としても支えていかなきゃならないと思っておりますので、その分もある程度増えてくるものと思いますけれども、今後はその義務的経費の増加はできる限り抑制をしながら、投資的経費についても果断に切り込んでまいりたいと思っております。

- ○議長(吉永滿榮君) 藤田議員。残り少ないので、よろしく。
- ○5番(藤田和寿君) 最後でございます。

どこも、我が町だけではございません、どこの町も病院等やはり抱えているわけで、その病院を使われている方々にとってはなくてはならないということであります。ですから、その辺のところを踏まえて、やはり議会としても一議員としても、できることはおのずと自分たちで努力していくしかないかなといったところでございます。

ただ、そういったところであるわけでございますが、なかなかお金のことというと非常に難しい面があるわけでございますが、やはりこの辺のところは財政部門が筆頭になって今もヒアリングをやっているということで、担当課の人とちょっと今すれ違ったものですから話をしたわけでございますが、やはり英知と勇気と情熱を持って明るい吉田町を築き上げるように今後ともお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長(吉永滿榮君) 5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

O議長(吉永滿榮君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす17日水曜日、午前9時から本会議、一般質問です。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまです。

散会 午後 零時10分

(12月17日:一般質問)

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇杉村嘉久君

〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

- **○4番(杉村嘉久君)** 4番、杉村です。私は、さきに通告をいたしましたように、本日は二 つのことにつきまして質問をさせていただきます。
 - 一つ目、1は、来年度の予算編成についてどのように臨むか。
 - 二つ目は、小学校、中学校の新学習指導要領が変わります。その先行実施について伺います。

先に、来年度予算編成についてどのように臨まれるかということですけれども、町の仕事は、住民の福祉向上が最大のねらいであると思います。その目的達成のために、最小必要限度の人件費等が必要であって、常に内部管理経費の適正な配置、比率を保つことが大切なことと思います。本年度予算において不適当な欠点等が見られた場合には、当初予算から是正する必要があります。旧来の慣行優先、前年度実績の上積み程度の安易な方法で何ら改革の意図がないとするなら、住民の意思に逆らうことになると思います。よく「金がない」と言われますが、民間企業、どんな企業でも、「企業は人なり」「金はつくるもの」と言われますように、金がないのではなく、限られた財源を有効に使うか、無駄で効果のない費目・経費がないか、もっと有効に使う方法がないかと常に検討を加えることは当然のことです。こうした苦心と配慮が予算に反映されることが、住民の福祉向上と地域開発に結びつく予算になると思っております。

地方行政の近代化とか能率化が盛んに議論されておりますが、能率性ということから見た場合、依然として民間企業体に比べ多くの点で見劣りがしていると思います。民間企業は、

激しい自由競争の経済事情の中でより多くの利益を追求するため、内部管理諸経費の節減合理化、体質改善に懸命の努力を払っています。地方自治体には自由競争の意識がないため、「親方日の丸」とか「ぬるま湯体質」と批判されておりますが、それだけに仕事のやり方、金の使い方について、その体質改善に一層努力が必要になるものと思っております。

なお、行政改革は、一度行ったから当分その必要はないというものではなく、時代の推移と事務の増大、複雑多様化に伴い継続する課題として改革する意識が必要になると思っております。したがって、自治体の行政改革は、これまで言われてきたように、「事務・事業の見直し」「組織・機構の簡素合理化」「人事管理・定員管理の合理化」「民間委託の推進」「OA化等の事務の改善」「補助金制度の統合とその適正化」など全般にわたって見直しと簡素化し、効率的な行政を実現することが求められ、また期待されていると思います。

また、予算化する事務、事業につきましては、当町の行政改革大綱等にもあります、いわゆるPDCAサイクル、いわゆる計画、実施、検証、改善のサイクルの履行、すなわち、事前に事業評価を実施し、費用対効果を意識して決定して実施した事業についての業績評価を行うなど、民間的な手法を採用することに積極的に取り組むべきものと考えております。

予算は、以上のような配慮と改革による成果が具体的な数字となってあらわれたものが反映されるものとなっていることが大切だと思います。前年度より何%増えたとか、何々の事業に予算をつけたから立派だというものではなく、改革の意欲が盛られているかで評価されると思います。来年度の予算編成につきまして、どのような考え方で臨むのかお伺いいたします。

次に、二つ目の質問ですけれども、小学校、中学校の新学習指導要領の先行実施について 伺います。

来年度から始まる小・中学校の新学習指導要領への移行措置の内容が公表されました。直 ちに実施可能な総則や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等は、来年21年度から新しい学 習指導要領の規定で実施されます。小・中学校ともに「総合的な学習」は今回、時間数が削減され、その分、国語などの主要教科の時間を増やすとともに全体授業量を増やすなど、教 育現場で大きな変革になるものと考えております。学校はもちろん、子供たちや保護者も十 分理解し、スムーズな移行ができるよう、その準備や対策を考慮しなければならないと思い ます。教育委員会としての新学習指導要領の全面実施までの取り組みと対応策についてお伺 いいたします。

○議長(吉永滿榮君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 議員の御質問は、昨日の藤田議員の御質問と重複する部分がございますので、それはあらかじめ御了承願いたいと思います。

来年度予算編成について、どのように臨むかについてお答えいたします。

当町では、平成20年11月14日付企画課長通知「平成21年度当初予算編成について」とともに、「平成21年度予算編成要領」と「平成21年度予算要求書作成基準」を庁内に示したところであります。この通知は、現在の社会情勢を踏まえた、おおむね次のような内容のもので

ございます。

平成21年度の当町の財政見通しは、自主財源の根幹である町税収入のうち個人町民税は、 三位一体改革に伴う税源委譲により増加となった昨年度までのような増収は見込めず、また、 法人町民税については先行き不透明であるなど、町税における増収要素は見つかりません。 依存財源につきましても、国の基本方針等に基づき、財源確保はより一層厳しい状況になる ことが予測されますが、町債残高抑制のため、財源確保を町債に依存することは避けなけれ ばならないと考えます。

歳出にありましても、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係経費の扶助費などに加え、「障害者自立支援施設」や「ちいさな理科館」などの施設建設、榛原総合病院の財政的援助などさまざまな財政需要の増大が見込まれており、このような財政需要がある中で収支の均衡を図ることは困難な状況であり、厳しい財政運営が予想されます。

当町では、平成19年度当初予算編成から、行政評価を見据えて枠配分予算を導入していますが、平成21年度当初予算においても予算枠を配分したので、各課においては、よりよい行政サービスを提供することを目標に、効率的な事業執行に心がけるとともに、経常経費を厳しく抑制しながら、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるような予算編成に取り組まれたい旨の内容でございます。

当町では、平成16年度に吉田町行財政構造改革推進本部を設置し、行財政構造改革推進に向けての調査事業を支援すること、地方分権に対応するための行財政構造改革の方針決定に関すること、行財政構造改革を推進すること、を所掌事務とし、職員全員が同一の意識を持つ中で、行財政構造改革を推進する体制を整えました。

現在取り組んでいる「第3次吉田町行政改革大綱」と「集中改革プラン」は、平成17年3月29日付の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」、いわゆる「新地方行革指針」の助言を受け、今後さらに効果的・効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政サービスの受け手である町民の視点、納税者の納得できる税金の使い方という納税者の視点をこれまで以上に重視しなければならないとの決意のもと、平成16年度に行ったゼロベース検証等の結果を踏まえつつ、平成17年度に策定しました。

この「第3次吉田町行政改革大綱」の重点項目の一つであります「事務事業の見直し」において、「限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し、事務事業を見直します。」とし、「事務事業の合理化及び行政評価システムの構築」、「民間委託等の推進」、「地方公営企業の経営健全化」の3点を挙げ、事務事業の合理化及び行政評価システムの構築において、「地方分権の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることから、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めます。また、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の「行政評価システム」を構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用を行う」としております。

これらを受け、現在当町では、町独自の行政評価システムの構築を目指し、取り組んでおります。

平成18年度には、新たに導入する行政評価を見据え、当初予算編成から、一般財源を基準とした枠配分方式を採用しました。限られた財源を有効に活用し、住民サービスを向上させるために行う枠配分は、各課の自主性、主体性を生み出すとともに、各課の創意工夫が経費の節減につながるとの考えのもとに取り入れた手法でございます。見方を変えますと、住民と直結する各担当課が、これまでの事業を見直し、取捨選択できる、いわゆる事業のスクラップアンドビルドに対して柔軟な対応がとれるほか、事業の方向性についても主体的に判断することが可能となりました。これまでの財政担当課による査定待ちという受け身の姿勢から、各担当課がみずからの権限と責任において予算を編成することになり、職員一人一人の財政状況や事業コストに対する意識の向上に資するものと期待してのことでございます。

平成19年度には、平成20年度から事務事業評価を段階的に行うための準備作業として、平成20年度当初予算編成から新たな内部資料を作成することとしました。具体的には、予算科目上の事業を細分化し、個別の事務事業単位ごとに、目的、内容、予算といった項目で組み立てられた予算要求書附表を作成することであります。この予算要求書附表における目的欄では対象と意図の項目を設定し、対象につきましては、個別の事業によって働きかける人、モノを、また意図につきましては、その対象をどのような状態にしたいのかを明記するものでございます。

同年9月18日には、関西(かんせい)学院大学専門職大学院の稲澤克祐(いなざわかつひろ)教授を講師に迎え、推進本部主催による研修会を開催いたしました。この研修会は、推進本部員、課長補佐職の者、及び各課各部門から1人の参加を要請し、約60人が研修を受けました。本年11月27日にも同教授による研修会を開催し、行政経営システム検討会委員及び希望する職員を対象として46人の参加者がございました。

平成20年11月17日に開催された平成21年度当初予算編成説明会におきまして、同日付企画課長通知「平成21年度当初予算要求に伴う行政評価との連動について」を発信し、本年度から事務事業評価を段階的に取り入れていくこと、予算要求書附表によって仕分けられた「個別の事務事業」を事務事業評価の評価単位として今後進めることを示し、予算要求書附表の精度を向上させ、かつ、事務事業評価の意識づけを浸透させるため、当初予算要求作業とあわせ、事務事業評価の試行を目指すための作業を依頼しております。

当町が提供するサービスは、市場メカニズムにより是非を判断されることがほとんどなく、これまではサービスの対象やそのニーズについて認識が薄くなっていたり、日々の業務を実施すること自体が目的となっていた可能性がございました。職員は住民と直接やりとりする場合が多く、そのため、職員が業務を進めていく上でサービスの対象と目的を常に意識することが重要であります。したがって、まず、実施目的、だれが事業の対象・受益者で、その対象をどのようにしたいのかを明確にし、事業の成果を認識できるような仕組みとすることが、事務事業を評価する際の重要な要素となります。

さて、議員御質問の要旨に、「予算化する事務・事業については、事前に事業評価を実施し、費用対効果を意識して決定し、実施した事業について業績評価を行うなど、積極的に取り組むべきと考える。」との御意見がございましたが、当町の現状に照らし合わせて御説明申し上げます。

現在、実施計画におきましては、当該年度の現状とあわせ3カ年のローリングを行っております。実施計画調書の段階では、継続事業の展望も含め、新規事業等の考えも原課から説

明がなされ、担当者ヒアリングを経て、町長ヒアリングに諮り、最終的に事務局で取りまとめ、公表される実施計画となります。この実施計画調書の段階が、事前評価作業に該当するものと考えております。これまで実施計画事業には主要な支出が計上されるにとどまっておりましたが、本年度から、予算要求書附表で仕分けられた個別の事務事業を実施計画事業に体系づけることにより、計画における予算内容がより明確になりました。この実施計画調書の内容も加味され、翌年度の収入見込みを考慮しつつ、枠配分予算の枠が決定されることになります。

さて、ここで、行政評価とは何ぞやという話をさせていただきたいと思います。

行政評価は、国におきましては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等において、 基本的事項を定め実施されておりますが、地方自治体では、「新地方行革指針」以降、導入 は進んでおりますが、統一されたルールはなく、それぞれの自治体において独自に工夫して、 システム設計されております。

総務省では、「地方公共団体における行政評価の取組状況」の調査において、「行政評価」とは政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものとしております。政策体系における階層別の類型としては、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」があり、いつの時点で評価するかという時点別の類型では、「事前評価」「事中評価」「事後評価」という仕分け方がされ、評価者別の類型としては、「内部評価」と「外部評価」があります。

当町では、行政経営システム検討会・行政評価システム部会での検討を経て、行財政構造改革推進本部会議において、当面は事業の担当者が実施している事務事業の現状を把握、認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていくためのツールとして事務事業評価を推進することとしました。さきに説明した類型で御説明すれば、「事務事業評価」であり、「事後評価」であり「内部評価」でございます。当町が目指す事務事業評価を行うため、現在、事業の体系化の作業を重点的に行っております。事業の体系化とは、町の活動を目的と手段の関係から整理し、総合計画の政策、施策の体系とともに、どの政策・施策目的を達成するための事務事業なのかを整理し、「政策」「施策」「事務事業」という3層構造の政策体系化、目的体系化を行うことであります。

この作業の重要な点は、実施する事業と総合計画の「目的」と「手段」の関係での整理でございます。別な表現をすれば、職員が日々実施してる業務と総合計画の関連意識を強めることでございます。日々携わっている仕事が、「総合計画のどの部分を担っているのか」「どのような目的を持っているか」を意識しないと、仕事をすること自体が目的となる可能性が高くなります。事務事業の体系化を行い、職員が実施している業務とともに事務事業を設定し、総合計画との関連を「目的」と「手段」の関係で整理することで、総合計画の進捗管理などに生かしていくことも可能となると考えております。

今後は、本年度を含めた数年間は、事務事業評価の試行を重ね、徐々に精度を上げてまいりたいと考えておりますが、制度の成否を握るかぎとしましては、事務のための事務が不必要に増えないこと、他方、事務事業評価を浸透させるためには、まだまだ不必要とされる作業や調整しなければならない問題、構築しなければならない課題がございます。

地方自治法第2条第14項の「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

という法の趣旨に沿った制度を構築するため、今後の吉田町の発展のためにも、よりよい仕組みづくりに心がけたいと考えております。

続きまして、2点目の「新学習指導要領の先行実施について」の御質問につきましては、 教育長から答弁させます。

○議長(吉永滿榮君) 質問事項2については、新学習指導要領、教育長のほうからお願いします。

黒田教育長。

○教育長(黒田和夫君) 「新学習指導要領の先行実施について」お答えします。

文部科学省は、平成20年3月28日に新学習指導要領を告示しました。さらに、平成20年6月13日には新学習指導要領の完全実施に向けた移行措置内容も発表しました。今回の改訂は、各教科などにおける言語活動の充実、科学技術の土台となる理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、環境教育やキャリア教育、食育などの充実とともに、小学校5、6学年への外国語活動の新設、中学校1、2学年の保健体育において「武道」「ダンス」を全員必修とすることなどであります。

この新学習指導要領の完全実施は、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度からでありますが、今回は内容の増加が伴うため、移行期間における措置が必要とされ、総則を含めた一部の教科内容や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等は来年度から移行措置が始まります。つまり、新学習指導要領に基づく新たな教育課程は、実質、来年度からスタートすることになります。

文部科学省から示された移行措置の概要について申し上げますと、1移行措置期間における基本方針は、①平成20年度中に新学習指導要領の周知徹底を図り、平成21年度から、可能なものは先行して実施する。

②移行措置期間中に教科書の編集・検定・採択を行い、小学校は平成23年度から、中学校 は平成24年度から新学習指導要領を全面実施する。

2 新学習指導要領に盛り込まれた総則や道徳等は直ちに先行実施する。

3算数・数学及び理科は、教材を整備して先行実施する。具体的には、①算数、数学及び理科については、新課程に円滑に移行できるよう、移行措置期間中から新課程の内容の一部を前倒しして実施する。(授業時数の増加も、前倒しして実施する。)②これに伴い、小学校では総授業時数を各学年で週1コマ増加する。ただし、中学校は選択教科等の授業時数を削減するため、総授業時数は変更しない。③新課程の前倒しに伴い、現在の教科書に記載がない事項を指導する際に必要となる教材については、国の責任において作成・配布する。

4他の教科等は学校の判断で先行実施する。具体的には①算数・数学及び理科を除く各教科は、学校の判断により新学習指導要領によることも可能とする。ただし、小学校における地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導、小・中学校における音楽の共通歌唱教材として指導する曲の充実、小学校低学年における体育の授業時数の増加等は、各学校の判断で先行実施する。

②小学校5・6学年における外国語活動は、各学年で週1コマまでは、総合的な学習の時間の授業時数を充てるなど、各学校の裁量により授業時数を定めて実施することを可能とする。

お尋ねの移行措置のあらましは以上であります。

現在、各学校では、新学習指導要領への移行についての計画をまとめつつあります。今後、 教職員に対して周知徹底を図るとともに、必要に応じて保護者の理解を求めることといたします。教育委員会といたしましては、各学校が新学習指導要領へスムーズな移行ができるよう、指導・支援をしてまいります。

以上であります。

- **○議長(吉永滿榮君)**ありがとうございました。では、4番、杉村君。
- **〇4番(杉村嘉久君)** それでは、再質問をさせていただきます。

来年度の予算編成についてでございますけれども、当町は、先ほど説明がありましたように、今年からですか、事務事業評価制度を導入、それから予算要求書の附表、そういったものを新たに導入されたということですが、今、各自治体で行われているのは、いわゆる予算の妥当性などを見直すための事業仕分けというのを導入する自治体が急増しているというお話を伺いました。財政難のときに予算を一律カットするようなやり方ではなくて、必要な事業に手厚く予算を回すためにも、いわゆる事業仕分けの手法が必要と言われておると。これは、行政の仕事を一つ一つ洗い出し、効果があるかなど、要不要を考えていく作業ということです。

それを行うことによって、規律やまた制度も浮き彫りになり、行政改革、財政改革につながると言われております。導入した自治体からは、職員の意識が変わった、それから、政策の効果を真剣に見きわめるようになったと言われているということのようですけれども、この予算要求附表とか事務事業評価制度の導入とイコールというんじゃないでしょうけれども、関連する、私、事業仕分け、その辺の関係をちょっとお話し願いたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) 当町の場合、先ほど説明したように、事務事業評価を行うということで、それぞれすべての事業につきまして、どのような方を対象にするとか、その手段、意図を明確にするという形で見直しを行うものでございまして、今、議員が言われたものと基本的には同一というふうには思われます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- **〇4番(杉村嘉久君)** 続きまして、経費の中でウエートが高いと思います職員の人事管理関係につきまして、ちょっと質問をさせてもらいます。

まず、定数の管理についてですけれども、これはわかりましたらお願いしたいと思うんですけれども、類似自治体の職員数に比較して職員1人当たりのいわゆる人口数が、この一般会計、特別会計、その総計でほかの自治体と比べてどのようになっているかということです。 それから二つ目が、部課の設置数が類似自治体に比較しまして多いか少ないかということです。

業務の縦割り意識と組織の硬直性をなくすということで、仕事の繁閑によって他の部課へ の応援とか融通をする体制というものができているかどうか。

それから、中間管理職ポスト、課長補佐とか主幹とか副主幹など、私たちから見ますと、 ちょっと人のためと思われる職制ではないかと思うんですけれども、必要かどうかというこ とです。 以上につきましてお願いします。

- ○議長(吉永滿榮君) 3点ありますが、どちらから。 総務課長、お願いします。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) まず最初に、定員管理の適正の関係でありますが、類似団体の職員の関係はどのようになっているかということでありますが、人口1,000人当たり職員数、これは19年3月31日の人口の割合で算出した全国規模のものでありますが、吉田町は6.45人、同じ規模でいきますと1,000人当たり15人の市町村もありますし、全国規模の最低で5.46であります。平均的には8.06ということですので、吉田町の場合は、人口1,000人当たりでいくと少ないほうの部類に入るということになろうかと思います。

また、県下の市町村の場合を考えますと、19町村があるわけでありますが、その中で下から2番目ということで、18番目に位置しておりまして、職員数は、1,000人当たり、県下の町村の中では下から2番目という位置づけでなされております。

[「すみません、ちょっとそれ19年と何年のやつ。調査は18しか今ないですよね。調査の年数は」の声あり]

○総務課長兼防災監(久保田晴己君) これは18年度の実績で調べてあります。これは普通会計の算出規準でありますので、統計的には、財政規模で言いますと、うちのほうで言うと、一般会計と土地取得会計を合わせたものの普通会計の決算状況ということでとらえていただきたいと思います。

それと、そういう組織的な流動の関係で応援部隊の関係があるかというような御質問でありますが、今、加勢をしいているわけでありますが、特別余裕の人員の応援部隊というのは体制的にはとっておりません。ただし、それはいろんな大きな事業の関係をとらえますと、やはり各課からそれぞれプロジェクトチームをつくって体制を整える。それぞれ全課で当たる場合もありましょうし、数課が特定の事業を遂行するというような体制はすぐにとれるような、トップの指示で対応をとらえております。

それと中間管理職の関係でありますが、現在当町におきましては、管理職の部門につきましては、主幹、統括、課長補佐、課長という管理部門と、その下の副主幹、主任、主事というような部門で分かれているわけで、フラット制を主体にした部門の体制で、即戦力の対応をできるよう、また住民のサービス提供ができるような体制づくりを今、現行行っているわけであります。

ただ、見直しの検討課題もありまして、御承知のように、団塊の世代の大量の退職というような形の中で、機構改革も現在練っているわけであります。そのような体制の中で、今後、将来的にどのような方向がいいかというのは模索しているわけでありますが、大課の方向も検討を視野に入れつつ、現在の移行の時期をとらえて、よりサービスの点も引き続き行えるような体制、いわゆるスムーズな動きができる体制を模索している途中であるわけです。そのような関係になっております。

課の設置の関係について他町との比較というような関係で、すぐその関係の比較の数字が 県下の市町村の規模でもちょっと出ておりませんので、御報告できません。申しわけありま せん。

- ○議長(吉永滿榮君) 引き続き4番、杉村君。
- **〇4番(杉村嘉久君)** それでは、ありがとうございました。

給与費についてお伺いしますけれども、職員のこの給与水準とまた職員の平均年齢、それから類似する自治体、県、また町内の地場産業等に比較してどうかということをお聞きしたいんですけれども、資料をお持ちでしたら。

- ○議長(吉永滿榮君) 総務課長、お願いします。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 職員の給与の関係でありますが、前議会でも御報告したように、人件費の割合でいきますと、平成18年度の決算ベースで考えると19市町村の中では、人件費の占める割合というのが14.6%で最下位であるということです。それで、ラスパイレス指数、御承知のように、国家公務員を100とした場合の町村の単価ですね、指数を調べてみますと、全国の町村の平均では、これは93.9、県内の市町村の平均が96.9、吉田町は92.5です。そのようなラスパイレス指数になっております。

それと御承知のように、吉田町の職員の給与の定める場合においては、国家公務員の人事院勧告を即取り入れておりますので、例えば近辺の事業所の給与の関係等はしておりません。 人事院を設置しているということは、市が人事院を設置しているものですから、町村については設置しておりませんので、国家公務員の給与体系を取り入れて決めているということになります。

- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) この役場職員の給与の関係、町内の地場産業ですね、そういう人から、 うちはこのぐらいだけれども役場はこのぐらいだというようなことをよく聞くんですけれど も、その辺で地場産業と比較した資料といいますか、ものはありますか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 御質問の件については、把握しておりません。
- ○4番(杉村嘉久君) 人事院の給与改定では、人事院の勧告ということを、基本的にそれをもとに行うと言われておりますけれども、県なんかへ私はよく行って、以前ですけれども、給与の運用で、渡り制度とか昇給期間の短縮というのが盛んに行われております、確かに県なんかは。その辺で当町の場合は同じようにやられているかどうかということですけれども。
- 〇議長(吉永滿榮君) 総務課長。
- ○総務課長兼防災監(久保田晴己君) ただいまの御質問でありますが、当町は1級1職制を 用いておりますので、渡り制度というものは取り扱っておりません。
- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) 次に、物件費についてお伺いします。

物件費の節減、合理化の努力がかなり徹底して、各自治体でも、前年度予算に比較して当初から一律何%、3%とか5%を打ち出して経費の節減に努めているということをよくほかの町の方からお聞きしますけれども、当吉田町の場合はその辺につきましてはどのような進め方をされているんですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- ○企画課長(藤田光夫君) 物件費につきましては、昨年の決算を見ますと約12%を占めております。当然、今回の各課へ指示した事項の中でも、すべてを見直すということになっておりますので、物件費も当然その対象になっておりまして、経費節減に努めるという形を指示しております。
- ○4番(杉村嘉久君) 次に、補助金と負担金についてお伺いしますけれども、これも各自治

体でも問題といいますか、話題になっていることですけれども、各種団体等に交付される補助金、それから負担金の整理合理化によって経費の節減を図ろうと、いろいろ見直し、査定を行っている自治体というのが増えている。その点につきまして、その補助金とか負担金につきまして、特に補助金の関係ですけれども、どのようにお考えになっていますか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **○企画課長(藤田光夫君)** 当然、補助金につきましては、その適正かどうかという点がございますので、これらを特に先ほど当初言いました事務事業評価の対象にしていかなければならないというふうに考えておりますので、ここら辺の見直しはしっかりやるというつもりでおります。

以上です。

- ○4番(杉村嘉久君) どうもありがとうございました。
- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) では、新学習指導要領の実施についてですけれども、質問させていただきます。

今回、小学校高学年、いわゆる5年生、6年生に英語活動が必修化されるわけですけれども、そうしますと5年間継続して英語を勉強するわけですけれども、中学3年生の達成目標というものを明確にしまして、小・中5年連携カリキュラムというのを考える必要もあるんじゃないかとも思うんですけれども、その点についてお伺いします。

- ○議長(吉永滿榮君) 教育長、お願いします。
- ○教育長(黒田和夫君) 小学校5・6年生に外国語ということですけれども、当然、小学校の場合と中学校の場合と目標が違ってきておりまして、例えば小学校の場合で言いますと、音声面を中心としてコミュニケーション能力の素地を育成するということであります。町内の小学校では、これは学校独自に全面実施まで移行措置を決めていくわけでありますけれども、多少ニュアンスの違いはあります。だから今の段階で小学校から中学校まで合わせて5年間のという、そういうところではないというふうに考えております。
- ○4番(杉村嘉久君) わかりました。

それから、その小学校の英語活動の必修化に伴いまして、現在、ALT、いわゆる外国人の英語指導助手が1名おられるようですけれども、こういった方の増員というものは考えられるのですか。

- ○議長(吉永滿榮君) 教育長、お願いします。
- ○教育長(黒田和夫君) これは実際これからずっと英語をやっていくことになりますと、そういう外国人講師に頼るというわけにはいかないだろうというふうに思っております。現在の外国人講師というのは、子供たちに外国語になれ親しむといいましょうか、あるいはもっと言うと、外国人、あるいは外国の文化になれ親しむと、そういうふうな考え方で導入しておりますので、これから本格的にもし小学校に英語教育が導入されるとなったときに、その外国人講師を増員していくということは、現段階では考えられないというふうに思っております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- **〇4番(杉村嘉久君)** 中学校の保健体育科では、先ほどもお話に出ましたけれども、武道と ダンスが必須となるということですね。そうしますと、この武道場なるものの施設整備や指

導者の研修、剣道などの防具の整備など、必修化に向けてのその課題は非常に多いというか、 少なくないと思うんですけれども、その辺の対応策といいますか、対策について伺います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(高橋健次君) 学校教育課です。

御承知のように、吉田中学校におきましては体育館を新たに建設させていただいたわけですけれども、その中で、当然ながら武道場、剣道場はあります。また、すぐそばに総合体育館等もありまして、そこに武道並びに剣道ということで整備がされているというふうに思っております。

また、種目によって、特に剣道ですけれども、非常に武具といいますか、必要になるということですので、これにつきましては順次整備をしていきたいというふうに思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 4番、杉村君。
- ○4番(杉村嘉久君) 次に、中学校では保健分野で小学校との系統性というものが求められている。小・中連携や教材化の工夫というのがかなり求められてくると思いますが、それの対策について伺います。保健の関係で。
- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- **〇教育長(黒田和夫君)** これは従来から保健に限らず、小学校から中学校への連携というのは続けてきておりますので、特別そのための準備というか、そういうものはないというふうに考えております。
- ○4番(杉村嘉久君) ありがとうございました。以上で終わります。
- ○議長(吉永滿榮君) 以上で4番、杉村嘉久君の一般質問を終わります。

◇勝山徳子君

〇議長(吉永滿榮君) 引き続きまして、11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

〇11番(勝山徳子君) 私は、議席番号11番、勝山徳子でございます。

平成20年第4回吉田町議会定例会において、さきに通告してあります、1、小・中学校の校庭芝生化について、2、ちいさな理科館事業について一般質問いたします。

初めに、小・中学校の校庭芝生化についてお伺いいたします。

10月28日付の静岡新聞に、公立学校の校庭芝生化の記事が出ておりました。記事の内容は、文部科学省は28日、サッカーくじの収益によるスポーツ助成金の配分先を決める中教審特別委員会を開いた。来年度から、小・中・高など公立学校の校庭を芝生にする事業を対象に加えることに決めた。くじを運営する独立行政法人日本スポーツ振興センターが、年内に全国の自治体に助成希望を募る。従来も公設の野球場やテニスコートなど芝生化は助成してきたが、校庭への助成は初めて。芝生にするとけがをしにくく、年齢を問わず、緑に囲まれた運動を楽しめるとされ、中教審特別委員会も、国民に身近な助成制度とする上で有効だと、校庭芝生化への助成を支持。放課後や休日に校庭が地域住民のスポーツ活動に開放されていることを条件に、対象に加える。小・中・高だけではなく、公立の幼稚園や特別支援学校も助成対象になる。助成率は未定だが、2002年度から全国40カ所で行ってきた校庭以外の公設運

動施設では、費用の4分の3となっている。文科省は、校庭については助成率はアップも検討したいとしているとありました。校庭の芝生化では、文科省が費用の3分の1を補助する制度などもあるが、自治体の財政難から、実施率は全国の公立小・中・高約3万6,000校の4%にとどまっているとありました。

東京都や大阪府では、校庭の芝生化を推進するために助成金を出しています。全国的に校庭の芝生化が進められているようです。町の緑を増やし、子供たちが大いに遊び学べる芝生の校庭を東京都では、ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習効果や地域のコミュニケーション形成などを目的として芝生化を推進しています。

芝生による人への心理的効果についても発表が行われました。休み時間に外に出て遊ぶ頻度が増大した。芝生化によって、ストレスを感じる度合いが減少したとありました。

芝生の効果はいろいろあります。我が町の小・中学校の校庭に芝生の導入も必要と感じています。独立行政法人日本スポーツ振興センターが全国の自治体に助成希望を募集していたが、当町の小・中学校での校庭芝生化の考えを伺います。

次に、ちいさな理科館事業についてお伺いいたします。

ノーベル賞受賞4人の話題が毎日出ております。ノーベル賞授賞式で、研究者の受賞に敬意を表し、授賞式で日本語によるスピーチが行われたのは初めてのことと聞き、うれしくニュースを見ていました。我が国の科学力が証明されたと絶賛している人も多いのではないでしょうか。

行政報告会で、ちいさな理科館事業について報告がありました。10月1日に設計業者が決定し、設計業務が進められていること、入り口の看板に学校林の樹木を活用し、有馬先生に揮毫をお願いし作成する予定。また、有馬先生に、名誉館長の就任と、オープニングのとき理科の実験をお願いし、快諾を得ていることを御報告いただきました。

11月12、13日と、総務文教常任委員会の視察で岐阜県と愛知県に行ってきました。総務文教常任委員会の所管事業のちいさな理科館事業に関連して、岐阜県先端科学技術体験センターへ、通称サイエンスワールドを視察することができました。これは、岐阜県の事業の運営で、規模としては町の事業と比べることはできませんが、どのようなコンセプトで行っているのか研修をさせていただきました。サイエンスワールドの名称で、先端科学技術を気軽に体験できる科学館です。体験を重視したコンセプトで、21世紀を担う青少年に科学のおもしろさ、大切さを感じ取っていただき、生涯学習の場として運営をしていました。サイエンスショーやワークショップ、イベント、出前実験講座等、高度な体験で、一度体験したら楽しさを実感できるように工夫がいっぱいありました。高校生がクラスの授業の一環で実験を通して科学を学んだり、楽しんだりしていました。小学校では、学年ごとでバスで参加し、身近な生活の中の科学を映像と実験を見て感じて、参加して、科学の原理原則や楽しさを実感していました。子供から大人まで楽しめる科学実験や展示を行い、家族で来ても楽しめる。短時間ではありましたが、館長さんに説明をいただきながら館内を見ることができました。

専門知識を持った職員が運営し、来館した人に体験して楽しさを実感していただけるように工夫していることに、運営をしていく人の重要性を感じ取りました。当町で進められているちいさな理科館事業の運営についてお伺いいたします。

- 1、ちいさな理科館事業の運営予算と運営方針をどのように考えているのか。
- 2、県内の科学教室や体験施設の利用状況は。

3、岐阜県先端科学技術体験センターでは、サイエンスワールド後援会組織を設置し、科学技術の振興、普及に関心を持つ団体、個人の集まりで、青少年を初め広く一般の方々の科学技術に関する正しい理解と認識を高めることを目的として活動しています。当町のちいさな理科館事業の支援のための後援会の設置の考えは。

以上が私の質問の要旨でございます。御答弁よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) それじゃ、答弁を教育長、黒田和夫君。
- **〇教育長(黒田和夫君)** 「小・中学校の校庭芝生化について」お答えします。

学校の校庭は、これまで土のグラウンドが一般的でしたが、近年、芝生を整備する学校が増えてきています。芝生化することにより、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらすこと、環境教育の生きた教材として活用できること、強風時における砂塵の飛散防止、降雨時における土砂の流失防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制などが言われております。

このようなことから、従来から文部科学省では校庭の芝生化について、「安全・安心な学校づくり交付金」における「屋外教育環境施設の整備」で補助を行い、その整備推進を図ってきております。

このような中、10月28日に文部科学省では、サッカーくじ「toto」の収益によるスポーツ助成金の配分先を決める中教審特別委員会を開き、来年度から小・中・高など公立学校の校庭を芝生にする事業を対象に加えることに決めたという記事が新聞に掲載されました。

しかしながら、現在、近隣市町の小・中学校で運動場を芝生化している学校はありません。 芝生化が進まない理由の一つは、学校の運動場は、サッカー、野球などの特定のスポーツ だけに使用されるものではなく、子どもたちの学習や遊びなどさまざまな用途で使われるも のであることが挙げられます。確かに学校教育の中にも芝生が適したスポーツもありますが、 土の運動場のほうがふさわしいスポーツもあります。そのことを考えますと、昔からの土の 運動場が、あらゆる用途に適応できる最もふさわしいものであると考えられます。

理由の二つ目は、芝生管理の難しさと経費負担が大きいということであります。二十数年前、かつて、ある中学校で運動場を芝生化したことがありましたが、芝生管理の難しさから取りやめ、従来の土の運動場に戻したという例もあります。最近では、使用する芝の改良や維持管理の改善などが進み、導入する環境が整備されつつあるということもお聞きしておりますが、やはり専門家による指導と日常の管理が不可欠であります。一時的に助成を受けましてもその後の芝生管理は、経費や労力など大きな負担になるだけでなく、日常的、継続的な使用に支障を来すことは目に見えております。

したがって、せっかくの御提案ではありますが、町としては学校の運動場の芝生化を行う 考えはありません。

次に、「ちいさな理科館事業について」お答えします。

「ちいさな理科館」の運営については、現在、運営委員会で検討中であります。基本は、できるだけ経費をかけないで大勢の町民の皆様方の御協力を得ながら、地道に息の長い充実した運営を続けるというものであります。運営の方向性が確定しましたら、議員や町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。運営に要する費用の予算化についても、改めてお願いすることになります。

続いて、お尋ねの「県内の科学教室や体験施設の利用状況」でありますが、近隣の主な施

設の入館者数で申しますと、静岡科学館「る・く・る」は平成19年度は24万4,902人、平成20年度は、11月末現在の数字になりますが、16万9,156人、浜松科学館は平成19年度で20万8,136人、平成20年度で13万2,167人、ディスカバリーパーク焼津は平成19年度で11万58人、平成20年度で6万9,841人、磐田市桶ケ谷沼ビジターセンターは平成19年度で1万758人、平成20年度で5,334人といったところであります。

なお、この種の施設は、それぞれの設置目的を持っておりますし、立地場所によって条件 も異なっており、一律に入館者数を比較し成果を云々することは必ずしも適当ではないと考 えます。

また、議員から、岐阜県先端科学技術体験センターの例を挙げて、青少年をはじめ広く一般の方々の科学技術に関する正しい理解と認識を高めるために、後援会を設置する考えはないかという御質問がありました。「ちいさな理科館」にどのような支援組織をつくるかも、運営委員会で検討中であります。従来から申し上げておりますように、「ちいさな理科館」は当面、土日と長期休業中に活動するものであり、あくまでも理科好きの子どもたちの居場所づくりであります。結果として、一般の方々に広く科学への関心が高まればという期待はしておりますが、余り大上段に振りかぶるようなことは考えておりません。もし子どもと一緒に「ちいさな理科館」を訪ねてくださった御家族が理科に関心を持っていただくことになれば大変ありがたいことですが、対象はあくまでも子どもたちであります。

まだ、現在、建設までに道半ばであります。今後とも御理解、御支援を賜りますようお願いします。

答弁は以上でありますけれども、ここで議長にお願いがあります。実は昨日の一般質問の中で藤田議員のほうから、「ちいさな理科館」に関する部分がありました。教育委員会としてその点について御説明をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) はい、許可します。
- ○教育長(黒田和夫君) それでは、申し上げます。

きのうの一般質問の応答の中で、私、気になった部分がありました。それは、財政に絡んだことではありましたが、「ちいさな理科館」の建設を後年に送り、有馬先生がお約束くださった「ちいさな理科館」の看板は別な施設に置いたらどうかという発言であります。

有馬先生が「ちいさな理科館」建設に際し、看板の揮毫、名誉館長就任、開会式への出席、子どもたちへの実験指導をお約束くださったのは、子どもたちの将来に夢を託す吉田町の計画と熱意にこたえてくださったためであります。小さな町のささやかな計画に協力をお約束くださったのは、有馬先生の教育者としての純粋なお気持ちからであり、本当にありがたいことなのです。「ちいさな理科館」建設が、議会の賛同がないと実現できないことは百も承知しておりますが、今の時期に、書いていただいた看板を別な施設に置くというような発言があったことには、正直驚いています。議員の真意はわかりませんが、東大総長、文部大臣を歴任され、現在も日本の科学教育を引っ張っておられる世界的な学者である有馬先生が、吉田町議会でこのような発言があったことをお聞きになったらどう思われるか。有馬先生に書いていただく看板は、「ちいさな理科館」に掲げるためのものでありますので、それを十分御理解いただくよう重ねてお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(吉永滿榮君) それでは、引き続き、勝山議員、11番、お願いします。

○11番(勝山徳子君) 今御答弁いただきまして、再質問をさせていただきます。

最初に、小・中の芝生の件でありますけれども、わが町では土の運動場がふさわしいという御答弁でした。管理の難しさ、また負担の重さというものが挙げられておりました。今、御答弁の中にも、今、芝生の改良もされているということも御答弁がありましたけれども、芝生の効果というものが、運動場だけに適しているものではなくて、ほかのものにも非常に効果があるのではないかというふうに思っております。その中には、緑化の推進、温度上昇の抑制、砂ぼこりの抑制、水はけの改善、外で遊ぶ子どもの増加、安全性の向上、子どもの精神面へのプラス効果、また自然環境学習の場、地域コミュニティーの形成等々が挙げられると思います。

先ほど管理の難しさということが挙げてありましたけれども、この管理も地域の皆様の御協力もいただきながら、また行政と学校とそういう形で管理をしていくという事例も伺っております。そしてその中で、地域のコミュニティーの形成がさらに深まったということも事例として伺いました。

そういうことも考えまして、教育長の御答弁の中では、吉田町としては導入は考えていないという御答弁でありましたけれども、できないという御答弁ですので、再度それを覆すようなことはできませんが、我が小学校が3校、中学校1校あります。どこかモデル事業として目的を持った中での芝生の導入というものも考えられないのかどうか、いま一度お聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長、お願いします。
- ○教育長(黒田和夫君) 学校の芝生化が全面的に悪いと言っているわけではありません。それはいい点もあるだろうし、大事な部分もあるだろうと思いますけれども、学校の校庭を全部芝生にするということには、いろんな意味で問題があると、そういう意味で、芝生化は考えていないということであります。

管理の難しさも、どの程度であるのかと、本当に専門家に聞いて確認したわけではありません。実際には、学校の運動場というのは、継続的にずっと使っておりますので、部活動で。ある時期、芝生を管理する、整備するために運動場が使えないということになりますと、それも問題だろうというふうに思います。

モデル事業といいましても、どこか1校であれば、その学校に、今申し上げたような問題が生ずるわけでありますので、それも考えておりません。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- **〇11番(勝山徳子君)** 校庭に全面的に芝生を張るというのではなくして、その場所で、要はグラウンドの周りに芝生を張るとか、いろんな形でいろんなところで工夫をして芝生の導入をされているところもあるというふうに聞いております。わが町では導入をしないというかたくななお言葉でありましたので、了解いたしました。

次に、「ちいさな理科館」事業の運営についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で、運営予算、運営方針をどのように考えているのかという御答弁の中では、 まだ予算的なものが出ていない御答弁でありましたが、この運営方針というのはいつぐらい に出てくるものなのでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長、運営方針をお願いします。
- **〇教育長(黒田和夫君)** いつまでにできるということを決めてあるわけじゃありませんで、

現在検討中でありますし、一部の方で今、図書館の一室を借りてその準備室を立ち上げておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- **〇11番(勝山徳子君)** 運営方針というものが、今後、「ちいさな理科館」の運営をしていく上ではかなり重要な部分だというふうに思っております。

ある方から私、「ちいさな理科館」のことに対してお手紙をいただいたことがありまして、 その方の、要は、箱物が先ではない、そこに何をどうしていくのかという、人が重要だとい う内容的なもののお手紙でした。

今後、そういう「ちいさな理科館」を議論するところにおいては、そういう方向性で議論をしてもらいたいという内容的なお手紙でありましたけれども、やはり先ほど答弁の中で、開館日が土日、また、大人ではなくそういう小学生を対象にという形の御答弁でありましたけれども、建物を建てる経費と、それから今後の運営をしていく中での経費というものを考えていくときに、私は、昨日、藤田議員が「ちいさな理科館」のことが少し出ておりましたけれども、今、建設に向かって進んでいるさなかではありますけれども、その「ちいさな理科館」の建物を、箱物をつくる前にいま一度、わが町の小学生、中学生がこの科学に対して、もう少し学校の中とか、また地域の中とか、そういうところでかかわっていくことができなかったのかどうか。

また、もしくは、先ほど近隣の科学教室、体験施設の利用状況を伺いましたけれども、私たち総務文教常任委員会でも岐阜県のサイエンスワールドを見させていただきました。そのところでは、バスでそのサイエンスワールドへ来て、本当にそこで見てさわって感じてという、1回学ぶだけでも本当に子どもが興味を示していくような、もうしっかりとしたお土産を持たせて、物のお土産ではなくして、充実感の、楽しさのお土産を持たせて帰っていっているということを伺いました。

ですので、うちの「ちいさな理科館」の運営方針というものがまだ発表されていないとい うのがちょっと残念な限りでありますけれども、もう少し方向性というものが出していただ ければありがたいなというふうに思います。

昨年の19年7月9日の行政報告会におきまして、「ちいさな理科館」事業についての報告がありました。その中において、建設の趣旨として、子どもたちに自然と接する機会を与え、自然回帰を目指したものでありますと。「ちいさな理科館」での実験、観察、実習を通して、子どもたちの心に自然への関心が喚起できればと願っていますという建設の趣旨が上げられておりますが、この部分で、土日だけの運営で子どもたちに実験、観察、実習が十分であるのかどうなのか、ちょっと心配な部分があります。

日ごろ、そこに運営をしていただく方の人の問題になってくると思いますので、そこら辺が難しい部分になるのかなと思いますが、いつでも図書館へ行きながらそこへ足を運んで楽しめる、そういう内容の運営的なものというのは考えられないものなのでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- ○教育長(黒田和夫君) 運営について大変御心配をおかけしておりますけれども、実際には、いろいろな分野から出ていただいた方々に御相談をずっとしていただいておりますので、それは余り御心配なさらなくていいと思いますけれども、ただ、金と人が十分あれば何でもできますけれども、そういうわけにはいかないので、できるだけお金をかけないように皆さん

のお力でやっていきたいと、それはさっき申し上げましたけれども、そういう基本的な考え 方であります。だから、その土日と長期休業だけでそういうものが根づくかと、そういう御 心配のようですけれども、そういう限られた時間ではあっても、できるだけ子どもたちにそ ういうものが根づくように努力していくと、そういう考え方でありますので、そこはもう信 じていただくしかないと、そういうふうに思っております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- ○11番(勝山徳子君) 信じていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2番目に、県内の科学教室、体験施設の利用状況をお伺いいたしました。静岡のる・く・る、また浜松科学館、そして焼津のディスカバリーパーク、19年の来館者よりも20年度のほうがかなり減少しているという数字をお伺いいたしまして、ほかの施設のことですので、この利用者の減少というものをどのように見ておられるのか。

また、新しいもの好きという感覚ではありませんけれども、確かに新しいものができれば、いっときは集中して行く、そして、年々だんだん減ってしまうという現象もあり得るということも、この数字を見て、ちょっと私もびっくりした次第であります。

先ほど、運営に関しては御心配なくという、心配をせず安心してお任せをしていきたいと 思いますけれども、こういうほかのところでの施設の利用状況を見たときに、どのようなお 考えで運営をされていくのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- ○教育長(黒田和夫君) 私も東京、静岡、浜松とか幾つかのそういう科学技術館のようなものを見てまいりました。ほかのところをどうこう言うわけには本当はいかないわけですけれども、多分にこれまでの科学技術の成果を展示したと、そういう傾向があるだろうというふうに思います。私たちの考えておりますのは、そういうものでなくて、継続的に植物を観察したり、生き物を観察したり、そういうふうなものを考えておりますので、ちょっと内容的に違うんではないか。できるだけ繰り返し継続的に子供たちが来てくれるような、そういうものを考えていきたいと、そういうふうに思っております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- **〇11番(勝山徳子君)** 11番、勝山です。

土日で継続的なものをやっていくということで、そのように受けとめましたので、それでは、サイエンスワールドで公開講座とかそういうような形の、本当にだれにでも、小さなお子さんから大人までが楽しめる、そういう公開講座的なものも運営しておりましたけれども、そういう科学に対しての興味を持たせるとか、生物に対する興味を持たせる、そういう観点で、すべての人にというのではなくして、あくまでも小さい人を対象にというふうなとらえ方でよろしいんでしょうか。ということは、課は、学校教育課がずっと担当していくということでよろしいんですね。

- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- ○教育長(黒田和夫君) 将来、学校教育課が担当するかどうかということは、ここで申し上げるわけにはいかないので、本当は理科館のために10人か15人くらいいてくれればいいわけですが、とてもそんなことはできそうもありませんので、しばらくの間は学校教育課が窓口になってやっていただくと、そういうふうになろうかと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。

- **〇11番(勝山徳子君)** ちょっと質問したことに対して余り内容的なものが実感としてないんですけれども、御答弁が余りないものですから、以上で質問は終わらせていただきたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 教育長。
- **〇教育長(黒田和夫君)** 随分丁寧に答弁しているつもりですけれども、答弁に実感がないと か内容がないというように言われるのは大変不本意ですけれども、もしそうであるなら、も う一度質問していただければ、わかる範囲で説明したいと思います。
- **○11番(勝山徳子君)** これ以上質問する内容がございませんので、以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(吉永滿榮君) 以上で11番、勝山徳子君の一般質問が、早目ですが、終わりました。

◎散会の宣告

○議長(吉永滿榮君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、19日金曜日午前9時から本会議、あさってですね、最終日であります。よろしく お願いします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

散会 午前10時29分

(12月19日: 閉会日)

開議 午前 9時00分

○議長(吉永滿榮君) 改めまして、おはようございます。 本日は定例会15日目で、最終日でございます。

◎開議の宣告

○議長(吉永滿榮君) 本日の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎第63号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第1、第63号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎第64号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第2、第64号議案 平成20年度吉田町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

質疑を行います。

8番、八木議員。

〇8番(八木宣和君) 8番、八木でございます。

1点、ちょっとお聞きしたいのでございますけれども、固定資産税が現年課税分で今年度 1億778万7,000円の減額補正ということで計上されております。さきの全員協議会のときに 同僚の質問の中で、過年度分につきましては、2億9,713万7,400円が17年度から19年度まで の過年度分の還付金としてありますという御答弁をいただきました。それについてでござい ますけれども、この還付の方法、例えば一括還付するのか、分割還付するのか、あるいはそ の還付金に対する利子は、じゃどうなっているのか、その辺、もしわかっていましたら教え ていただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- **〇税務課長(仲田京司君)** 税務課でございます。

還付金額につきましては、全協のほうで報告したとおりでございます。金額的には大きい金額ということで、うちのほうから定額更正ということで企業のほうへ通知をしている中で、分割をお願いして還付をするということで、一応通知を差し上げている状況でございます。 それから、還付加算金につきましては、そちらについても企業のほうと相談をするというような今状況になっています。

以上でございます。

- ○8番(八木宣和君) 了解しました。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほか。

9番、増田議員。

〇9番(増田宏胤君) 2点ほどお伺いします。

1点は、17ページに環境衛生費が載っております。この中で、合併処理浄化槽設置補助金が計上されています。現在、町においては公共下水道事業が進められておりますけれども、この本年度の補助金の対象地はこれはどの地域にあるのか、また件数とあわせて、公共下水道の認可区域の中にも含まれているものがあるのか、詳細をお聞きしたいと思います。

2点目は、ページでいきますと24ページ、ちいさな理科館事業費が計上されております。 伐採手数料と学校林伐採負担金との関係ですけれども、このことにつきましては、学校林に ついては議員におかれては4年に一度現地を下刈りをし、あるいは看板を取りかえるという 作業で出向いております。そのようなことで先輩の皆さんが汗を流して植林をされたところ であります。そのようなことで、大変利用されるということは歓迎するものでありますけれ ども、今回、この計上は一部なのか、あるいは引き続いて今後も利用するという方向で考え 方があるのか、この「ちいさな理科館」の建設にも利用されていくのか、また別なサイドで 学校林としての利用があるのか、活用について教育委員会のお考えをお聞きしたいと思いま す。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** 町民課でございます。

第1点目の合併浄化槽の御質問でございますが、御存じのように対象地域については区域内と区域外がございまして、今回補正を上げておりますのは区域外ということでございます。 建設につきましては、当初100件ということで見込んでおりましたが、これが今の予定では 120件になるという見込みでございます。区域内につきましては単独という扱いになりますので、これは、ただいま10件という予想の中で進められるものと思います。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(高橋健次君)** 学校教育課でございます。

ただいま 2 点目として御質問のございました学校林の関係でございますけれども、建設を 予定しております「ちいさな理科館」につきましては、看板、それから少し内壁等にその学 校林の意味を込めたものをあらわすというようなことで活用を考えておりまして、今回補正 をお願いしたいということでございます。

今回、伐採をさせていただく木につきましては、現在、杉の木を2本予定しております。 この学校林につきましては、御承知のように昭和25年に当時の吉田南中学校、それから北中 学校の生徒の皆さんが金谷の大代のほうに植林をしたということでございます。当時の目的 としましては、学校の建設の資材に使おうというようなことでございました。それから、約 57年ほど経過をしておるわけでございますけれども、今回、「ちいさな理科館」に当たりま して、当時の趣旨といいますか、目的を少しでも酌み取ろうというようなことで活用させて いただくということになった次第でございます。

今後の活用につきましては、現在のところでございますけれども、そのほかの校舎、また 学校の関係につきまして活用するという考えは、今のところ持っておりません。

以上でございます。

- ○9番(増田宏胤君) 終わります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- **〇5番(藤田和寿君)** 5番、藤田です。

先ほど同僚議員から質問が出た項目でございますけれども、歳入の項目の固定資産税、償却資産についてお尋ね申し上げます。

償却資産につきましては、各企業から償却資産の台帳等を町のほうへ提出され、それに基づいて税務課担当のほうで税の資産を押さえていると考えます。今回の修正申告を受け、歳出総額の93億8,800万円の中の1億700万円余の減額ということで、町にとって非常に痛いわけでございますが、今後、申告に基づく算定ということでなかなかチェック等は厳しいとは思いますが、こういった我が町は大手製造業が多数進出しておるわけでございまして、さまざまな税の変更等に伴うこのような優遇措置というのは今後予想されるわけでございますが、その辺も含めて、現状、その点についての見直しを図られたかどうかをまず1点、お伺いします。

2点目は、過年度におきましても償却資産の税の還付ということで御報告をいただきました。そうしますと、平成19年度の決算においてもさまざまな経済指標が9月定例会において発表されました。それらの数値において変更は生じるのか、特に実質公債費比率等非常に好転しているわけでございますが、1億円というものが、負債の償還金に充てられるものがなくなったということで、長期負担比率等変わるものがあれば、御提示願いたいと思います。以上、2点よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 償却資産の状況でございますが、申告制度という中で、申告をし

ていただいて課税をするというようなことになってございます。今回の修正につきましても 修正申告ということで、提出があって修正という形になってございます。

この償却資産の申告の関係につきましては、現在県のほうの指導によりまして、申告に対して調査マニュアルのようなものを作成しておる状況でございまして、申告したものについて調査を今後していく予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 企画課長。
- **〇企画課長(藤田光夫君)** 経済指標の変更があるかという御質問でございますが、現在の健全化判断比率は、あくまでも19年度の数字でございますので、変更はございません。
- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 12番、河原崎君。
- **〇12番(河原崎曻司君)** 1点、お伺いをします。

ページ19の水産振興費、これについて前回全員協議会でお伺いをしたわけですが、この説明をもう一度お伺いをしたい。

また、先日の全協では吉田うなぎ加工場においての補助金の割引、返金ということでお伺いをしたわけですが、今の吉田うなぎは合併によって流れが変わりました。これからの地場産業の一つといたしまして、ウナギ養殖の今危機にあると思うわけですが、町の対応はいかがされるか、1点、お伺いをします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 産業課長。
- 〇産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

御質問の19ページの過年度補助金返戻金でございますけれども、この件につきましては平成20年6月16日から6月20日にかけまして実施されました会計検査院の第4次農林水産検査第3課による会計実地検査におきまして、平成15年度に内水面総合振興対策事業により整備しました丸榛吉田うなぎ漁業協同組合、現在の静岡うなぎ漁業協同組合でございますけれども、そこの加工場の急速冷凍設備整備につきまして、事業費に係る消費税相当額の取り扱いにつきまして不適切な点があるとして会計実地検査で指摘をされました。

本事業の国・県・町補助金の交付要綱では、補助対象経費に含まれます消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額である場合で、実績報告書の提出後に消費税の申告による当該補助金に係ります消費税仕入れ額控除税額等ある場合には、その金額を速やかに報告するとともに、還付命令により返還しなければならないものとされております。今回、当該事業の場合につきましては、既に確定申告によりまして消費税仕入れ控除税額が確定していたにもかかわらず、丸榛吉田うなぎ漁協から消費税の控除額につきまして町及び県に対し報告がなされておらなかったため、この消費税の控除額のうち、国庫金と県費、町の補助金等相当額の返還を行うということですので、御理解願いたいと思います。

- 〇12番(河原崎曻司君) 了解。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 11番、勝山君。
- **〇11番(勝山徳子君)** 11番、勝山です。

1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど同僚議員のほうからちいさな理科館事業の質問がございました。その関連でございますけれども、今、答弁の中で学校林の杉の木2本を使って「ちいさな理科館」の看板をつくるという御答弁でありましたが、先日、私の一般質問の時間内において、教育長から藤田議員の一般質問の中での気にかかったことに関して、「ちいさな理科館」に関して議長に許可を得て答弁をされたわけでありますけれども、そのときの教育長の話の中では、有馬先生に揮毫、お願いをして看板を設置するという御答弁の内容もあったと思います。

私がかえって気になったことが、今回の補正予算に出されている――金額的には小さな金額ではありますけれども、この揮毫看板をつくったというのはもう既にでき上がったものなのでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(高橋健次君)** 学校教育課でございます。

それこそ看板、今回補正をお願いして杉の木2本を伐採させていただくということで、まだ木は切っておりません。当然ながら看板もつくっておりません。あくまでも、「ちいさな理科館」の建設に当たって、そこに掲げる看板について有馬先生に揮毫をお願いしたという経緯がございますけれども、まずそれをつくったとか、また書いてもらってあるとかいうことではございません。あくまでも了解をいただいているというところでございます。

- 〇11番(勝山徳子君) 了解。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。よろしゅうございますか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第65号議案の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第3、第65号議案 平成20年度吉田町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号) についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村議員。

〇2番(枝村和秋君) 2番、枝村でございます。

補正予算書の4ページでございますが、国民健康保険税367万6,000円の補正でございます。20年度において実は納期が、交付税の支払いが大変だということで納期が6回から8回になったということで、今回、これは補正なされているわけですが、現時点の調定額に対する補正だと思います。当然、今後、年度末までには国保の資格の取得あるいは特措によって調定額が変わって収納があって、収納率というものが決まってくるわけですが、この時点の収納率はどの程度を見込んでいるのか。

それと、6回から8回に納期が変わりまして、当然、1回の負担額が軽減されるわけですが、その辺の反応と申しましょうか、反響というんですか、この辺のことがわかれば教えていただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

ただいまの御質問ですが、まず収納率の関係でございますが、御存じのように国保の場合につきましては必要額から税額を求めていますので、必要額はクリアできるということで考えております。したがいまして、収納率につきましても前年度並みを目標にしておるというところでございます。

もう1点の納期を6回から8回に変更したということで、このあたりも被保険者にとりましては大分軽減されたということで、この辺もプラス要因になっていると思われます。 以上です。

- 〇2番(枝村和秋君) 了解しました。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。
 〔発言する人なし〕
- 〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(**吉永滿榮君**) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(吉永滿榮君) 日程第4、第67号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任することに決定いたしました。

◎日程の追加について

〇議長(吉永滿榮君) ここで資料配布をいたします。

お手元に配布のとおり、町長から吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての追加議案が提出されました。

ここでお諮りします。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに 決定しました。

◎第68号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 追加日程第1、追加議案上程を行います。

第68号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

第68号議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 平成20年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要に つきまして御説明申し上げます。

第68号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第371号)が、平成20年12月5日に公布されたことに伴いまして、吉田町国民健康保険条例の規定中、従来出産一時金として35万円支給されていたものを、平成21年1月1日から産科医療保障制度が設立されることから、38万円に増額しようとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

第68号議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

第68号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、12月5日に公布されたことに伴うものでございます。

それでは、お手元の議案書の2ページと参考資料ナンバー2の新旧対照表をごらんください。

吉田町国民健康保険条例第6条第1項中「35万円」を「38万円」に改め、同条2項中「第7条」を「次条」に改めるものでございます。

施行日を、平成21年1月1日からとしますことから、施行日前に出産した被保険者に係る 出産育児一時金の額は、従前のとおりであります。

国では、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺になった子及びその家族の経済的負担を速やかに保障するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的に、平成21年1月1日から産科医療保障制度を創設します。

この産科医療保障制度の保険契約に関しまして、被保険者が追加的に必要となる費用、言いかえますと掛金でございますが、これが3万円になりますことから、出産育児一時金の支給額を3万円加算して38万円とするものでございます。

以上が第68号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 以上で上程議案の説明が終わりました。

これより、第68号議案についての質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、藤田議員。

- ○5番(藤田和寿君) 今回の吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例ということは、今、御説明いただいたとおり、国の法律の改定に基づく条例の一部改定だと理解しているわけでございますが、この改定にかんがみまして、我が町は今乳児医療等母子医療、中学生までの医療費につきまして全国的にも先進地的な補助を行っているわけでございますが、この条例に伴うそれぞれの今我が町がやっている施策の変更等があるかどうか、確認したいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** 町民課でございます。 ただいまの御質問ですが、特に変更ございません。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- **○5番(藤田和寿君)** ということは、より一層の手当を我が町はするということでよろしいですか。その確認だけお願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** より一層というお言葉ですが、この国保に関しましては出産育児 一時金の増額ということの御質問と思いますけれども、その意味合いからすれば、そういうことになります。

以上です。

- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) この条例改正ですけれども、来年1月1日から施行するということでございますので、35万円から38万円に上がったということで財源のほうを心配いたします。 今年度どのくらいの増額が見込まれまして、そのお手当というものをどういうふうに考えておられるのかお願いいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** 町民課でございます。

ただいまの御質問ですが、現計予算の中で本年度については賄えるものということで考えております。昨年度と比べまして出生にかかわる件数が若干減っております。したがいまして、現状のままでいきますと、この中で対応できるという考えでおります。

以上です。

- 〇13番(大塚邦子君) 了解。
- 〇議長(吉永滿榮君) 9番、増田議員。
- **〇9番**(増田宏胤君) 9番。

出産を控えているお母さん方には、既に38万円の支給になるよということは浸透しているように聞いております。そういうことで、施行日が来年1月1日ということですので、3カ月しか本年度ありませんけれども、数は少ないと思います。既に数の把握はされていると思いますので、お知らせをいただきたいと思います。

それとあわせて、産科医療保障制度については、まだ一般の町民については浸透が図られ

ておりません。そのようなことで、PRの手法についてどのように考えているかお聞きします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課です。

出生に係る人数の把握ということでございますけれども、年間、町の出生数というのは300人前後ということでいます。本年度につきましては、そのペースが若干鈍っております。この中で、国保につきましても同様でありまして、昨年の五十数件というのはちょっとどうかなという考えでおります。

したがいまして、先ほども予算の関係で申し上げましたけれども、現計予算の中で賄えていけるということで考えております。

PRにつきましては、現在ホームページ等に載っておりますけれども、これまた町としましても別の方法で考えていくというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) 来年の1月から3月の3カ月間の対象数を把握していましたら、お願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課です。

出生にかかわることですので、対象数がどうかというのは正確に把握しておりません。しかしながら、過去の出生数を勘案しまして、現在の50人くらいではいけるものというように考えております。

以上です。

- ○9番(増田宏胤君) 了解。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

11番、勝山君。

〇11番(勝山徳子君) 11番、勝山です。

産科医療保障制度が新たにスタートするわけでございますけれども、この分娩期間、病院、診療所、助産所で手続が開始されるわけでありますが、この保障制度に加入しない医療機関というものがあるのかどうか、国としてこれが義務づけられているのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課です。

加入数はちょっとわかりませんけれども、割合からいきまして県内では100%加入しております。全国では11月現在で98.2%ということで聞いております。

〇11番(勝山徳子君) 了解です。

もう1点、すみません。

以上です。

パンフレットをいただいた中での産科医療保障制度の概要の中で、重度脳性麻痺とは「身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級1級または2級に相当する脳性麻痺を言います」という文言があるんですけれども、万が一、こういうお子さんが産まれた場

合には、この産科医療保障制度プラス身体障害者の両方もらえるものなのかどうかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、この産科医療制度というのは1月からスタート するわけでございますけれども、これは今お話しの福祉制度とは影響されないということで 理解をしております。

以上です。

- **〇11番(勝山徳子君)** 影響されないということは。
- **〇町民課長(大石修司君)** それぞれが支払いが行われるということで考えています。
- ○11番(勝山徳子君) はい、わかりました。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

質疑、その他ございませんか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) なければ質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

〇議長(吉永滿榮君) 日程第5、吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、山本 宏君、増田 昭君、澤崎吉雄君、浅井達司君、以上の方を指名 します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本 宏君、増田 昭君、澤崎吉雄君、浅井達司君、 以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、瀧口登志男君、第2順位、池ヶ谷正志君、第3順位、藁科睦夫君、第4順位、 野中重幸君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、瀧口登志男君、第2順位、池ヶ谷正志君、 第3順位、藁科睦夫君、第4順位、野中重幸君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充 員に当選されました。

ここで暫時休憩とします。10分間でございます。

本会議の開始時間は9時50分といたします。

よろしくお願いします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時50分

○議長(吉永滿榮君) それでは、暫時休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいまの出席議員数は14名です。

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第6、発議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、河原崎曻司君の説明を求めます。

12番、河原崎曻司君。

[12番 河原崎曻司君登壇]

○12番(河原崎曻司君) 12番、河原崎曻司であります。

発議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について御説明を申し上げます。

9月に議会改革を進めるために、議会改革検討委員会を立ち上げました。議会改革の一環といたしまして今回の条例改正をすることが話し合われ、12月4日の議会運営委員会で審議をされた結果、本定例会最終日の本会議へ議員発議として全議員のお名前を賛成者として提案をいたします。

今回の改正内容といたしましては、費用弁償の支給について、議長等が公務のため旅行を した場合に限り支給しようとするものでございまして、第3条第1項を削り、同条第2項を 同条第1項とし、別表第1を削除し、別表第2を別表に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年1月1日から施行する。

それでは、発議案第5号について条文を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年吉田町条例第86号)の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則 第14条の規定により提出します。

平成20年12月19日提出。

吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎曻司。賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君、同、枝村和秋君、同、市川陽三君、同、杉村嘉久君、同、藤田和寿君、同、片山 武君、同、永田智章君、同、八木宣和君、同、増田宏胤君、同、八木 栄君、同、勝山徳子君、同、大塚邦子君。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年吉田町条例第86号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条第1項と する。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則、この条例は平成21年1月1日から施行する。

以上であります。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまです。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第7、発議案第6号 町有地の取得に関する決議についてを議題 とします。

本案について、提出者、藤田和寿君の説明を求めます。

5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番(藤田和寿君) 発議案第6号につきまして提案説明をさせていただきます。

町有地の取得に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成20年12月19日提出。

吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。賛成者、吉田町議会議員、枝村和秋君、同、市川陽三君、同、永田智章君、同、八木宣和君、同、増田宏胤君、同、八木 栄君、同、勝山徳子君でございます。

決議を朗読させていただきます。

町有地の取得等に関する決議。

平成14年度に取得した中山三星建材㈱工場跡地は、起債目的である「総合運動公園整備」に供されることなく、未利活用地で町の懸案事項となっている。このため、議会においては、この問題について事務検査と監査請求を発動し、それぞれ事務検査報告と監査結果の報告を受けました。

われわれは、これらの報告を真摯に受け止め、反省すべきは謙虚に反省し、今後も開かれた議会を目指し、透明性の確保と大所高所に立った議会活動に努めなければならない。

そして、当局には町民が納得できる明確な計画を立案して、適正な事務処理のもとで行うように、再発防止に努め公務の指導が徹底されることを求めるものである。

今後とも総合計画で策定したまちづくりを目指し、住民の安全・安心に配慮し、町民の負

託に応えられるよう、議員の自覚と責任において町政の改革に全力を傾注し、議会の使命と 議員の職責に邁進することをここに決意する。

以上、決議する。

平成20年12月19日。

吉田町議会。

提案理由を朗読させていただきます。

町有地の取得等に関する決議の理由。

平成14年度に取得した中山三星建材㈱工場跡地は、起債目的である総合運動公園整備に供されることなく、未利活用地で町の懸案事項となっている。

吉田町議会は平成20年5月15日、地方自治法第101条第3項に基づき、議員発議で招集された平成20年第1回臨時会において同法第98条第1項による事務検査を発動し、跡地買収に関する件と跡地の利用に関する件を検査事項とし、現在利用が進んでいない町有地の活用を図り、まちづくりの推進を目的に調査を行いました。

その結果は、本定例会初日の12月5日に議会に最終報告として行われたとおりであります。 その中では、中山三星建材㈱工場跡地買収について、売却することについて、そして当局に 求めることを意見として付しました。また、同臨時会においては、同法第98条第2項により 監査委員に対して検証結果報告書の内容について監査を請求いたしました。その監査結果は、 6月18日に議会に報告されたとおりであります。

この監査結果においては、議会内で7月16日の監査委員に対する質疑を行った全員協議会より始まり、12月16日まで何度も協議を行ってきました。特に監査の概要、監査委員が町の政策判断に対して意見等をするのは適切ではなく、本請求の検証結果に対する所見を述べるものと同様と考えるが、「あえて利害を調整する立場から総括所見として述べることにした」については、見解が分かれ、現在に至っております。

我々は、これら二つの報告を真摯に受けとめ、協議を行った結果、議会の意見として決議 すべきと考えました。明るい豊かな吉田町のまちづくりを推進するために、今後の吉田町議 会のあり方を考え、当局に対しても要望を行い、みずからも議会の使命と議員の職責の遂行 を決意いたします。

以上でございます。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

1番、佐藤君。

○1番(佐藤正司君) この決議に関して、提出者に幾つか質問させていただきます。

藤田議員は特別委員会の委員長ということで、今、お話しのようにおまとめになって、12月5日の議会初日に報告されました。その中身は繰り返しませんけれども、ただ、今回この中身を読ませてもらうと、初日にこの特別委員会の報告を採決していないわけですよね。ということは、特別委員会の8人はあの見解でまとまったと。ただ、議会としては採決していないと。今回、こういう形で事務検査報告は、この決議によるとお認めになるというふうに理解すればいいのか――全員がね――ということではないかと私は思うんですよ、報告を受けたということですからね。これを決議するということは、全員があの報告をお認めになるということになるのかなと思います。それは、今回私、非常にこんがらがっているんですけ

れども、第7号ではそのことは出てくるわけですよ、同じことがね。だから、特別委員会で設置に反対された5人の方も含めて、あの決議を認めるということだというふうに理解していいかということと、それから今回それと抱き合わせで監査結果の報告を受けということで、意見が違うことも含めてこの中に入れてしまっているもので、私は全協の中で、この監査結果の報告については納得できないから外すべきだという主張したんですけれども、それは通らずに、こういう決議にまとまったようですけれども、そこら辺は特別委員長をやられた藤田議員は、この辺の矛盾はどう感じておられますか。

〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。

○5番(藤田和寿君) まず、最終報告の決議をとらなかったということでございますが、これは議会のルールの中で進行されたわけでございまして、その結果について私どもが申し上げることではなく、それは議長、副議長、議運長の裁量の結果だと思っております。

また、この件につきましても、先ほど冒頭の説明で申し上げましたとおり、7月から全員協議会、幾度もなく行いました。中間報告もこの席で過日行わせていただきました。12月5日に最終報告を行ったわけでございますが、それに対する質疑等は一切なく、反対討論もございませんでしたので、私の認識の中では、これはお認めいただいたというように理解しております。

また、監査結果に対する御指摘でございますが、私も中山三星特別委員会の委員長としまして、監査結果は除外するということでなっております。なぜ除外したかといいますと、利害を調整する立場の職務権限ということでございますが、それらを踏まえ、何で、5月15日にさかのぼってもらいたいと思うんですが、なぜ今回議員発議で臨時会を招集し、地方自治法第98条の1項によります事務検査を行い、第2項の監査請求を行ったか、これは、我が町で一番懸案事項となっています中山三星建材株式会社工場跡地の未利活用であり、税金の垂れ流しでありますこの問題に我々議会が真正面から向かい合い、それに対する結論を出して、当局に対しても事務のより一層の進行を図る目的で行ったと理解しておりますし、提案理由の中にも述べて、御質問の佐藤議員もそれに賛同していただきまして、同じように委員会活動をやったと理解しております。

その結果が12月5日の最終報告でございますので、その最終報告と監査結果を我々議会が全員協議会という場で何度となく協議したわけでございます。残念ながら、細かい部分で賛同はなかったですが、最終報告については一切の質疑もございませんでした。監査結果報告に対しましては質疑応答はございましたが、なかったわけでございます。そういったことを踏まえて、本日のこの決議をもって特別委員会の意見、監査委員の監査結果をもとに、我々議会として町民に対して、この問題に対して、反省すべき点は反省し、当局に対してもより一層の行政事務の進行を要望し、襟を正して、きょうからしっかりと議会人として活動していきたいと、そういった意味合いから決議となりました。

では、なぜ7号、8号が出ているか。これにつきましては、昨日の、その前の全員協議会におきまして、この私のもとが、それに修正を加えていただきました案につきまして、全員協議会の場で19対3という形で同意を得られ、それに対し修正があるようなら16日の全員協議会で協議を行おうといったことで全員協議会が取り下げましたが……

- ○議長(吉永滿榮君) 藤田議員、今、19対3ということはどういうことですか。
- ○5番(藤田和寿君) 失礼しました。9対3です。それを議長が議事の進行の中で行ったわ

けでございます。それをもって各議員からの修正があるかなということで待っていたわけですが、はからずも翌日の夕方ですが、発議の様式を整えて提出しよということでありましたので、調整を――本来ならば6号、7号、8号はすべて一緒だと考えております。6号の中にすべてが含まれていると私は考えております。

ですので、それをもって何とか調整をお願いしたいところでございましたが、いみじくもルールに基づきまして発議が出されましたので、こういう結果になってしまったと。はなはだ残念でなりません。我々特別委員会が何のためにやってきたかと、それは議会及び当局の反省をもって、町民に対して行政のより一層の推進と吉田町の町づくりの推進を願って行ったことがまとまらなかったということで残念には思っていますが、私は今回提出しております決議をもってお願いしたいと考える次第でございます。

〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私も特別委員会で一緒に調査して、最終的にああいう結論を出したということで、私は精いっぱいやったつもりです。提出者の藤田議員にお聞きしたいのは、特別委員会の結果はいいんですよ。もう一つの監査結果報告について意見が分かれていますよとお認めになっているわけですけれども、私も監査結果報告を受けて議会に説明されたときに幾つか質問をしましたけれども、納得できるような説明ではなかったわけですよ。もっと言えば、監査された当局がおかしいと言っているわけですよ、あれについては。私は、再三当局がおかしいと言っているんだから監査委員が直接説明すべきだと、それしか解決の方法はないよと私は言い続けたつもりです。議会がこれを説明しろと要求したことだから、議会に説明して、それで済んだということになる性質のものではないと私は思っているんですよ。それを、なぜここの決議の中で意見が違うという決議のものをあえてここへ入れているのか、私はそこが疑問なんですけれども、今おっしゃったように、私もこの三つの決議をもう少し組み立てを変えるのかなと、調整するのかなと思っていたんだけれども、結果は、私が言いそびれてしまったためにこうなってしまったというところがあると思うんですけれども。

そこで、私、藤田議員にお聞きしたいのは、監査結果報告については意見が分かれている と。私は納得できないよということを言っています。藤田議員は自分の考えがあるよという ことは全協の中でも聞いています。個人的に、この監査結果報告について藤田議員はどう思 われているのかをお聞きします。

〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 私は、この16日の全員協議会の席上でも申し述べさせていただきました。監査結果報告の概要にあります「利害を調整する立場」といった文言に対しましては、これは監査結果報告に対しては不適切であるとはっきりと言わせていただきましたので、私はその監査所見に対する「あえて」という部分は、できれば訂正を願いたいといったことで全協の場で監査委員にもお願いしたことがあります。

しかしながら、これをどのように受けるかということで今回の決議になっているわけでございまして、議会というのは、今14名の議員がいるわけで、全員が同じ考えであれば議会として成立しないわけでございまして、その中でさまざまな意見を調整しながら、より一層の議論、討論を通じて吉田町の議会の透明性の確保、発展性を維持するためにもその相違点というものは精査して、その結果我々がやるべきことをやはり町民に対して決議しなければならないと考えているわけでございまして、その監査結果について云々というものを、あえて

この決議の中に盛り込まなくても十分、私は特別委員会の最終報告の中での文書及び中間報告での報告、全員協議会の中での発言、今の発言を通じまして広く町民の皆様方に説明しているつもりでございますので、それをあえて決議の中に盛り込んで我々議会の流れについてするべきではないと考え、より一歩吉田町議会を前へ進めるために、今回の決議をさせていただきました。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 藤田議員がこの三星の問題で解決しようとして努力していることは私わかります。私の考え方をちょっと言わせていただきますと、そもそもこの三星の問題、発端は買ったことから起きているわけで……

〔「議長、意見を言っていいでしょうか。失礼ですよ」の声あり〕

- 〇議長(吉永滿榮君) 失礼です。
- ○1番(佐藤正司君) ごめんなさい。じゃ私の考え方を言わせていただきます。

そもそもこの問題、起きた原因から私言わなければ、解決の方法を提案できないものですから言わせていただきます。買ったことから始まって、その買うに当たっては議会が議決したわけですよ。議決は議決ですから、それはもういいわけですよ。今度売るに当たってまた議決が必要だから当局がいろいろ調べたと。調べた結果、すごくずさんなことがたくさんあったということがわかったということで、そこへ行くまでに議会にいろいろ投げかけられてきたわけですよ。それを議会がきちっと受けとめないで失策のような、エラーのような形でずっと繰り返してきていたわけですよ。それで、その買ったことがずさんだったよということを言われて、議会が特別委員会を立ち上げて調査をした結果がああいう結論じゃないですか。行政財産を取得する要件を満たしていないと、売るべきだということを決めたわけじゃないですか、特別委員会は。それはもうそれで結論を出せばいいと思うんです。三星の問題はそんなに複雑でも難しいことでもないと思うんで、一つ一つ結論を出していけばいいと思うんです。

ところが、問題をまた議会の中が起こしてしまったわけですよ。監査結果報告という問題ね、監査結果報告に対して、また議会が議会の中で矛盾点を抱えて問題を抱えちゃったと。議会がどうしていいかわからないというような形で今進んでいるんではないかと思うんですけれども、そういう意味で、一つ一つのことをきちっと議会が解決していけばいいのではないかと私は思うんです。それをまとめてこういう決議のような形で含めて入れてしまうと、非常に町民もわからないじゃないですか、これじゃ。

- ○議長(吉永滿榮君) 佐藤議員、討論と考えられますので、質問は簡潔に言ってください。
- **〇1番(佐藤正司君)** わかりました。

それで、私、藤田議員に質問したいのは、藤田議員はこういう形で解決できると、この決議が通れば解決できるとお思いのようですけれども、私はこれ、ますます議会が混乱するのではないかと思うんですよ、こういう決議を出したことはね。こういう形でまとめて、これは賛否を問うわけですから決議されるとは思うんですよ。賛否を問うた結果がどうなるかわかりませんけれどもね。

それで、これが通ったことで、ここに書かれているように「議会の使命と議員の職責を邁 進する」というふうに書かれていますけれども、議会の使命を果たせるかなと私は逆に思う ので、もう一度そこの決意を言ってください。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 私はやはり議会人なので、町の全体を見渡して、一番いい方策を見出すべきではないかと考えます。以上をもって、私は十分にこの決議でこの事案に関しては大きな大きな一歩となるし、議会としての姿勢を出したというように考えております。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほか質問ございますか。 6番、片山君。
- 〇6番(片山 武君) 6番、片山です。

議長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

このただいま提出されました発議案第6号は、議長が通告しました12月17日の文書に書いてありますので、ちょっと読み上げますので、お聞きくださいませ。最初から読み上げます。

- ○議長(吉永滿榮君) 訂正箇所だけ言ってください。違うところから。
- **〇6番(片山 武君)** わかりました。それでは、私のところへ来たファクスの中の一番最後の米ぽつのところを読ませていただきます。

「第4回定例会に発議案の提出を予定している方については、賛同者1名以上の署名をいただき、あす午前9時までに提出してください。なお、午前9時開催の議会運営委員会並びに全員協議会で説明をお願いします」と書いてありますとおり、署名というものは、この発議案第6号はちょっと認めかねますので、これは没に削除していただきたいと思いますが、議長の権限でできませんか。

- ○議長(吉永滿榮君) ちょっとお待ちください。 事務局から答弁させます。
- ○議会事務局長(芝原弘幸君) 今回の発議案につきまして、署名という形で皆様にこちらから連絡させていただきました。これについて藤田議員のほうから事務局のほうへお話がございまして、これについて署名でなければだめかというお話がございまして、それについて今までの議会の発議の中を考えましたら署名でなくていいということで、事務局のほうで相談し、これにつきましては、議会運営委員会の中でも御説明をさせていただき了解されたと、そういう状況でございます。
- **〇6番(片山 武君)** なぜそういうことを、あるんでしたら議運のための事前の全協をやったでしょう。そして、じゃ、そういうふうに電話で問い合わせをした人が議長よりか偉いですか。その点はっきり答えてください。
- ○議長(吉永滿榮君) 議長より偉いとはどういう意味ですか。
- ○6番(片山 武君) この署名をいただいたのは吉田町議会の議長ですよ。その人に相談も せずに議会事務局が判断をしていいんですかということです。
- ○議長(吉永滿榮君) 議会運営委員会にかけまして、これはこういう形でいいかという質問もございました。議会運営委員会で、それはよろしいという決議をいただきました。ということで、全員協議会でもその問題が出ましたね。そのときにも皆さんが了解して、議会運営委員会で承認したことであるし、議会の結果としては認めるということをいたしました。
- 〇6番(片山 武君) 議長。
- 〇議長(吉永滿榮君) 6番。

- ○6番(片山 武君) その議会運営委員会のメンバーがこの中に何人いますか。
- ○議長(吉永滿榮君) 見ればわかるでしょう。
- **〇6番(片山 武君)** そうするというと、認めるわけじゃないですか。我々が要求しているから、通らないということは明らかじゃないですか。
- ○議長(吉永滿榮君) いや、それは議会運営委員会でこれは決定したことでありますので……
- ○6番(片山 武君) ちょっと待ってください。いいですか。
- ○議長(吉永滿榮君) 3回目になりますから。

[「3回目です」の声あり]

O議長(吉永滿榮君) 3回ですので、質疑を終了してください。すみません。 そのほかございますか。

13番、大塚議員。

- ○13番(大塚邦子君) この決議の案ですけれども、きのう9時に発議の様式を整えて提出されたということであります。きのう、提出者から全議員に説明があった決議の内容と違っておりますけれども、これは手続はとられたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。この決議案の文面の内容が、きのう、提出者から説明を受けた内容と違っておりますので、こういうのは一たん発議を提出したのであるので、事務的な手続が発生するのではないかというふうに思いますが、その辺は、これはどのような経過で文面が変わったのか、それを1点お伺いしたいと思います。
- ○議長(吉永滿榮君) 藤田議員、答えてください。
- ○5番(藤田和寿君) この件に関しまして、なるべくなら昨日の全員協議会で、先ほども申し上げたとおり、同じような内容のものが、発議が3本出るというのは、やはり町民の皆様方に混乱を招くのではないかといったことで賛同者の皆様方に相談を申し上げて、なるべくなら全員一致の発議として、やはり町民に出したいといった思いで中の言い回し等を変更させていただきまして、賛同者の皆様方に同意をいただきました。

事務局長に確認したところ、事務局長のほうから議長並びに議運長にその旨の確認をしていただきました。議長、議運長から了解を得たといった報告をいただきましたので、まだ本会議のほうに提出前ということであるということで、そのようなことで今回の内容変更にさせていただきました。より一層いい決議にするためにぎりぎりまで努力させていただいたつもりでございます。この点について、もし足りない分があるようでしたら、事務局長のほうにお願いしたいと思います。

- **〇議長(吉永滿榮君)** 議長から申し上げます。申請は認めますと言いましたけれども、本文は私は見ておりません。初めてここでということです。
- ○13番(大塚邦子君) 局長に答えてもらいたい。
- ○議長(吉永滿榮君) 局長、よろしくお願いします。
- ○議会事務局長(芝原弘幸君) 藤田議員のほうから事務局のほうへお話がございましたので、これについては前日の議会運営委員会の中と書かれてありますので、それについて議運長並びに議長に御相談いたしました。文言等の訂正等がございますが、これについてどのような取り扱いをしたらいいですかという御質問をいたしました。

一つは、提出議案の前ですので、それについては必要な形で、上程前ですので賛同者の皆様に了解をいただいたのならばということでお話しいただきましたので、本日、そういう形

で提出されたということでございます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) 待ってください。私は賛同者にとは一言も言っていません。それは、 修正は認めますと言っただけで、賛同者の方にとは一言も言ってございませんし、またそれ は、結果的に議長に報告にもしてございませんので、どの程度に変わったか私は聞いていま せん。だから、それは議運長として、やはり議会運営委員会にかけて修正したものを全員に 確認しなければならないと、私は今、そう思っております。

私は、文書のどこが変わったのかということは聞いておりませんでした。それはどのよう に思われるか。

大塚議員。

〇13番(大塚邦子君) 事務局長の今の説明ですけれども、字句の変更というのは一文字、 二文字の間違いであれば、それは軽微な変更ということで修正はかけられると思うんですけ れども、一たん正式な手続をとって発議をしたものであります。

したがいまして、この決議の内容が、昨日藤田議員が提出者となって議長あてに発議案として提出した文面と私は内容が違って、趣旨は同じというふうに思われますけれども、細かな軽微な修正と言えない文章になっておりますので、これは手続的には修正をかけた上で出し直すというような手続があろかと思いますが、その辺は議事運営としてどうなのか、事務局、その辺ははっきりしていただくべきだというふうに申し上げます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- 〇13番(大塚邦子君) 昨日ならいいと思うんですよ。昨日はそれで通っているもので。
- ○議長(吉永滿榮君) それを出すということで。
- O13番(大塚邦子君) 出すべきですよね。
- 〇議長(吉永滿榮君) そうですね。
- **〇13番(大塚邦子君)** そう思うんですけれども、その辺どうなんでしょう、ちょっと。
- **〇議長(吉永滿榮君)** 暫時休憩ということで、早速、これについて議会運営委員会を開きます。よろしくお願いします。早急にお集まりください。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時48分

○議長(吉永滿榮君) それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま、4の1別室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。その結果を議運 長から報告させていただきます。よろしくお願いします。

議運長、12番、河原崎君。

○議会運営委員長(河原崎曻司君) ただいま議会運営委員会を開きました。結果を御報告させていただきます。

議会運営委員会といたしましては、軽微な訂正がありましたが、このまま進めることにいたしました。報告とさせていただきます。

○議長(吉永滿榮君) 以上のように、非常に時間的にも皆さん方に御迷惑をかけております

ので、引き続き会議を再開したいと思います。よろしくお願いします。

藤田議員、戻ってください。

それでは、質疑を再開いたします。

13番、大塚邦子議員。

- ○13番(大塚邦子君) この決議案の中に、「これらの報告を真摯に受け止め、反省すべきは謙虚に反省し」とあります。「これらの報告」というのは、事務検査報告と監査結果の報告というふうに思いますが、これら二つを並べて、それを真摯に受けとめた、これは我々というのは議会だと思いますが、「反省すべきは反省し」という部分は何を指しておられるのかということと、あわせて当局にも求めているわけですが、事務検査報告と監査結果報告、これは結論が違っているということもありますので、こうした二つを踏まえて、当局に何を求めたいのかというところをお聞きしておきたいと思います。お願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) まず、これらの報告、今ちょっと誤解があるようですので、またあえて説明させていただきますけれども、特別委員会の最終報告結果と監査委員の監査結果報告書というのはイコールではございませんので、相反するものを持っております。それを全く全部受け入れるということではなくて、それぞれの議員の見解の中で御判断がなされていると考えております。

なぜなら、監査結果におきましては6月に報告された、最終報告につきましても12月5日に報告しましたので、それらをそれぞれの議員、議決に携わった議員、携わらない1年生議員、それぞれの立場で自分の議員の処遇というものを改めて考え直して、もし反省するものがあるようなら反省するといったことでございます。その辺のところを網羅しているつもりでございますので、私におきましても、昨年、一般質問で今回の事案のきっかけとなるような一般質問を行いました。そのときに議会でやれと町長のほうから答弁があったわけでございますが、なかなかそれは多数決の原理で否定されたわけでございます。

この中山三星建材の問題につきましては、私も議員になる前から跡地利用委員会ということで2回の委員会メンバーで携わった経緯があります。私としましてもこの件につきましては早期に解決を望みたいといった思いがあり、議員になって2年が過ぎようとしているわけでございます。カ不足を考えて、その辺の反省も十分しているわけでございます。それらを含める格好で新たな一歩を踏み出したいといった形で、今回の決議とさせていただきました。以上です。

それと、もう1点は……

- 〇議長(吉永滿榮君) 何を当局に求めるか。
- ○5番(藤田和寿君) 当局に対して求めるというものは、これは最終報告にありますとおりでございます。監査結果におきましても中にあると思いますので、その辺の御判断は我々から申し上げるべきものとは考えませんので、それは当局の判断で取捨選択していただければ結構だと思いますので、具体的にこれをやれといったことは考えておりません。総合計画に基づいて、今までどおり、適正な事務処理をお願いするものであるという確認でございますので、指摘しているわけではございません。誤解のないようにお願いしたいと思いますし、それは当局が御判断されることだと考えております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 13番、大塚議員。

○13番(大塚邦子君) この「反省すべきは謙虚に反省し」ということで今議員から説明がありましたけれども、これは各議員それぞれの思うところの反省を指しているというふうに受けとめましたが、そうしますと、これを議会の決議としますと、一人一人がそれぞれこの三星の問題に関してははっきり表明をするということになるわけですが、それを一つの議会としての決議とするのには無理があるというふうに思います。議会としての意見を表明するということは、この議会という機関の機関意思として意見を出すということなので、この一人一人にゆだねるというのは、ちょっとそぐわないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、当局に対しては、それぞれ当局が考えていただければいいということでしたけれども、少なくとも監査結果報告書の中では、今現状の事務と違う事務に支障を来すような事務処理を否定されているところもあるかと思います。そういうところをしっかりと当局に、そこが議会としてどちらのやり方で、監査委員が指摘したやり方でこれからの行政事務をやっていったほうがいいのか、それとも今の現行の事務でやっていただくのか、その辺をやはり、この監査報告も含まれてしまいますと当局に迷いが生じると思いますので、議会としてらどうしたらいいのかと、そういうところもしっかり決議の中には入れていくのが筋ではないかと思いますが、その辺はこの決議の中でははっきりされないのですか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 反省すべき点で、まずお答えさせていただきます。

反省すべき点は各個人であると。その後の文章に、やはり大所高所に立って議会活動に努めなければならないということで、それぞれのものはそれぞれが背負って吉田町議会として一つにまとまって、この大変な経済下の中、吉田町議会が動かなければならないといったことの意思表示でございます。枝葉末節の討論ではなく、やはり王道を行くような議会であってほしいということを我々が決意したということで御理解を願いたいと思います。

また、監査結果が6月にされたわけで、本日12月19日でございます。13番議員は当局の事務が停滞しているということでありますが、例月の監査も従来どおり行っておりますし、事務も行っております。本日、前半部分で出ましたさまざまな議案に対しましても、適正に事務処理が行われていると。十分監査結果にこたえるような気概で当局は行政を行われているものでありますので、この監査結果をもって当局の行政事務がとまっているということは考えられませんし、そのように当局が判断していると考えております。それは、当局の考えることでありますし、我々は当局が信じるものをやっていただければいいなと考えることでありますので、それはやはり町民に広く説明ができるような行政を願うということの意味も含めまして、公務の指導が徹底されるようにといった言葉で述べさせているものでございます。

- ○議長(吉永滿榮君) 最後です。3回やっているかな。
- ○13番(大塚邦子君) 議長、許可していただければしたいと思いますが。
- 〇議長(吉永滿榮君) じゃ、簡単明瞭に。許可します。
- ○13番(大塚邦子君) 当局のほうから、そうした現状の事務事業に支障があるということで監査委員に質問書も出されております。そうした質問書に答えていただくことが行政の事務の停滞を招くことから避けるということで、当局は監査委員に対して今の事務のやり方について監査委員から指摘があったところについて見解を、説明を求めたいということで質問書が出されておりますが、そうしたことに監査委員は一切答えられておりませんので、私は

やはり行政に迷いが生じていると思いますよ。

ですので、その辺のところもあるので、この監査結果報告を踏まえて当局に公務の指導を 徹底されたいということで、大変そこが当局にはわかりづらいものとなっておりますし、議 会としての当局に対する是正措置といいますか、そうしたところもここには盛り込まれてい ないということがありますので、その点はどのように今後されていくのか。それも含めても う一度、当局に何を求めるかというところでは具体的なものを出さないとわからないという ふうに思いますが、藤田議員の考え、この提出者あるいは賛成された皆さん、その辺をどの ように考えておられるのかお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

その点につきまして、監査結果報告を受けて、その監査結果報告の内容について私も特別 委員会の中で、除外する前までは7月の全員協議会におきまして質問をさせてもらいました。 それは広く町民に配られておりますので、御理解いただけると思いますが、そういった形で、 その点については十分な質疑を行ってあるといったことでございます。

その監査結果をすべてのむといった御意見の方もいるでしょうし、これはいかがなものか、利害調整の立場であるからいかがなものかといった意見は私は持っているものであります。 それをすべてひっくるめて吉田町議会として次への一歩を踏み出すために最終報告も出しているつもりでございますし、今回の決議という形で広く町民にこの問題についても重々反省してやっていきたいと。また、新たな懸案事項が生まれないように日々の議会としての務めをやっていきたいという形でのもとでありますので、監査結果をどうのこうのというよりも、それはもう、一つの見解であるといった考えで私はいますので、そのような御理解でお願いしたいと思います。

でありますので、それをもって当局に対するものというよりも、より一層の行政の停滞がないように、当局は今やっている当初予算に基づく事業計画に乗って、自信を持ってやっていただきたいとエールを送っているわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

- 〇13番(大塚邦子君) 終わります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 終わります。

そのほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(吉永滿榮君) なければ、質疑を終結します。

藤田さん、御苦労さまでした。

それでは、討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤議員。

〇1番(佐藤正司君) 私は、発議案第6号について反対の立場で討論します。

先ほど質疑がありましたけれども、今回のこの決議の中身を見ますと相矛盾するものが含まれていて、それを含めて議会としてまとまりましょうよということなんでしょうけれども、それは私は無理があると思うんですよ。

それで、そもそも、先ほども言いましたけれども、この三星の問題に関して事務検証した

らずさんなことがあったと、おかしなことがあったということで当局の長自身が謝っているわけですよ。誤りを認めて、自分の給料を1カ月間10%引きますよという議案まで出したわけです。それから、特別調査委員会を立ち上げるときも、現実にこの6人、今の現職に当時の議決にかかわった方がいらっしゃいますけれども、そのうちの3人は特別委員会に入っていまして調査した結果、反省しているわけですよ。もし決議をするのであれば、やはりこの誤りをはっきりと認めて、当局も二度とこういうことをするなと、議会も今後こういう議案に対しては十分審議しますという決議がなければ、私は決議する意味もないし、解決にはならないと思います。

それともう一つは、先ほども言いましたように監査結果報告書については、監査された当人がおかしいと言っているわけですから、これについては議会に投げかけられても議会は困るだけでありますので、私はこれについては監査委員がみずから、これは公の人ですから当然責任義務もついて回っていると思うんです。これを果たさないのであれば、それはおかしいというふうに分けて考えたほうがいいと思うんですよ。それを一切合財ひっくるめて、この決議をあいまいな形で決着しようとしているのではないかというふうにしか見れないということで、私はこの決議には反対いたします。

○議長(吉永滿榮君) そのほか反対討論ございますか。

[「賛成でしょう」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 賛成討論を伺います。

ありますか。

11番、勝山君。

〇11番(勝山徳子君) 11番、勝山です。

発議案第6号 町有地の取得に関する決議について、賛成の討論をいたします。

平成20年5月15日に設置した中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会からの跡地買収に関する件と跡地の利用に関する件の事務検査報告と、議会から請求した監査請求の中山三星建材㈱工場跡地買収事務検査の検証結果報告書の内容に関する事項の監査結果報告を受け、吉田町議会としてその報告の内容を検討し、当局へ是正措置を求める必要を認め、当局には町民が納得できる明確な計画を立案して、適正な事務処理のもとで行うように再発防止に努め、公務の指導が徹底されることを求め、そして吉田町議会として議会に提示された事項を真摯に受けとめ、今後も開かれた議会を目指し、議員の自覚と責任において町政の改革に全力を傾注し、議会の使命と議員の職責に邁進することを決意するものであり、賛成の討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論が終わりました。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) そのほか、賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) ここで討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」「反対討論が出ているじゃないですか」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) どうも失礼いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

ページを間違えました。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第8、発議案第7号 中山三星建材㈱工場跡地の買収事務等の調査に係る決議についてを議題とします。

本案について提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚邦子君。

[13番 大塚邦子君登壇]

○13番(大塚邦子君) 発議案第7号 中山三星建材㈱工場跡地の買収事務等の調査に係る 決議。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君、同上、杉村嘉久君、同上、片山 武君、同上、河原崎曻司君。

決議案並びに決議の理由を朗読をもって説明をさせていただきます。

中山三星建材㈱工場跡地の買収事務等の調査に係る決議。

平成14年度に行われた中山三星建材㈱工場跡地買収並びに利用に係る町の事務処理は、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会の最終報告のとおりである。

町当局は、今後再び不合理な事務処理により行政運営の停滞を招くことの無いよう、最終報告書に掲げた『当局に求める4項目』を徹底することを要望する。

以上決議する。

平成20年12月19日、吉田町議会。

決議の理由です。

吉田町議会は、平成20年2月29日に中山三星建材㈱工場跡地買収事務検証委員会より提出された同検証結果報告書を受け、同年5月15日に開催された平成20年第1回臨時議会において、同法第98条第1項による事務検査を決議し、中山三星建材㈱工場跡地買収に関する事項及び中山三星建材㈱工場跡町有地の利用に関する事項についての事務検査を同法第110条及び委員会条例第4条の規定により設置した中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会(委員長は藤田議員でした)に付託して行いました。

中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は事務検査並びに関係者への意見聴取などの調査

を重ねて、平成20年12月5日に最終報告を取りまとめ、議長に提出をしました。

最終報告には調査の結果を踏まえて、工場跡地買収について、また売却することについて、 そして町当局に求めることとして4項目を意見として付しました。

町当局には、今後再びこのような不合理な事務処理により、行政運営の停滞を招くことの 無いよう、最終報告書に掲げた4項目を徹底することを議会の意見として決議案の文言を付 するべきと考えます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) 大塚邦子君からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございますか。

2番、枝村議員。

〇2番(枝村和秋君) 2番、枝村でございます。

私も元工場跡の町有地特別委員会の委員でございます。そういうことで、この決議の内容については異論はありませんが、先ほどでも佐藤議員の中で、当時買収にかかわった議員さんが6名おると。その中で3名が特別委員の中に入っていると。その3人は反省していますよということで、発議案第6号の中にも反省という言葉がありますもので、私はそのことを言っているんじゃないかとは思います。

そういう中で、確かに当局に求める4項目ですね、事務をしっかりしなさいよとか、そういう議会に対して議案を出すときはしっかりしなさいよと、そういうことはこの部分が6号には具体的に出ていないと。そのこともわかりますが、ただ、この7号については反省点が書かれていないとか、反省すべきは反省というところもやっぱり入れるべきかなと。もうつは、これから議会として、議員としてどのように、要するに前向きにやっていかなければいけないよと、そのような決意が除かれておるような感じがします。そういうところで、この辺は提案者はどのように考えているか、ちょっとお聞きします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 私どもが出した、12月5日に最終報告を行いましたこの最終報告書のとおりでございますので、この中に、今「おわりに」というところで全部触れておりますので。議会としての今後のあり方、それから議決が重いということで、それを痛感したということで、私はこの最終報告の中にすべてが含まれているというふうに考えておりまして、それをこの決議案の中に含めております。
- ○議長(吉永滿榮君) よろしゅうございますか。

そのほか質疑ございますか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

特別委員会のとおりであるということで、12月5日に私が報告させていただいたことのとおり、私もこの意見には同意見でございます。

しかしながら、今、同僚議員が述べたとおり、今回の問題を大きくしているのは議会の姿勢でございます。その姿勢を一切触れてないと。最終報告のとおりとございますが、なぜこの決議の中に、自分たちも真摯に反省し、今後の町のために鋭意努力するといったような文言が入っていないのは、その当時、議決に賛成された議員が提案者であるからでございます

か、その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

それと、本来、この特別委員会を設置した目的でございますけれども、決議の理由の部分に、町の懸案事項になっている中山三星建材㈱工場跡町有地について、買収に関する事務と取得後の町有地利用に関する事務の検査を行い、現在利用が進んでいない町有地の活用を図り、町づくりを推進するために行うといった形で、広く吉田町のために、吉田町の未来を担う子供たちのために、よりよい町づくりを行うために我々特別委員会は事務の検査を行ったわけでございます。その部分についても触れてございません。確かに最終報告のとおりというのは間違いない事実であるかもしれませんが、やはりこの部分は広く町民に対して議会の意思表明という部分ですべきではないかと考えますが、その2点について御答弁をお願いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。

○13番(大塚邦子君) 藤田議員が今おっしゃったことでありますけれども、私は、本当はこれは報告があった初日に、これを採決に付してほしかったです。表決に付して、この最終報告書そのものを議会の決議として上げるのが一番よかったというふうに今でも思っております。しかし、賛否をとらなかったものですから、それならこの最終日に決議案としてこの最終報告を議会全体のものとして重みを持っていきたいということで、きょう、この場に至っております。

ですので、これからの利活用についてももちろん、私たちはこの特別委員会の中で40回の会議を重ねまして、今の三星の跡地の問題、それからこれまでの問題、それから今の状況、そしてこれからどういうふうにしていけば町民のためになるのか、それは委員長、十分に特別委員会の中で議論したではありませんか。そうしたものも全部含まれたこの最終報告書であると思っております。

ですので、この決議の中には特段それを抜き出して言葉ではあらわしておりませんが、この私どもが手がけた最終報告書の中身がすべてでございますので、それを最終報告のとおりということで掲げてあります。

議会の姿勢については、今後、議会の活性化、あるいは議会の改革ということで私どもも 検討会を設けて進めておりますので、そうした中で当然やっていくということで認識をして おります。

私自身の反省がないということでございますけれども、大変当時賛成をした議員といたしましては、この疎漏な事務を阻止できなかったということに対しては大変反省もしております。そうしたことも含めて議会の議決は重いということで痛感しておりまして、これも最終報告のとおりに私は思っておりますので、以上、答弁とさせてもらいます。

- ○5番(藤田和寿君) もう1点あります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- 〇5番(藤田和寿君) 事務検査する決議のときの理由についてのお答えをお願いします。
- **〇13番(大塚邦子君)** この決議をする理由ですか。
- ○5番(藤田和寿君) 事務検査等に関する決議をするときの……すみません、これはいいです、1回目の部分で結構です。

事務検査を議員発議で行ったときに賛同者で、提案者である大塚議員も賛同していただいたわけで決議を行ったわけですが、そのときの理由の今後「利用が進んでいない町有地の活

用を図り、町づくりを推進するために行う」という文言があって最終報告がなっているわけで、その理由に対する答えがこの決議文には一切ないというのはどういうことですかという 質問をさせていただきました。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 今後の利活用についてでありますけれども、私も特別委員会の40回の会議の中では意見を言ってきました。議事録も出されると思いますけれども、そうしたものをまた皆さんにも町民の皆さんにも見ていただきたいと思いますが、最終的には、この最終報告書に掲げたとおり、行政財産を取得する要件を満たしていなかったということで、委員会としては売却することについては差し支えないということであります。ですので、今後、三星の跡地については今当局が売却に向けて鋭意努力をされていますので、それに議会も一緒になって協力をしながら、よりよい利活用に向けて町民のためになるように邁進していくということで、私としてはそういう最初の発議をしたときの目的と、それからこの最終報告を踏まえ、最終報告の結論というところで一致を見ることができたというふうに思っています。
- ○議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員、最後です。
- ○5番(藤田和寿君) 最後ですか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 2回目でした。
- ○5番(藤田和寿君) しっかりお願いしたいと思います。

当局に、特別委員会の最終報告のとおりであるといった部分で、何で当局にだけ要望するのか、それが理解に苦しみます。現当局は昨年の8月1日に買収事務検討委員会を立ち上げて、企業誘致ということでこの当該用地の利活用に向けて邁進しているわけでございまして、それになおさらこういったことだけ載せるというのは、やはり二つ、議会と当局が二つあるわけでございますので、片方がなくなっているといったこと、これを広く町民のところに出すには、やはり我々議会としていかがなものかなと思いますが、ましてや当時議決に参加された議員も2名ほどここの中に入っておりまして、議決してからもう7年未満になろうとしているわけでございまして、その部分の反省のところが抜けているというのが非常に、その議決の重みを真摯に考え、苦渋の選択で「あとがき」を皆様方とつくった思いであります。

我々1年生議員は過去の議決の重み、一事不再議ということであるといったことを、過去の議決は尊重しながら、我々は新たな判断をしなければならないということで特別委員会の中でも同意したわけでございますので、なぜそこの部分がないのか、それはやはり議決に賛成したからといったような解釈をとられる文章が、町内に、この決議が出ることによって出てしまうわけです。やはり我々も議員も反省すべきであるといったものを決議の中に明確に載せるべきだと思いますので、再度御質問いたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 今回の件に関しましては、確かに私ども過去の議決であります。過去の議決においては、多目的広場用地の取得ということで賛成をして議決をしておりまして、行政財産ということになっています。議会の議決で言うと今その状態になっています。しかし、こうした調査活動を通じまして当時の事務手続が不適切だったということが明らかになりましたので、それからこの行政財産として取得はしましたけれども、地方自治法等の法律に基づきますと行政財産としての取得の要件はなかったということで、特別委員会はそうい

う結論を出しました。ですので、この場に来て議会と、過去の議決ではありますけれども、 過去の議決は誤りだということで正していくことが大事かというふうに思っています。

今回、とにかく不適切な議案を出されたというところで、当時の議案上程に間違いがありましたし、そうしたことで一番に当局に言いたいことは、不適切な事務をするなと、それから上程議案も間違いのないようにするなというところが、まず第一義であります。その上で、議会は議会として反省をしていくというところは今後の議会の活性化に向けて、議会の改革の検討に向けて議会に何ができるかというところで、それこそ、それぞれの議員の思いを集結して議会全体として取り組むというところで、私はいいと思っております。

今回の決議に関しては、とにかく当局の過去の事務、それから今後のあり方、そのところを議会として強く申し入れをするという決意で、この決議案を出せたらというふうに思っておるところです。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 最後でございます。

今の御答弁を聞いていますと、さきに決議、採択されました議員発議案第6号の内容に全くうり二つ、内容的には同じものと考えます。十分にさきの決議案にそのものは含まれているといった御回答であると認識します。

特別委員会の最終報告のとおりということであるならば、なぜ、意見は三つございます。中山三星建材(株)工場跡地買収について、結論、行政財産を取得する要件を満たしていなかった。売却することについて売却は差し支えないと当局に求めること。4項目、これは載っております。なぜ行政財産を取得する要件を満たしていなかったか、また売却は差し支えないというような部分を削除されたか、そこの理由が今までの質疑の中で見受けられません。それらを含めた格好での決議というのは、さきに議決した6号の議員発議の中に十分含まれておりますので、この今回の7号発議はすべてを満たしていないと、当局にだけ要望し、みずからを反省、戒めていないということは、最終報告のとおりであるということは非常に疑問に思いますが、なぜその明確な形でこの決議の中に入れなかったか御質問して終わりたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚君。
- ○13番(大塚邦子君) 発議案第6号とこの7号とは大きな違いがあります。それは、監査結果報告を入れておりません。これは、この後決議をもう1本出しますけれども、やはり議会の意見として監査結果報告書、その内容については間違いがあるということの認識があります。

したがいまして、発議案の6号と違うのは、検査結果報告と監査結果報告は一緒にしてございません。中身が相反するものですので、そこは外してありますので、そこが違うというふうに言えます。

それから、当然、この7号の決議案の後ろには最終報告書をつけますので、ですので、この決議案にはその詳細なところは書く必要もないということで、簡潔に決議に上げたいということであります。中身についてはこの報告書のとおりでありますので、そこを抜き出して文書にする必要もないということから割愛してあります。しかし、当然この報告書を添えて出しますので、これは当局に決議として出されるものというふうに思っています。

○議長(吉永滿榮君) そのほか質疑ございますか。

11番、勝山議員。

〇11番(勝山徳子君) 勝山です。

今回、中山三星建材の事務の検査が終わりまして、検査結果の取り扱いのところに関連して、ちょっとお聞きしたいと思います。

検査の結果が委員会報告書の提出の後、委員長から本会議で報告された場合、これはもうされました。「それだけでは何ら法的効果をもたらすことにはならない。もともと検査の目的は町村の事務処理の適正を図ることにあるのであるから、議会が今後行う予算、条例などの審議や調査活動、そして監視活動に反映させるべきものである。しかし、委員長報告の内容からして執行機関に対して何らかの措置を要請する必要がある場合には、決議として議会の意思を明らかにして事務処理の是正を要求することになり、また問題いかんによっては不信任議決、その他の方法で町村長等の政治責任を追及して執行機関に対する監視機能を十分に発揮し、議会としての責任を果たすことになる」ということが、検査結果の取り扱いの中に出ております。

今回のこの7号議案の発議においては、委員長報告の内容から執行機関に対して何らかの 措置を要請する必要があるとして決議を出された。そして、その問題いかんによっては不信 任議決、町長の政治責任を追及して執行機関に対する監視機能を十分に発揮し、議会として の責任を果たすことになるという、そこまでの思いがあっての決議なのかどうか伺いたいと 思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- **〇13番(大塚邦子君)** 当局に求めることとして、最終報告の中には4項目を書いてあります。このことをもって当局に是正措置を求めるということでよろしいかと思います。

今現在、当局の首長に不信任案を出すというほどのことではありませんので、今回、平成 14年度に行われた三星跡地の買収事務に関する調査の報告でありますので、それは、全く当 たらないというふうに考えます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 質疑ありますか。 増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) 決議の内容を見ますと、発議案の第6と第7号については、ともに中山三星建材株式会社工場跡地の町有地に関することでありまして、主とするねらいは同じであります。先ほど同僚議員からも調整されていないという御意見がありましたが、全くそのとおりだと思っております。決議文を別に提出されたことが、吉田町議会の議会議員として、議会の運営に当たり二つの決議をしてよいかということに大変な疑問を感じております。不適切だと私は思いますが、そのことについて提出者にお聞きします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 決議に関しては、一つにしていくのが理想だというふうに私も考えております。しかし、この問題については、これまで全員協議会等で協議をしてまいりましたけれども、議員の中ではまとまりませんでした。そういう中で、やはり6号を出した議員の考えと、それから、このたび7号と8号を出した議員の考えの違いは、その決議の中身にあるというふうに思います。監査結果報告を踏まえるかどうかというところにあるのではないかというふうに考えております。ですので、こういう形があってもやむを得ないと。議員は、それぞれ自分の信念を持ち、それから物差しを持ってやっておりますから、最終的には

こういう二つの決議になりましたけれども、それは仕方のないことだというふうに思っています。

それから、特別委員会で同じ調査をやってきて、最終報告を出した委員でありますけれども、やはり一つに、私たちの委員会の調査の中に、監査報告が利害を調整する職務権限が与えられていないのにもかかわらず、それを使った不適切な監査報告だということで除外をしているということもありますので、そこは一緒にすることはできないというふうに考えてのこの決議というふうになりましたので、御理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) 提案者からは決議の理由ということでお話はありましたけれども、この発議案第7号の内容は、本特別委員会の最終報告を強調されております。この第7号の内容だけでは不十分であると思います。吉田町議会として採決に当たり、今回、この報告書の内容でなければという固執した考えについて、再度、理由は何かお聞きしたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) この最終報告は、5月15日に議会が中山三星建材の工場跡の買収事務と今後の利用について調査をしようということを議決しました。大変重い議決であります。それを特別委員会に付託して行われたわけです。ですので、この最終報告というのは、そういう意味でも大変重いものでありますし、私も入っていました委員会は40回の会議を重ねました。延べ6カ月です。費用弁償だけでも56万円かかっております。そういう意味でも大変、この報告書をただの紙切れにしたくないです。そういう意味で、大変重い報告書と受けとめて、これを決議して議会の意見として残したい、そういう思いです。特別委員は皆そういうふうに思っていると確信しています。
- 〇9番(増田宏胤君) 終わります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 10番、八木君。
- **〇10番(八木 栄君)** 10番、八木 栄です。

先ほど答弁の中で、この決議の中で特別委員会の最終報告のとおりであるということの中で、売却することについて、広く町民の理解を得られるような形での売却が望ましいというような御答弁がございました。この提出者の大塚議員と賛同者の河原崎議員は当時賛成をしています、この三星を買うためにね。その賛成した理由を、提出者の大塚議員と賛同者の河原崎議員に、いま一度お伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) 八木議員は全員協議会のときでも何度か聞いていると思いますので、 私はそのときにも申し上げました。それから、特別委員会が中間報告を出すに当たり、当時 の議員にアンケートで当時の議決の様子を伺っているかと思います。八木議員は、そうした アンケートにもお答えにならなかったんでしょうか。そうした当時賛成した理由も全部公表 されておりますので、町民の皆さんにはわかっていただけるというふうに思いますが。
- ○議長(吉永滿榮君) ただいま提案者以外の河原崎議員ということで出てますけれども、今回は提案者が答弁するということでございますので、控えていただきたいと思います。 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 発言を求めたいんですけれども、よろしいですか。質問ではなく発言をちょっと求めたいんですけれども。

- ○議長(吉永滿榮君) どういう発言でございますか。
- ○10番(八木 栄君) 議長に対してですけれども。
- ○議長(吉永滿榮君) 以前の議員に……
- **〇10番(八木 栄君)** ではなくて、今、別なことですけれども、発言を許していただきたいんですけれども。
- ○議長(吉永滿榮君) 何の発言でございますか。
- ○10番(八木 栄君) 聞いてもらえればわかりますけれども。
- 〇議長(吉永滿榮君) はい。
- ○10番(八木 栄君) それでは、すみません、10番、八木ですけれども。

議長は、昨日、特定の議員のお宅を訪問したと伺っております。それで私は、結局きょうのこの発議案の7号、8号に関係していることだと思いますけれども、どのような目的を持って訪問したのか、それをお伺いしたいということと、それから議員必携の中に「公正指導の原則」といって、これを読むと「議長はあくまでも中立的な立場でなければならない。そして議長は、その職務遂行に当たっては常に冷静に、しかも公平に、地方自治法、会議規則等の関係法規のほか、会議原則に沿って議会の運営に万全を期さなければならない」というふうにうたってあるんですよ。それで、個人的に私が思うには、これはちょっとまずいことじゃないかなと思ったものですから、議長は何の目的があって特定の人を回ったのか、それと、今私が言いました公正指導の原則、これに対してどのように考えているのかお聞きしたいです。

○議長(吉永滿榮君) まず、特定の訪問者ということで今八木議員から発言がございましたけれども、私としましては、この発議案についていろんな議論をされているわけ。とにかく一つは全体的な藤田議員から出された結論、そしてまた7号、8号についても規則に沿った発議がされているわけでございます。いろいろその中で調査特別委員会へ加入した方々の真意をどういうような形で持っていくか、個人の議員としての資質を守るように私は伺ったわけで、特別委員会として調査したことを後で後悔ないような形で自分の意思を発動してほしいという意味で伺ったつもりでございます。

それから、中立ということでありますけれども、あくまでもこの議会が求められている発 議案を公平な形で進めるためには、やはり議員各位の考えを十分に発揮できるようにしてい ただくことがいいんじゃないかということで伺ったわけでございます。実際、その方々から は別にそれをそうするという意味では答えは出ておりません。とにかく、十分に考えた上で 発議について回答していくということをいただいておりますので、よろしくお願いしたいと、 以上です。

10番、八木議員。

○10番(八木 栄君) すみません。今、この公正指導の原則ということに関してはどうですかというふうに伺ったんですけれども、それでは今の発言だと何か強要しているような、そういうような雰囲気を僕はとります。議長という立場なものですからね。この「中立的な」ということがあるもので、そのことを今伺っています。そのことに関してちょっと伺っていないんですけれどもね。

何だか当局にもこのような動きがあったようなうわさを聞いたもので、その辺もどうだかなということでちょっと、何かあったらそういうことはまずいと思うものでね、どうだかな

と。まあうわさですけれどもね。

じゃ、とにかく議長は公正指導の原則としてね……

[「じゃ、うわさじゃありません、事実です」の声あり]

- **〇10番(八木 栄君)** 原則としてね、これについてどう思うか、ちょっと、はっきりお願いします。
- ○議長(吉永滿榮君) 私としては、当局側としましては相反するいろいろな要因の、2月から始まりました最終報告について住民へいろんな形で発信をされている。そういう中で、最終、きょうここでこの問題を終結しようという内容でありますけれども、この発議についてはそれぞれ議会、それぞれまた監査委員、それから当局、いろんな問題で関心を持っていることは事実であります。

そういう中で、やはり議会としてこれからどのような形で進めたらいいかという手腕じゃないかなと私は思っているわけですけれども、その点について、もし反論があるようでございましたら当局からの意見を求めますが、いかがでしょうか。うわさということですけれども、うわさでは……

- **〇10番(八木 栄君)** いいですか。
- 〇議長(吉永滿榮君) どうぞ。
- ○10番(八木 栄君) とにかく、今回の決議というのは議会の決議だと。議員それぞれの考えを持って、どれにすればいいかということを決めてもらえばいいと思いますけれどもね、先ほど来、議長は特別委員会、特別委員会と言って、そうじゃなくて、特別委員会は特別委員会でやったんですけれども、これは、決議は特別委員会の決議じゃなくて議会の総意の決議なもので、それを特別委員会だと特別委員会だと回ること自体が私はおかしいと思います。だけれども、それはちょっと強要になるんじゃないかと私はそう思います。ですから、今回のことも踏まえて、それはあってはならないことだと思います。
- ○議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 今のに関連して発言を求めます。

特別委員会の委員を回ったというお話でございますが、私のところには来ていただけませんでした。私は特別委員会の元委員長でありますので、特別委員会のメンバーとは議長は認めていただかなかったといったことかなと、非常に残念に思います。全員協議会の中でも、ぎりぎりまで最終的な調整を行うという議長の発言があったわけです。

ここで議長に対して、もう1点御質問があります。過去の全員協議会において、私の案、それに対する増田宏胤案が出されました。その案を受けて杉村議員から議長に、ここにありますような決議の訂正の案が出ました。これは杉村議員から17日に送っていただきました。ぎりぎりまで私も皆様方の意見を統一する形で調整する意味から動いたわけでありますが、議長に見せていただきたいということでお願いしたんですが、見せていだだけなかったと。

この案というのは、我々が出した第6号の案に「監査結果報告書所見の利害を調整する権限については見解が分かれるが、監査委員は地方行政の公正と能率を確保するために地方自治法の規定で必要とされている職で、公正運営の指導的立場にある者、視点や視線は常に公正不変の態度を保持しなければならないとされている。したがって、利益調整権が付与されていないと言える」といった部分が追加されております。これを全員協議会の場を開いていただいて協議していれば、このような似たような決議が町民に出されることもなく、速やか

な形で決議がまとまっていたかもしれません。そのような議員全員の意見をまとめるのが議 長としての役割だと、今同僚議員の質問を聞いて思いました。

なぜ、杉村議員が出したこの案を、当初提案いたしました私にお示しなさらなかったか、 御説明をお願いしたいと思います。

○議長(吉永滿榮君) ただいま藤田議員から説明がありましたものは、18日に皆様方と全員協議会をいたしました。その中で出されている問題は、全員協議会ではいま一つの藤田議員から出されたものと増田議員が提出されたものを全員協議会で皆さんで決議、協議をしたという覚えです。これは16日か、今のものは16日ですね。それで、全員協議会をした。そのあしたの朝、17日の一般質問のときに杉村議員から提出をいただきました。私は、この内容は私に提出するものではなく、これは議員が自発的に賛同者をもって提出するものという理解をいたしまして、それはまず議運長に配布し、そして議運長から杉村議員と一緒にその文を見て、同僚と話をした上で発議にと。それが7号にできたという状況だと私は思っています。だから、全員に諮るということは、既に全員協議会は終了しているということで、18日の朝9時に終了するということで皆さんに通達してございますので、その時点で全員に周知することはできなかったという私の判断です。

以上です。

藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

この案を出しました16日の一般質問の朝ですか、失礼、17日の朝ですか、その前の全員協議会、先ほど発議案の冒頭説明の中で全員協議会が行われまして9対3と、この案でいこうと、先ほど可決しました発議6号の案ですけれども、この案に対する字句の訂正と、修正等があるようなら行おうといったことを、テープ等を聞いていただければわかると思いますが、議員各位もその旨は十分認知していると思います。それをもって全体的な調整があるものと考えていたわけでございますが、ファクスが参りまして書式を備えて発議を出すといったことで、先ほど片山議員から御指摘いただいたような内容のファクスが我々のところに参ったわけでございます。

我々といたしましては、名前を言うとちょっと差し支えますが、複数の方から調整がある ものと思っていたと、何で同じ案件に対して3本も上がるのかといったことがありますので、 何でそこでこのすばらしい案を表に出さなかったのか、非常に疑問であります。

また、第7号に対しましても、杉村議員の案がたたき台となって議員発議されるのであれば、今の説明、河原崎議員、議運長、杉村議員との話し合いでありますが、その全協の場で否定された、今、提案者であります大塚議員の案が賛同者とともに上がってきたと。その全協の場では、そのときは増田宏胤案でしたが、それでいこうと、この事務を訂正していこうと、これで議会としてまとまっていこうと、12月定例会でこの件については終わろうといったことの発言の中であったにもかかわらず、より一層いい案を表に出さなく、その全員協議会で議員の賛同が得られなかった発議案をあえてもう一度持ち出してきたのはいかがなものかと思いますが、その点について、議長、お願いしたいと思います。

○議長(吉永滿榮君) この発議案ということの解釈は、町長及び議員に権限がある発議案であって、議員数にもよりますけれども、1人以上の賛同者があれば発議がされる発案できるという認識を持っておりました。その全員協議会で大半の皆さん方が藤田案、あるいは増田

議員から出された修正案に賛同したということは理解をしております。これを議会の発議としていこうと決めたということは事実でございますけれども、発議案は、今言ったように期日までに賛同者があれば出されるということは自治法に載っておりますので、それを採択した議員たちが出したということで、これは議長としてもとめることはできないということでございます。だから、2本、3本できたと。それを調整するということは期間もなくできなかったということで、18日の9時に終了するということは通達をしたことであります。

以上のように答弁したいと思います。

5番。

○5番(藤田和寿君) 今、同僚議員からの案で差しかえるつもりだったんですか、議長が特別委員会のところを回ったということですが、なぜ杉村議員の案を持って我々のところを回っていただけなかったのかなと。そうすれば、この案を参考に第6号の発議を修正して全員一致で発議がなされたかもしれない。その件について納得ができませんので、申し置きしておきます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) それにつきましては、全員協議会でこの発議についての協議は終了するということで私が宣言をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

- ○5番(藤田和寿君) はい。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほか質疑ございますか。 市川議員。
- ○3番(市川陽三君) 3番、市川です。

先ほど来、議長が私の自宅へ昨日来ました、これは事実でございます。ただ、議員の気持ちをきょうのようにぶつけてくれればということで、特に強要されてということはございませんので、それだけ申しておきます。

以上でございます。

○議長(吉永滿榮君) そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

O議長(吉永滿榮君) なければ、以上で質疑を終わります。

大塚議員、御苦労さまでした。

○議長(吉永滿榮君) 討論を行います。

反対討論はありますか。

9番、増田議員。

○9番(増田宏胤君) 私は、反対の立場から討論をいたします。

本発議案については、発議案第6号に関係する内容と本質的に同じであります。そのことは、さきの関連する特別委員会の委員3名におかれては発議案第6号に理解を示され、賛成されております。決議は、吉田町議会として基本的に同じ内容については一つにまとめてすべきであり、特別委員会報告書に関係なく議会としての意思表明をし、表決すべきであると考えております。既に発議案第6号で採決され、議決されており、議会全体の統一した意思見解ということであることから、発議案第7号に対しての反対討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論はありますか。

佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私は、第7号を賛成する立場から討論します。

今、質疑の中で再三6号と7号は違うんだよと言っているじゃないですか。それが何でわからないのか私にはわかりません。その違いは、監査結果報告書が6号の中にはあいまいな形で入っているわけでしょう。それが入っているから私は反対したんです。入っていなければ私は6号だって賛成したかもしれません。その違いがはっきりあるじゃないですか。それを、あたかも同じようなことを出したという言い方は、私は、そのことを言う議員の感覚がわかりません。

批判はともかく、私は特別委員会の委員として調査しました。ここの報告、初日に報告しましたよね。最終報告、この中にはっきり書いてあるじゃないですか。行政財産を取得する要件は満たしていなかったとはっきり言っているわけで、ここを当時賛成した議員は逆によく考えていただきたいと私は思います。現に、6人いるうちの3人はそこに気がついたわけですよ。まだ気がつかない3人がおられるわけで、当局は別に議会の議決を否定しているわけじゃないんです。議会の議決は重いものだから、それはいいんですよ、もう。そのことを問題にしているんじゃないんです。問題にしているのは、そのときのことを調べたらずさんな処理、行政財産を取得する要件は満たしていないということなんですよ。それはもう特別委員会でも結論を出しているんです。そこのことを問題にしているんで、買ったことを問題にしているんじゃないんです。後、調べたら本当にずさんだったんだよと言っているだけじゃないですか。ずさんでないと賛成した議員が思っているんだったら、きちっと検証委員会の報告に反論してくださいよ。公の場で、それも。それしかないんじゃないですか。

私は、そういう意味で、特別委員会が出したこの最終報告書はこのとおりであると思いま すので、賛成いたします。

[「賛成です」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 反対討論を求めます。

藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 私は、議員発議7号につきまして反対の立場から討論をさせていただきます。

さきの議会定例会におきまして最終報告を行った「中山三星建材株式会社工場跡地町有地特別委員会の最終報告のとおりである」といった文章は、まさにそのとおりで、私も認めるものでございます。

しかしながら、この内容につきまして今の質疑の中にもございますとおり、議会に対する部分がゼロでございます。やはり12億円もの税金を使った町有地取得、これは7年来のこの町の懸案事項です。その部分を抜かした決議というものは、私は特別委員会の活動の中でいっときも考えたことはございません。それは、特別委員会の委員全員が真剣に考え、議論した内容でございます。その内容をあえて削除した意図がわかりません。その点につきましては先ほども質疑申し上げたとおりでございますが、納得できるような御回答はいただけませんでした。

よって、最終報告のすべての内容を網羅した決議でない以上、過去の議決に携わった議員 について、そのときの議会のことを、これをもってすべて終わるということは私は納得でき ません。あえて言うならば、その部分をもって大いに反省し、今後の議員活動、議会活動を やると、明確な形でこの決議案に載せるのが、本来の特別委員会の中での最終報告内容と理解します。

最終報告のとおりということで確かに言葉では言われていますが、肝心な部分がすべて抜けて、当局にだけの要望となっております。これは、広く町民に提示することは、過去委員会活動をしてきました私としましては納得できません。また、さきの6号にその分は十分含んでおると私は認識しておりますので、この本決議に対し反対の討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 賛成討論ございませんか。

6番、片山議員。

〇6番(片山 武君) 6番、片山です。

私は賛成の立場で発言させていただきます。

私は今提案者が言うように、この問題は土地取得についての問題と、やはり会計監査ということについての問題と2点に分けることによって、行政、そして町民の皆様にはっきり説明する資料となるものでありますので、この決議案によって添付することができる調査報告書を最終報告書とすれば、何ら、皆様方が手に取って読んでわからないという問題はすべて解消すると思いますので、私はこういうふうに分けて町民、行政に説明するということは最高の報告書だと思いますので、私はこれについて賛成とさせていただきます。

○議長(吉永滿榮君) そのほか反対討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとお決することに賛成の方の起立を求めます。

「替成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) 起立6、起立少数。

したがって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩とします。

8番、八木宣和議員から退席願がありましたので、承諾します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時07分

○議長(吉永滿榮君) 定足数に達しておりますので、暫時休憩を閉じ休憩前に引き続き会議 を再開いたします。

◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第9、発議案第8号 平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結 果報告書に係る決議についてを議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

13番、大塚君。

[13番 大塚邦子君登壇]

〇13番(大塚邦子君) 発議案第8号 平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書 に係る決議。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

吉田町議会議長、吉永滿榮様。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子。 賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君、同上、杉村 嘉久君、同上、片山 武君、同上、河原崎曻司君。

決議案の朗読並びに決議の理由を説明します。

平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議。

1 平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書をもって報告された事実関係によると、平成14年度に行われた中山三星建材㈱工場跡地買収に係る町の事務処理は、利活用目的も定めずに進められた不適切なものであると判断する。

町当局は、常に地方自治法第2条第14項の規定に準拠した適正な事務処理に努められるよう強く要望する。

2 平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書は、詳細な事実確認が行われた監査内容であると確認できるが、監査の概要の中で、自ら「利害を調整するために」と、不適切な監査であることを記述するとともに、事実関係以外の部分には監査委員の見解として相応しくない内容が多々見受けられる不適当な監査結果報告であると判断する。

監査委員は、如何なる場合においても、地方自治法第198条の3の規定を遵守し、正しい 見解を持って監査に当たられるよう強く要望する。

以上決議する。

平成20年12月19日、吉田町議会。

決議の理由です。

吉田町議会は、議決を行って取得した中山三星建材㈱工場跡町有地について、現在も町民の福祉の増進のために供されていないことから、当該町有地の活用を図り、まちづくりの推進を目的として、買収に関する事務と取得後の利用に関する事務の検査を行うことを決議し、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会の設置と中山三星建材㈱工場跡地買収事務検証結果報告に係る監査委員への監査請求を議決しました。

中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は、町当局及び議会に残されている書類や資料を精査するとともに、事務処理の根拠となる資料の提出や説明を求めたほか、関係者である参考人の意見聴取などを行い、適切な判断を行えるだけの情報を収集しながら、事実関係を十分に確認すると同時に事務処理の適否の判断も行いました。その結果については、平成20年12月5日に議会に報告があった最終報告のとおりであり、利用目的が定まっていなかったにもかかわらず、起債許可を得ることができるように行政財産として取得する内容の起債許可申請書類を整え、売買契約を締結するまでの過程において、内部規定に反する事務処理を重ね、結果として、吉田町議会に対して不適当な議案を上程したことが判明しました。このため、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は、当該町有地の取得に係る一連の事務処理については、適当と認め難く、税金の使途として不適切であったとの判断を示しました。

平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に記述された事実関係によっても、町

当局の事務処理について同様の不適切さを見出すことができ、当該町有地の買収事務に関しては、最少の経費で最大の効果を上げる努力を行うことを義務付けた地方自治法第2条第14項の規定を遵守していたとは言い難いと判断できます。このため、吉田町議会の意見として、決議案第1項の文言を付するべきであると考えます。

一方、吉田町議会は、当該町有地の取得に関する事務調査の参考にする目的を持って、中山三星建材㈱工場跡地買収事務検証結果報告の内容について監査請求を行ったわけですので、平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書には、その正否について客観的な根拠を持って報告されるものと期待しておりましたが、監査結果報告の導入部である監査の概要の中に「監査委員が、長の政策判断に対して意見等するのは適切ではなく、本請求の検証結果に対する所見を述べるのも同様と考えるが、あえて利害を調整する立場からV総括所見として述べることとした。」と記述されており、本来の監査と異なる監査結果報告書を作成したことが明記されておりました。

これに対して、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は、監査委員に利害調整の権限が付与されているかどうかについて調査しましたところ、地方自治法上の監査委員の職務に利害調整の職務は規定されていないばかりか、利害調整の権限を行使することは、地方自治法第198条の3第1項の「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公平不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」との監査委員の服務に反するものであることを確認しました。このため、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は、この監査結果報告書は地方自治法上認められていない利害を調整する職務権限によって報告がなされた不適切なものであると判断し、調査を進めるために用いる参考資料から除外することを決定しました。

監査委員から示された諸々の見解の中でも、一貫性のない説明にもかかわらず取得目的があったと認める見解、目的もなく取得した建物内からPCBを含む絶縁油入りの変圧器が出た問題について建物を使用すれば問題は発生しなかったとする見解、契約書の収入印紙を町が負担したことを適正と判断した見解、公有財産取得議案上程に仮契約書締結が必須の条件ではないとした見解、利用目的が定まっていないにもかかわらず総合運動公園整備事業のための行政財産を取得する内容の起債許可申請書類を整えたことについて実情に即した申請をしているとした見解、取得動機に私的目的がないことを公共性の根拠にした見解等々、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会の調査から得られた結論と異なる内容の見解が多々示されました。

また、中山三星建材㈱工場跡町有地特別委員会は、今回の調査活動を通じて、普通地方公共団体の監査委員が行う監査とは、「常に偏りが生じないように、確かな根拠に基づいて事務執行状況等を調査し、その正否を調べ、必要に応じて事務執行者側に対して意見すること。」であることを再認識いたしました。そして、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないので、事務執行の根拠が変動しない限り、担当する監査委員によって監査結果や意見が変わるようなことはあり得ず、まして監査委員が利害を調整することについては、監査制度の想定外であることも知りました。

平成20年6月18日付け吉監第9号をもって吉田町議会に報告された監査結果は、こうした 見解を多々含むものであり、特に、監査委員の利害調整権限に関する見解は、大変憂慮すべ きものでありますので、議決して監査請求を行い、この監査結果報告書を公表する契機をつくった現吉田町議会としては、このような誤った見解を後に残さないよう、吉田町議会の意見として決議案第2号の文言を付するべきであると考えます。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、八木委員。

〇10番(八木 栄君) 10番、八木です。

この決議の中で、項目の2ほうですけれども、「監査委員の見解として相応しくない内容 が多々見受けられる不適当な監査結果報告であると判断する。」とありますが、この判断というのは提案者の大塚議員個人の判断かどうかお伺いします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) これは議会としての決議を上げたいものですから、これは議会としての判断ということでとらえております。ちなみに、この判断の根拠でありますけれども、これまでも全員協議会等で議論はされているかと思いますけれども、見解としてふさわしくない内容が多々見受けられるというのは、今、理由の中で述べたとおりでございます。それをもって利害を調整することでやっておられますので、このことで不適当な監査ということで判断をするものであります。
- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。11番、勝山議員。
- 〇11番(勝山徳子君) 勝山です。

2の項目の中での文言のことでちょっとお聞きしたいと思います。「監査の概要の中で、 自ら『利害を調整するために』」と「不適切な監査であることを記述するとともに」という 文面があります。しかし、監査結果報告書をいただく中で、この「利害を調整するために」 という記述はありませんが、訂正するお考えはありますか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 大塚議員。
- ○13番(大塚邦子君) この発言ですけれども、概要の中では「利害を調整する立場から」と書いてありますが、議員に対して監査委員が説明をされた7月16日だったと思いますが、その質疑の中で「言葉足らずでありました。利害を調整する立場というのを、ためにと読みかえてもらいたい」ということがありましたので、わかりやすくするためにこのような表現を使いました。
- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。
 〔発言する人なし〕
- ○議長(吉永滿榮君) なければ、以上で質疑を終結します。

大塚議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

10番、八木議員。

○10番(八木 栄君) 発議案第8号 平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書

に係る決議について、反対の立場から意見を述べます。

記載されている2項の内容で「不適切な監査」、「不適当な監査結果報告書」、「監査委員は、如何なる場合においても、地方自治法第198条の3の規定を遵守し、正しい見識を持って監査に当たられるよう強く要望する。」とあるが、この監査結果報告書は監査委員としての見解が述べられ、その結果、さまざまな見解の相違が生じたと理解します。

次に、監査委員は、地方自治法第196条1項のとおり、「普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた職見を有する者及び議員のうちから、これを選任する」ということで選ばれているものであります。また、監査結果報告書は、地方自治法第138条の2の「執行機関の義務」にありますように、「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」をもって監査委員が作成したものであると考えます。

以上の理由により、この決議に対して反対をいたします。

O議長(吉永滿榮君) 賛成討論はございますか。

佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私は、発議案第8号に賛成の立場で討論します。

本来そもそも、このような決議が出ること自体がおかしいと思います。というのは、先ほど来私は言っていますけれども、監査委員が監査したことに説明を求めているわけですから、監査委員が説明すれば、私は済むことだと思います。これを議会へ投げかけられて、議会の失策になるような、議会のエラーになるような状態になっている今のほうが、こういう事態のほうが私はおかしいのではないかと思います。

そういう監査結果報告を出した監査委員に、引き続き、私は説明をしてくださいと求めま すということを言いたいと思います。

そういう意味では、利害を調整する立場によって書かれたこの監査報告については、正確 に説明を求めて私の賛成討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論ございますか。
藤田議員。

〇5番(藤田和寿君) 5番、藤田。

発議案第8号につきまして反対の立場から反対討論を行います。

そもそもこの監査結果は、議員発議によります監査請求が全員一致で買収事務検証委員会のこの監査を請求したものでございます。先ほど提案者からの説明で、特別委員会の調査との整合性がとれないという御発言がありましたが、特別委員会は買収事務に対して行ったわけでございまして、監査結果については除外しております。また、この決議の中にございます、1、監査結果をもって不適切と思うと判断すると。この監査結果をもって不適切なものと判断すると言っておきながら、2においては、不適当な監査結果であると判断すると。これは非常に相入れないものがこの決議の中に混在していると思われます。

この決議を広く町民にお示しすることは、議会の混乱並びに監査制度の根幹を揺るがすゆ ゆしき問題と考えます。監査結果が不適当な監査報告であるということであれば、すべてを もって判断するのが望ましいと考えます。

[発言する人あり]

○5番(藤田和寿君) 私の発言中ですので、黙ってください。

私の考えとしましては、1につきましては、全くそのとおりだと考えております。2につきましては、この内容につきましてはこのような考えもあり、議会も混乱をきわめていると、ゆゆしき事態に今現実なっております。そういうものを踏まえて、さきの議員発議の6を出したわけでございますので、それをもって監査結果に対するものは十分含まれていると判断し、この監査結果に係る決議に対し反対の討論とさせていただきます。

- **○議長(吉永滿榮君)** 賛成討論ありますか。 片山君。
- 〇6番(片山 武君) 6番、片山です。

私は、この8号について賛成の立場で少し話させていただきます。

先ほど、同僚、1番議員の佐藤議員が言ったように、私たちのこの調査というものは、工場跡買収に関するものでございますが、それにまた一つこの問題が出てきたということは、それに関係して監査を依頼したのが本当に中立的、適正な判断をさせていただければ、私たちは何もこの7号、8号と分ける必要はなかったわけですが、疑問な点が多く、今、佐藤議員が言われたように行政から我々にかけられて、そして監査委員がはっきりとした返事をしてくれないということがここに至ったものでございますので、それを町民、行政にわかっていただくために7と8と分けて、ここに記述してあることは非常にどの項目を読んでいただいてもわかるものだと思いますので、これは賛成と、私としては意見とさせていただきます。

○議長(吉永滿榮君) そのほか反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論を終結します。

採決に入らせていただきます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉永滿榮君) 賛成6。本日は12名でございますので、反対者が6名ということで、 賛成が6、反対が6ということで同数になっております。同数の場合は議長の賛否により決 するということでございます。

私は……

[「議長判断ということで一言、その件に関して発言を求めます」「採 決でやってください」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) もう採決は済んでおりますので。

したがって、本案は私の態度をはっきりここで表明します。

本議案につきましては、議長の判断は賛成とします。

したがって、本案は原案どおり可決とされました。よろしくお願いします。

それでは、ここで暫時休憩とします。

8番、八木宣和君の入場を許可します。

休憩 午後 零時27分

再開 午後 零時28分

〇議長(吉永滿榮君) それでは、定足数に達しておりますので、暫時休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議員派遣について

○議長(吉永滿榮君) 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第115条第1項の規定によって、議員派遣についてはお手元に配布しました「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

これから質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

議員派遣については、お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長(吉永滿榮君) 日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事 務調査について、また議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の 規定によってお手元に配布しました閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長(吉永滿榮君) 以上で、平成20年第4回吉田町議会定例会のすべての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) いや、おもしろかった。びっくりした。最後は腹の中が煮えくり返った。これが私の本当の気持ちです。私がやったことでもないのに、私に対して不信任案が出る、いやいやこれもびっくりしましたな。

織田信長を本能寺に討ち果たした明智光秀の言葉にこんな言葉が残っています。非常におもしろい言葉ですので、議員の皆様にはぜひとも頭の片隅に入れておいてもらいたいと思います。「仏のうそを方便と言う、武士のうそを武略と言う、土民・百姓かわりよきことない」。あと、ここに議員のうそなんて言ったら、これ、何になりますかね。恐らく、きょう傍聴席にお座りの皆様に対して議会の皆様が説明できるのかと、はっきり申し上げて、私は本当にそう思います。

あの中山三星建材の跡地の取得に関して、行政財産の取得の要件を満たしていなかったという、なぜ単純な議会の意思にしないのかと。まさに委員長そのものに今後お聞きしなければならないと、こんなふうに思っています。

先ほど話がございましたけれども、事務検査と監査請求を発表した。それぞれ事務検査報告と監査結果の報告を得たと。たしかこの前の、すり返えのあれでは踏まえてとありましたので、一つがばっさり切られてしまったと。これはどんなふうに説明されるのか、本当にこれを説明の場合は、恐らく議会の皆様はまさに苦慮するものと。町民は、一体何がきょう行われたのかほとんどわからないと思いますよ、はっきり申し上げて。これらの報告を真摯に受けとめると。片方はばっさりないんですから。今後と言いますけれども、もう昨年以来、議会は町民から説明を求められている。一つとして説明したことがない。だから、「今後も」なんていう言葉はない。「今後は」と言える。

「町民の負託に応えられるよう、議員の自覚と責任において町政の改革に全力を傾注し、議会の使命と議員の職責に邁進することをここに決議する」と。最終報告であの跡地の取得は行政財産の取得の要件を満たしていなかった。そこまで言ったものですから、議会もようやく理解していただけたのかなと思ったんでございますけれども、またその部分が宙に浮いてしまいましたので、当局としても今後どんなふうに考えればいいのかというようなことを、当然のことながらこれを出した藤田議員以下の方々に、当然公開の席において説明を求めたいと、こんなふうに思っています。これは開かれた議会でございますので、開かれた議会ということは、町民の説明要求に対して答えるということでございますので、ぜひともお願いいたします。

残念ながら、こういう議会の場においては私はリングに上ることができないんです。常に リングの下で見ているだけ。本当に歯がみしたい気持ちでございました。まあ、しゃべらせ ていただければ、10分もあれば完膚なきまでにぶっつぶして差し上げますけれども。そうい う、はっきり議会というものが、私はこの議会の開会のときに申し上げた。議員の皆さんの 職責というものは、自分の意思表示を明らかにすること。右か左か、賛成か反対か、その理 由を明示すること、明確にすること。またさらに、有権者からその説明を求められた場合は、 みずから行って説明すること。一つとして議会はやったことがない。こんな議会に対して町 民が信頼を寄せるなんておよそ考えられない。当然、検証委員会は、この最初の藤田議員の 出された決議について説明を求めますので、ひとつよろしくお願いします。

さて、しかしながら、きょう、先ほど拍手がございました。監査委員がやられた監査結果については不適切なものであるというふう形で却下いたしました。私は、議会というものが、この特別委員会の中に参加された8名の方々の、数十回、50回以上、それから60万円未満の費用弁償をもってやられたと。この中において、私は大きな芽が育ってきたと、こんなふうに思っております。その芽がぜひともすっきりと真っすぐに育っていってもらいたい。

今後、地方議会の出番というものはますます大きくなってきます。私がこれまで何度もお話ししたことでございますけれども、この町のすべてというのは、最終的には議会の皆様が決するものでございます。ぜひとも、地方分権と大きな財源移譲が今後あるかもしれません。そうした場合に国民の負託にこたえられるように、ぜひとも真摯にきょうの決議を受けとめて、切磋琢磨して、議員同士で激しく論戦し、論点を整理し、争点を明らかにし、町民の負託にこたえられるよう切に求めるものです。

あと、十何日でことしも暮れます。きょうの現実は年を越して正夢になるのか、逆夢になるのか、非常におもしろいと思っております。当局は一歩前にギアチェンジを入れましたので、年を越しまして皆様にはいろいろな問題が当局のほうから、また議案として出てくる可能性もございます。ぜひとも町民の皆さんに真摯に御説明できるよう、ひとつお願い申し上げ、簡単でございますけれども、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎議長のあいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 本日、ここに平成20年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たりまして、一言私からごあいさつを申し上げます。

今定例会は、12月5日の開会以来、本日まで15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに、すべての議事が終了いたしました。閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

本年5月15日、第1回の臨時会において中山三星㈱工場跡地の買収事務と利用に関する調査ということで、地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求並びに地方自治法第110条及び吉田町議会議員条例第4条の規定により、中山三星㈱工場跡町有地特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項による事務検査をし、今議会の初日には、特別委員会の最終報告を受けたものです。今回の調査で、議決とはその時々の議会の責任において行われ、尊重すべき議会の原則であると認識をしたところでございます。議会の議決の重みというものを改めて痛感したものであります。

本年は、北京オリンピックが行われ、日本選手の活躍など明るい話題もありましたが、食品偽造や通り魔殺人事件など、暗い1年だったかなと思います。また、アメリカ発のサブプライムローン問題による世界金融危機などが起こり、年末にかけ経済状況も大変悪化し、し

ばらくは景気もよくならないと言われております。来年は、さらに景気も悪化し、政治経済 も混沌とした状況になってくると考えられます。

議会におきましては、本議会に全議員さんの賛同をいただき、議員の費用弁償を来月から 廃止することとなり、スピーディーに行動していただきました。町民の皆さんに議会改革の 第一歩をお示しすることができました。今後も町民の皆さんに信頼され、存在感のある議会 を目指した議会改革を推進していきたいと思っているところであります。

いよいよ寒さを迎えます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、御多幸な 新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

O議長(吉永滿榮君) これをもって、平成20年第4回吉田町議会定例会を閉会します。 御苦労さまでした。

閉会 午後 零時40分